



568-358



1200501515939







IT 2W-18

大禮
紀念
昭和漢文叢書



第6



日本外史新釋

文學士 賴成一著

元





賴山陽先生

畫像自贊二首

賴 襄

躬偃仰一室、而心關百代之失得、弗恤己鹽齏、而憂人家國、文章滿腹、不濟乎饑、曲尺直尋、則所不爲。噫、是何物迂拙男兒乎。雖然、烏知無念此迂拙者之時哉。

此膝不屈於諸侯、聊答故君之德。此眼竭之群籍、不虛先人之囑。此脚侍母輿、二躋芳山、五蹕大湖、十上下漢灣、而未嘗踵朱頓之門。此口不能飮殘杯冷炙、而此手欲援黔黎之寒饑也。

緒 言

- 一、本文は賴氏正本(大字本)に據り、河越本を參酌せり。
 - 一、論文の分段は三島中洲翁の段解に學ぶ所多し。
 - 一、通釋欄に於て解せし語は、成る可く語釋することを避けたり。
 - 一、語釋は前後重複することあるべし。
 - 一、本文の讀點は訓讀の讀點と必ずしも一致せず。句點は然らず。
 - 一、送假名は讀み易きを主眼として之を施せり。
 - 一、本書中に用ふる文字は通常活字に上れる文字を用ふ。
 - 一、地名人名は其の讀法至難なり。或は妥當ならざる者、他日を俟つて補正する所あるべし。
- 以 上

緒 言

日本外史新釋 元册

目次

解題

上樂翁公書

日本外史目次

日本外史引用書目

日本外史例言

卷一 源氏前記

目次

日本外史新釋 元册

平氏……………一頁

卷一 源氏正記

337 新編 1. 29

源氏上……………二〇七頁

卷二 源氏正記

源氏下……………三六五頁

卷四 源氏後記

北條氏……………五一七頁

解題

日本外史二十二卷、安藝の人頼山陽先生の著、先生名は襄、字は子成、通稱久太郎、山陽は其の號、又三十六峰外史、梅垲、里鳥、收亭等の別號あり。父は頼春水先生（名は惟寛又は惟完といひ、字伯栗、一字千秋、通稱彌太郎）母は飯岡氏（名は輝子、梅隠と號す）。安永九年、大阪江戸堀に生る。後春水先生、褐を藝藩に釋き、教授の任に廣島に就くや、隨つて廣島に移る。少きときより心を國史に潜め、弱冠の比、日本外史編述に志し、二十八歳の時、略其の稿を脱せり。其の後京師に移住し、文政十年、先生四十八歳の時、松平樂翁公の索むる所となり、外史の書、茲に初めて世に出で頼に流行するに至れり。是より先き、春水先生修史に志あり。藩公に請うて既に之に従事すること數年。故あつて遂に中絶するの已むなきに至れり。予が家に現存する所の監古録は即ち是の時の殘稿なり。今監古録を察するに、其の體裁、全て山陽先生後年の編著日本政記と同一なり。此れに由つて之を觀れば政記の一書は實に亡父の遺業を續成せしものにして、而して又先生に外史の著ある決して偶然に非ることを知るなり。

此の書を日本外史と名づけたるは、一國の正史に非るを以てなり。例言に所謂闕外の一典、上樂翁公二書中の一家の私乘とは即ち外史の意に他ならざるなり。此の書の體裁に就いては、同上書中に遷史の世家に倣ふとあれども、實は編年紀傳兩様の體を混合せる、一家獨特の體裁なり。且つ本文の前後に、序論、論贊を附して一家の識見を吐

露せり。是れ外史中にあつては重要地を占むるものなり。其の體裁、論贊に就いては異論を稱ふる者あり。後段例言釋義中に於て之を辯せんとす。

本書が勤王の精神を鼓吹したるは、何人も之を認むる所なり。木戸公營て人に謂つて曰く維新の際、國事に命を殞し、天下の士氣を鼓舞せし者多し。而れども山陽の外史を著せし功には如かざるなりと。外史の精神は實に此に存す。故に詳密なる記述を以て能事となすものとは自ら異れり。上書に「若夫博引傍搜、辨析縝縷、世自有其人。以爲非襄輩所及也」と言へるに觀るも、其の然るを知るなり。大町桂月翁曰く、殊に山陽に取るべきは其の識見に在り。當時の學者は概して章句の奴、もしくは弄文の徒なりしが、山陽は大義を解したり。徳川の全盛時代に勤王の精神を鼓吹したり。その子三樹三郎が義に死したるも、蓋し家庭の遺訓なり。日本外史が幕末の志士の氣を勵ましたること如何ばかりぞや。史傳の書もただ多きが、外史ひとり飛びはなれて、もてはやされしは、山陽の人格より出でたる筆致が、實に人を動かすものあれば也。(中略)人物を活躍させて、史傳を讀者の胸中に生かすの妙手腕に至りては、冷かなる史家といへども、之を認めざるを得ざるべし。日本外史は、實に無類獨得の散文の叙事詩なり。之を讀まざるものは、或る意味に於て、不幸なる國民なり。と。(大町桂月翁著新譯日本外史序)

此の書初め寫本を以て行はる。天保七八年の頃、江戸の儒にして書を信る者中西伯基、木活を用て此の書を印行す。所謂拙修齋叢書本是れなり。弘化元年、河越松平家に於て、校刻日本外史を出版す。所謂河越本是れなり。嘉永元年に至り、所謂賴氏正本を出版してより以來、諸社の外史諸處に出版され、以て今日に至る。

○參考書目

(イ) 木刻本		(二) 點註本	
日本外史……………	賴氏正本	增補日本外史……………	賴龍三
校刻日本外史……………	河越本	校刻日本外史……………	河越本縮刷
日本外史……………	賴氏藏板	重訂日本外史……………	久保天隨
增補日本外史……………	賴又二郎	新訂日本外史……………	大町桂月
校正日本外史……………	同上	點註標記日本外史……………	吉原呼我
(ロ) 唐本		標註日本外史……………	賴又二郎、雲谷任齋
日本外史……………	廣東採花書屋	標註日本外史……………	賴又二郎
日本外史……………	上海讀史堂(錢擇評)	詳註日本外史(未刊)……………	光吉元次郎
日本外史……………	文賢閣石印	(ホ) 訓讀本	
(ハ) 活字本		啓蒙日本外史……………	大槻誠之
(其一) 和裝		挿圖啓蒙日本外史……………	大槻誠之
日本外史……………	拙修齋木活	新譯日本外史……………	大町桂月
日本外史……………	木活	譯文日本外史……………	上田景二
增補日本外史……………	活版	邦文日本外史……………	池邊義象
(其二) 洋裝		詳解全譯日本外史……………	至誠堂漢文叢書本
		日本外史……………	有朋堂漢文叢書本

通俗挿畫小學外史……………不

(八) 翻譯本

日本外史俚言抄(未刊)……………佐々木向陽
史學武家童觀抄……………市川清流
演義日本外史(未見)……………松原櫟園
少年日本外史……………高橋筑峯
繪本日本外史……………大町桂月
講談日本外史……………今三餘
外に英文・佛文・魯文の日本外史あり

(下) 改編本

編年日本外史……………頼又二郎、重野安釋
外史學要……………岩崎恒義

(七) 講解本

(其一) 講義

文法詳解日本外史講義……………片岡潛夫
日本外史講義……………興文社
日本外史新釋……………久保天隨
日本外史講義……………月見柳莊

(其三) 字義

日本外史名乗字引……………高井蘭山
日本外史稱呼訓……………松山富美
日本外史訓蒙……………松嵐・泉石
系譜頭書日本外史傾蒙……………水野旭山
日本外史字引……………野呂公敏
日本外史字解……………福壽信
日本外史字類……………榎木寛則
日本外史質問線……………松山喜輔
外史譯語……………大森惟中、莊原和
改正刪補日本外史字類大全……………河村與一
便蒙日本外史纂語講義……………雨森精翁
日本外史摘解……………三田稱平
日本外史纂語字類大全……………櫻井茂衛
日本外史便蒙……………長瀬寛二
活字日本外史箋釋……………不長瀬寛二
日本外史質疑應答……………下森來明
日本外史字類……………安井歡之助

抄錄日本外史講義……………淵脇宏壽
日本外史講義錄……………手塚宏壽

(其二) 論文講義

國史論纂評點……………長川竹院
日本外史論文摘解……………馬場丈太郎
日本外史論文講義……………三浦龜堂
日本外史論文講義……………菊池三溪
日本外史論文講義……………片岡潛夫
日本外史論文講義……………河村北溟
日本外史論文講義……………鈴木義一
日本外史論文講義……………竹添治三郎
日本外史新田氏論文講義……………深井鑑一郎
論文日本外史講義……………飯田御世吉郎
日本外史史論文……………飯田御世吉郎
日本外史論文釋義……………飯田御世吉郎
日本外史論文講義……………池田蘆洲
纂評日本外史論文箋註……………池田蘆洲
日本外史論文段解……………三島中洲
日本外史論文講義……………奥村梅臯

日本外史字典……………高橋喜八郎
日本外史字典……………郁文舍
日本外史字解……………久保天隨
獨學自在日本外史講義……………近藤元粹

(リ) 拔萃本

(省略)

(又) 表類

日本外史系譜……………名取善十郎
日本外史姓名表……………穴水朝次郎
日本外史年表(附圖)……………西野古海
日本外史年表……………關野古海
日本外史年表……………味酒清人

(ル) 批評考證類

日本外史評……………鹿持古義
外史糾繆(未刊)……………五弓雲窓
外史劄記……………清宮秀堅
日本外史劄記(未刊)……………雨森精翁
讀外史餘論……………長川東洲
日本外史文法論……………長川東洲

讀日本外史(寫本)……………岡本况齋	日本外史前編……………保岡正太郎
日本外史辨妄……………法貴發	(其二) 後續
日本外史逸記(未見)……………松村春風	日本外史補(日本外史補編)……………岡田鴨里
日本外史辨誤(未刊)……………川田春剛	續日本外史……………馬杉
日本外史と讀史餘論……………田口卯吉	近世日本外史……………關
刪正日本外史(寫本)……………後藤恭	續近世日本外史……………關
日本外史正誤……………栗原信允	啓蒙續日本外史……………馬杉
(ヲ) 論史類	(其三) 前補後續
日本外史纂論……………石川鴻齋	日本外史補(寫本)……………源俊貞
日本外史評論……………大岡護	(三) 雜類
日本外史新論……………中村正藏	日本外史叙……………樋口逸齋
(ワ) 詠史類	日本外史大危機……………未詳
讀正續日本外史……………佐藤憲欽	以上
日本外史樂府……………西川文仲	
外史雜詠……………岡本賢藏	
(カ) 補續本	
(其一) 前補	
日本外史前記……………近藤飯城	

上樂翁公書(原とこの題はなないのである)

文政十年五月、松平樂翁公の家臣不破右門、山陽先生の京寓を訪れ、公の命を以て日本外史一部を求むる所あつた。聽て獻上の外史の淨書も了り、二十一日、上書一篇を草し、卷首に冕したのである。二十八日には製本も箱も悉く出來上つて獻上を了した。樂翁公はその翌々月、閏六月十一日から、外史の閲讀を始められた。御會釋として、公から集古十種二函、白銀二十枚を下された。亡父在世に候はゞ如何程か相喜可レ申、是又設レ位祝告仕候。これは其の時、山陽先生より、公の家臣田内某への挨拶状中の一節である。亡父とは春水先生である。春水先生は生前既に公の知遇を蒙つてゐた。西村天四博士曰く「白河樂翁公の執政と爲りしは天明七年に在り。是より先き安藝の頼春水、樂翁公に招かれ、坐を賜ひて學を論せしことあり。春水は夙に

の子、猷の弟、字子由、穎達と號した。唐宋八大家の一人。○韓魏公(韓琦、英宗の時の賢相、魏國公に封せられた)。○上韓魏公書(唐宋八大家讀本卷二十六、上樞密韓太尉書のこと)。○自售(人に對して求むることあるをいふ)。雖^モ然^{リト}、魏公^ハ是^ノ時^猶當^ル路^秉權^人將^レ疑^ハ轍^之有^ル求^焉。閣下^今代^之魏公也。而^モ勇退^高踏^久處^閑地。使^レ襄^學轍^所爲^可以^無嫌^矣。特^貴賤^懸絕^不啻^如。轍^於魏公^則徒^仰而^心嚮^之而已。

訓讀 然りと雖も、魏公は是の時猶ほ路に當り權を秉れり。人將に轍の求むること有るを疑はんとす。閣下は、今代の魏公なり。而して勇退高踏、久しく閑地に處る。襄をして轍の爲す所を學ばしむるも、以て嫌無かる可し。特だ貴賤懸絶し、啻に轍の魏公に於けるが如きのみならずれば、則ち徒に仰いで心之に嚮ふのみ。

通釋 然しながら韓魏公はその當時まだ臺閣の要職に在つて政治上の權を把握して居りました。でありますから轍が矢張り求むる所があつたのではないかと、疑へば疑へるので、中には左様思ふ人も御座いますでせう。今閣下は現代日本の魏公と申し上げて宜き御方で御座います。そして只今は潔く後輩に塗をお譲りになつて御勇退遊ばされ世外に超越しておいで成され、久しい間、閑暇な地においで遊ばされて居ります。して見れば、私^私が轍の致しましたやうに上書致しましたとしても、何かの野心でもあるやうに嫌疑を蒙むることも無い筈で御座います。ただ閣下と私とは身分の相違が非常に懸け離れて居りまして、迥も蘇轍と魏公との相違位の話ではないので御座いますから、ただ高く仰ぎ望んで、心で只管閣下を慕うてゐたに過ぎなかつたので御座います。

語釋 常路(要路に在ること)

餘論 以上第一段、自分は今日に求むる者でないことを明かにして、將來に求むる所を言はんとする下地としたのである。

今茲、尊嫡君侯膺幕命、入朝謝大拜之恩。襄伏在草莽、側聞盛事。而不圖、邸吏帶閣下之命、來就襄家、取所著私史、欲覽觀禮意殷勤、愧悚交至。

訓讀 今茲、尊嫡君侯、幕命に膺り、入朝して大拜の恩を謝す。襄伏して、草莽に在り、側に盛事を聞く。而して圖らざりき、邸吏、閣下の命を帶び、來りて襄の家に就き、著す所の私史を取り、覽觀を賜るを欲せられんとは。禮意殷勤、愧悚交至る。

通釋 今年(即ち文政十年將軍が太政大臣を拜命されたについて)御世嗣の御殿様が、將軍家の御命令をお受けなされ、京都の御所へ參内なされ、叙任の御恩に對し、御禮をなさいますこととなりました。私は民間に居りまして、蔭乍らそのお盛んな儀式のことを仄聞して居りました。所が京都へ御入來のお序に、御屋敷の役人が閣下の御命令を持つて、私の家へ懇々お出で下され、私が兼ねて著述致しました所の日本外史をお徴しになり、御覽下されることになりましたが、これは實に意外千萬なこと御座います。其の禮儀の籠つたお扱ひが、いかにも鄭重に渡らせらるるので、私には愧ぢ入る心と、恐縮に堪へない情とが入れ代り立ち代り湧いて來る次第で御座います。

語釋 今茲(文政十年)尊嫡君侯(松平定永)○大拜之恩(將軍徳川家齊が太政大臣を拜命したので、將軍は定永に命じてその天恩拜謝に參内せしめた)○邸吏(樂翁公の家來不破右門來訪)○私史(樂翁公の著す所の私史)○覽觀(田内主税が)

夫襄不敢求於閣下、而閣下求於襄、襄之榮大矣。復何所嫌而辭避乎。雖未接警欵、聞其詞命、亦可以自壯。於是忘其蕪穢、出以納下執事、又敢有所瀆告。

訓讀 夫れ襄、敢て閣下に求めずして、閣下襄に求む。襄の榮、大なり。復何の嫌ふ所ありて辭避せんや。未だ警欵に接せずと雖も、其の詞命を聞く、亦以て自ら壯とす可し。是に於て、其の蕪穢を忘れ、出して以て下執事に納れ、又敢て瀆告する所有らんとす。

通釋 全體、私は決して閣下に向つて求めたものでは御座いませんので、閣下が私にお求めになつたことと相成りました。私の光榮なことは實に大したもので御座います。此の上、何んで、嫌疑されることを氣にしてこの恩命を御辭退申し忌避するやうなことを致しませうや。まだ一度も直接お言葉を頂戴致しませぬが、併し此の度び御恩命のお言葉を頂戴しまして私としましては大に得意に思つてよい譯で御座います。そこで外史がお粗末千萬なものも關はず打ち忘れまして、お取り次ぎの方まで差し出しまするが、これを序でに此の際、お耳を瀆しても申し上げたい儀があるので御座います。

語釋 警欵(しはぶき、接警欵とはお聲に接する意である。)
○蕪穢(草茂り荒れたること、文章體裁の粗末なことは喻へたのである。)
○下執事(家來で事を執り行ふ下級の者。直接斥さないで下執事といふのは自ら卑下し先方を尊敬する意である。)

餘論 以上第二段、己れ求めないで、公から求められたことを言ひ、喜びを叙べたのである。

轍書稱史遷、文有奇氣。他日自作古史、則論遷之疎略、輕信、淺陋無識。夫遷官太史、

總領天下文籍、猶不免疎略之譏。況如襄以寒陋一書生、獨力罔羅古今、其不自揣而招大方嗤笑、必也。

訓讀 轍の書に稱す、史遷の文、奇氣ありと。他日自ら古史を作りては、則ち遷の疎略輕信、淺陋無識を論ず。夫れ遷は太史に官し、天下の文籍を總領し、猶ほ疎略の譏を免れず。況んや襄の如きは寒陋の一書生を以て、獨力、古今を罔羅す。其の自ら揣らずして大方の嗤笑を招かんこと、必せり。

通釋 蘇轍の上書文の中に申して居りますが、史記の司馬遷の文章は世にも珍らしい氣象があると褒めて居ります。けれども其の後、蘇轍が古史を編纂致しました時には、司馬遷の歴史は粗笨で缺漏の多いこと、詰らぬ材料を輕々に信用してゐること、淺はかで品がなく又識見がないこと等を論じて居ります。全體、司馬遷は太史と申す、歴史の係りの役に就いて居りまして、天下中の書籍を手元に置いて自由に取り調べる事が出来ましたので御座いますが、それでさへも、粗笨で脱漏が多いといふ譏りを免れなかつたので御座います。まして私の如きは、素寒貧の一書生で以て、而も獨りで古今の歴史を編み出したので御座います。こんな身の程を辨へない仕方をして、世間の大家から冷笑を受けることは決まつて居ること御座います。

語釋 轍書(上欄密韋太尉) ○史遷(史記の作者漢) ○古史(蘇轍は史記に誤謬の多い所から古史六十卷を著した) ○太史(司馬遷は漢武帝の太史令であつた)

然少小嗜讀國乘、每病常藩史之浩穰、又恨其有闕。至近代之事、與夫隆治之所由、非無先輩撰著、又未有晰其端緒、綜各家終始者。

訓讀 然れども少小より國乘を嗜讀し、毎に常藩史の浩穰を病へ、又其の闕有るを恨む。近代の事と、夫の隆治の由る所とに至りては、先輩の撰著無きに非ざれども、又未だ其の端緒を晰にし、各家の終始を綜ぶる者有らず。

通釋 併し乍ら私ハ小供の時分から日本歴史を讀むことが好きで御座いましたが、いつも水戸藩で御編纂になりました大日本史が餘りに大き過ぎて讀むのに不便であることを心配致して居りましたが、それに又缺けてゐる所がありますのを残念に思つて居りました。近代の歴史(織田豊臣時代)や、かの徳川氏の盛んな、よく治まつた時代の由つて來る所などになりますと、先輩の學者の撰びました著述が無いでは御座いませんが、併し其れ等將家の起つた極く初めの糸口を瞭きりさせ、各家の始めと終りを一貫して纏めた歴史といふものは、まだ無いので御座います。

語釋 國乘(國史のこと) ○常藩史(常陸水戸藩主光圀公の命によつて編纂された大日本史のこと) ○浩穰(浩は大、穰は豊、浩は大、穰は豊) ○有闕(大日本史は後小松天皇で終つてゐるから缺けるといふある) ○先輩撰著(安積澗泊の烈祖成續) ○各家(源平補新田) ○錯而合之(武田、上杉と合)

於是私做遷史世家而加詳備、斷自源平氏、至於今代、間以中興諸將、及割據群雄、關係治亂者、家別紀之、或錯而合之、要覽其成敗盛衰之狀、與臣屬謀戰忠邪之跡、取其大體最明確者、若夫博引旁搜、辨析錙銖、世自有其人、以爲非襄輩所及也。

訓讀 是に於て、私に遷史の世家に倣つて詳備を加へ、源平氏より斷ちて、今代に至り、間ふるに、中興の諸將、及び割據せる群雄の治亂に關係する者を以てし、家別に之を紀し、或は錯へて之を合はせ、其の成敗盛衰の

狀と、臣屬の謀戰忠邪の跡とを覽て、其の大體最も明確なる者を取らんと要す。夫の博引旁搜、錙銖を辨析するが若きは、世自ら其の人有り。以爲へらく、襄輩の及ぶ所に非ざるなりと。

通釋 そこで私に史記の世家の體裁に倣ひ、而かも世家以上にづつと詳細に、又脱漏のないように致し、時代は源平氏より斷ち切り、徳川の御代までと致し、その間へ建武中興時代の楠、新田等の諸將の事蹟や、又元龜天正の頃、諸方に頑張つて居りました多くの英雄で、天下の治亂に關係した者を交へ入れることとなし、記載の方法につきましては各家別に之を認め、中には二三家を一緒に合傳としたものも御座いますが、畢竟するに、諸家の成功したり失敗したり、盛んとなつたり衰へたりした有様、又其の家來筋の者共が致しました所の立派な謀や、立派な戦、その忠義や姦邪等の事蹟、さうした事を一覽しまして、中で總體的に最も事實の明かで確實なものを取り入れようと欲しました。かの博く史料を引用したり、あまねく材料を搜したり致しまして、極く細かい問題を辨別し分析しますがやうな事は、世間に自然適當な人物が居られてなされることで御座います。私共の迎も及ぶ所でないと思ふので御座います。

語釋 ○世家(諸侯王の事蹟を各家別に記したもの) ○群雄(上杉、武田、後北條) ○錯而合之(武田、上杉と合) ○錙銖(極く少さ) ○餘論(以上第三段、己が寒陋をも顧みず、夙くから歴史を編纂する考へのあつたことをのべ、遂に史記の世家に倣つて外史を作るに至つたことを言つたのである) ○錯而合之(武田、上杉と合) ○錙銖(極く少さ)

至其義例、蓋亦有賤陋之嘲者、事繫一姓之下、而不有統紀、以總之列、將家而雜以雄長、舉今代而稱謂論說、如缺尊崇者、是自有說焉。夫右族迭興、甲起乙仆、以成

海宇之沿革、而事不必關於王室者、我中世以還之國勢也。故依實創體、以形世變、而其中貫以帝系年號、以表條理。至大義所繫、必用特書。雖厠權豪於元帥、隨成敗次第、而因署題、以見統屬、而載之事實、名分截然、讀者自能見之。

訓讀 其の義例に至りては、蓋し亦淺陋の嘲を貽す者有らん。事、一姓の下に繋りて、統紀以て之を總ぶること有らず、將家を列ねて雜ふるに雄長を以てし、今代を擧げて稱謂論說し、尊崇を缺く者の如き、是れ自ら説あり。夫れ右族迭に興り、甲起り乙仆れ、以て海宇の沿革を成し、而して事必ずしも王室に關せざるは、我が中世以還の國勢なり。故に實に依り體を創め、以て世變を形し、而して其中、貫くに帝系年號を以てし、以て條理を表す。大義の繫る所に至りては、必ず特書を用ふ。權豪を元帥に厠ふと雖も、成敗に隨ひて次第し、而も署題に因つて統屬を見し、而して之が事實を載す。名分截然、讀者自ら能く之を見ん。

通釋 外史の書法で御座いますが、此れは又淺薄鄙陋であるとして世間に嘲笑を殘すことであらうと存じて居ります。先づ第一には、事件といふ事件は皆一天萬乘の天皇の年號の下に掛けて記してあり乍ら、天皇紀といつたやうなもので之を總括致さなかつたこと、第二には將家でありました源、新田、足利、徳川等の諸氏を列ねて置いて、而も其の間へ將軍でなかつた楠とか武田上杉等の一方の英雄のことを雜へましたこと、第三には徳川氏の時代のことを擧げて、其の名稱を遠慮なくその儘ぶつつけに申しまして、如何にも徳川氏に對する尊敬を缺いで居るかのやうに思はれますること、是等のことが嘲りを殘すことと思ひますが、これには多少申し述べ

度いことがあるので御座います。抑々強大な將家が代る／＼起つて、甲の者が起ると乙の者が倒れるといふ風に、天下の形勢が次第に變革して參りましたが、それ等興亡の事件は(兵馬の權が將家に在つて皇室に無かつたので)必ずしも皆皇室に關係しませんでした、さうした状態が我が國中世以後の情勢であつたので御座います。それでありますから、斯かる(兵馬の權が將家に在つたといふやうな)事實によりまして、斯のやうな一體の歴史をのみ出し、世の中の變遷を表はした譯で御座います。けれども其の中心は天皇の御系統と年號で一貫させ、そしてさうするのが筋道であることを示したので御座います。大義名分に關する所になりますと、必ず特別な書き方を致して置きました。(以上第一天皇紀を置かなかつたことの申譯) 又權力のあつた豪族を將家の間へ入れ雜ぜて記しましたが、これは(漫然と雜ぜたのではなく)その成功失敗によつて順々に順序立てて書き留め、而かも標題によつて、その統率者、その所屬を明かに表はし示し、その事實を記載致しましたので御座います。従つて上下の名義分際がハッキリして居りまして、讀む人には自然に見分けがつくことと存じます。(以上第二將家を列ね雄長を雜へたことの申譯)

語釋 義例(凡例) ○一姓(天朝を斥し) ○統紀(天皇紀といふやうに總括し) ○將家(將軍) ○雄長(地方に割據し) ○今代(徳川氏) ○稱謂(其の名號をそのま) ○右族(名族、將帥權) ○中世以還(源平) ○因署題以見統屬(源氏前記として平氏を書き、源氏正記として源氏を書き、源氏後記として北條氏を書く類)

至若今代稱謂、則謹據奕葉名爵天下公行之稱、名實輕重、按跡可知、不敢私撰、名號以贖今代、而昧後世耳目、閱首至尾、睹其得失之相形、明其分裂統合之所漸

則今日無前之功德、有不待言者、又不敢喋喋頌贊、使人疑其諛與溢。自謂敬之至也。

訓讀 今代の稱謂の若きに至りては、則ち謹んで奕葉名爵天下公行の稱に據る。名實輕重は、跡を按じて知る可く、敢て私に名號を撰び、今代を躡し、而して後世の耳目を眩ます。首を闕し尾に至り、其の得失の相形を略、其の分裂統合の漸する所を明にすれば、則ち今日無前の功德、言を待たざる者有り。又敢て喋喋頌贊して、人をして其の諛と溢とを疑はしめず。自ら謂ふ、敬の至りなりと。

通釋 當代、徳川氏の方々の名號の述べ方で御座いまするが、それは御歴代の名號爵位で廣く天下に行はれて居ります所の言ひ方によく氣をつけて従ひました。其の名前と實際との間に輕重の差があると致しまして、それはその事蹟を調べれば直ぐ分ることでありまして、(この名前では輕すぎる、もう少し立派な重々しい名號を附けよう、例へば家康公を大君とか神君とか神祖とか烈祖とか申すやうに) 強ひて名號を勝手に拵へ、當代徳川氏を却つて讀し、それ計りでなく、後世の人々の耳目をくらまし迷はすやうなことは致しません。本書の始め源平氏から讀んで、終りの徳川氏まで見通し、其の間の諸家が上手にやりましたり、失くちりましたりした其の形蹟を觀察しますならば、又徳川以前一時諸國が分裂してゐましたのが徳川氏となつて合併統一された所の推移の跡を明らかに致しますならば、今日の徳川氏の功業恩徳はこれ迄にないものであることは分ること、一々此處に述べ立てる必要はないので御座います。此の上、私はベチャク喋舌り立てて徳川氏を褒めたたへ、人に頼襄は徳川氏にこびへつらつてゐるのではないか、馬鹿に褒め過ぎてゐるのではないかと疑はれるやうなこ

とを強ひて致しませぬ。私はそれが徳川氏を敬ふの至りであると自分では考へて居るので御座います。(以上第一

三、稱謂論説の申譯

語釋 奕葉(累世の) ○天下公行之稱(侍従とか少將とか前將軍とか) ○名實輕重(實際にやつた事業に對し名號が釣り合つてゐるかぬかつたり) ○相形(相も形もかたち) ○漸(すいむ) ○漸(すいむ) ○漸(すいむ)

餘論 第四段、外史の書法につき特異の點を擧げてそれに対する自己の意見を述べたのである

凡是裏區區撰述之本意、不可不爲閣下一言之野人朴直、以所謂無求之心著書、取其簡約、自便省覽、始非謀公之世也。所以引据剪裁、皆成一家私乘之體。至寫錄體貌、又一倣古史、不肯學輓近之文縟。是以拮据二十餘年、藏之篋笥、未嘗示人。

訓讀 凡そ是れ裏が區區撰述の本意にして、閣下の爲めに之を一言せざる可からず。野人朴直、所謂求むる無きの心を以て書を著し、其の簡約を取りて、自ら省覽に便にす。始より之を世に公にせんと謀るに非ざるなり。引据剪裁、皆一家私乘の體を成す所以なり。寫錄の體貌に至りては、又一に古史に倣ひ、肯て輓近の文縟を學ばず。是を以て拮据二十餘年、之を篋笥に藏し、未だ嘗て人に示さず。

通釋 以上申し述べましたことは、私の詰らぬ著述の主意で御座いまして、閣下の爲めに一言申し上げて置かねばなりませんので、以上申し上げました譯で御座います。田舎者の私のこととして、飾る所なく眞つ直ぐに、前にも申し上げましたやうな、何も求める所のない心、虚心坦懷で、此の書を著し、簡略といふことを主眼と

致しまして、自分の閱覽に便利なやうに作りましたので御座います。最初から此の書物を世間に發表しようとして考へては居りませんでした。そんな譯ですから色々な書物を引用してそれに據り、色々な書物から文句杯を剪り取り来りまして、自分一家の私史の體裁に拵へ上げましたので御座います。それから寫し書く體裁で御座いますが、これは主として古い歴史の書き方に倣ひまして、當節の飾り立てる仕方を學ばうとは致しませんでした。(行をかへて書いたり、一字を空けて書いたり、諱んで字畫を闕いで見たりするやうなことは致しませんでした。日本外史例言第十六條參照) そんな譯で彼れ是れ二十年も勉強致しまして出来上りましたが、それを本箱の中に藏ひ込んで、まだ誰にも見せなかつたので御座います。

語釋 區々(小な) ○始非(非始の) ○古史(蘇轍の古史と) ○輓近(近頃の) ○拵据(動作して止ま) ○篋笥(二字共箱)

今乃得閣下之寓目、以取信於天下後世。眞意外之幸也。襄雖無求於今日、而不無求於千百載。非經大賢之鑒識、不足以保其傳也。

訓讀 今乃ち閣下のお目に觸れることになりまして、天下後世に信用を得ることになりました。ホントに思れども千百載に求むる無きにあらず。大賢の鑒識を経るに非ざれば、以て其の傳を保するに足らざるなり。

通釋 所が今や閣下のお目に觸れることになりまして、天下後世に信用を得ることになりました。ホントに思ひも奇らぬ幸せなことで御座います。成る程私には欲求する所は御座いませぬけれども、併し千百年の後ちくに對しては求むる所がないではないので御座います。けれども、閣下のやうな立派な偉いお方の御目つきを經ませんでは、到底千百年の後までも此の書物が傳はることを保證出来ないで御座います。

語釋 寓目(目をよせること) 即ち覽ること。

然苟得流傳、不別今與後、其損益於世道人心。尤不可不加謹。襄也病羸、不能効力。父母之邦、況敢望有益於世。然生遭此極盛之運、以其庸陋之筆墨、裨補萬一焉、則不負爲太平之民也。

訓讀 然れども苟も流傳するを得ば、今と後とを別たす、其れ世道人心に損益せん。尤も謹を加へざる可からず。襄や病羸、力を父母の邦に効す能はず。況んや敢て世に益すること有るを望まんや。然れども生れて此の極盛の運に遭ひ、其の庸陋の筆墨を以て、萬一を裨補すれば、則ち太平の民たるに背かざるなり。

通釋 併し苟にも此の書物が世間へ流布傳播致しますとせば、それは今日に流傳しても、後世に流傳しても、何れを問はず、世の道德や人の心に害を興へるか或は益となるか何ちらかで御座います。ですから取り分け注意しなければならぬ譯で御座います。私は病身で御座いまして、故郷の藩公に仕へて働くことが出来ません。そんな人間が何うして世の中に益しようかと望みませうや。(望んだつて出来ないことです。)けれども今日に生れてこの結構な至極盛んな御代に際會し、私の平凡鄙陋な文章によりまして、萬が一でも世の爲めになることがありと致しますれば、それこそ泰平の御代の民たるに負かないこととなる譯で御座います。

語釋 父母之邦(安藝廣島藩)

蘇轍謂魏公、苟以爲可教而教之、則幸矣。閣下其亦有以教襄焉。冒瀆尊嚴、惶懼無已。文政十年丁亥五月二十一日、布衣賴襄謹再拜白。

訓讀 蘇轍、魏公に謂ふ、苟も以て教ふべしと爲して之を教ふれば則ち幸なりと。閣下、其れ亦以て襄に教ふる事有れ。尊嚴を冒瀆して、惶懼已む無し。文政十年丁亥五月二十一日、布衣賴襄謹み再拜して白す。

通釋 蘇轍の上書を見ますると魏公に次のやうに申して居ります、「苟くも私を教ふることの出来る者と思召されて、私を教へて下さるならば、誠に幸せであります」と。閣下も亦、何卒私に教へて下さいませよ、蘇轍が魏公に願つたやうにお願ひ致す次第で御座います。尊き御威嚴を犯して勝手なことを申し上げ、惶れ多くて已まない儀で御座います。文政十年、丁亥の歲、五月二十一日、無位無官の賴襄こと謹んで再拜して申し上げます。

語釋 文政(仁孝天皇)の年號。

餘論 以上第五段大賢の鑒識を得て篋笥に藏して置いたものが世に出るに至つたことを幸として結んだのである。

日本外史目次

卷一	源氏前記	平氏	卷五	北條氏
卷二	源氏正記	源氏上	卷六	新田氏前記
卷三	源氏正記	源氏下	卷七	新田氏
卷四	源氏後記		卷八	足利氏正記
				足利氏上

足利氏正記

足利氏中

卷九

足利氏正記

足利氏下

卷十

足利氏後記

後北條氏

卷十一

足利氏後記

武田氏

上杉氏

卷十二

豐臣氏中

卷十七

德川氏前記

豐臣氏下

卷十八

德川氏正記

德川氏一

卷十九

德川氏正記

德川氏二

卷二十

德川氏正記

德川氏三

足利氏後記

毛利氏

卷十三

德川氏前記

織田氏上

卷十四

德川氏前記

織田氏下

卷十五

德川氏前記

豐臣氏上

卷十六

德川氏前記

卷二十一

德川氏正記

德川氏四

卷二十二

德川氏正記

德川氏五

日本外史引用書目

神皇正統記
 今昔物語
 陸奥話記
 奥羽軍記
 將門記
 純友追討記
 後三年合戰草紙
 保元平治物語
 平家物語
 長門本平家物語
 源平盛衰記
 東鑑
 承久記

太平記
 異本太平記
 參考太平記
 太平記綱目
 櫻雲記
 伯耆卷
 菊池軍記
 關城書
 保曆間記
 梅松論
 花營三代記
 足利治亂記
 室町殿日記

明德記
 應永記
 富士御覽記
 北山行幸記
 椿葉記
 永亨行幸記
 長祿寬正記
 嘉吉記
 結城戰場物語
 應仁記
 應仁略記
 應仁別記
 重編應仁記

引用書目

文明一統記
鎌倉大草紙
細川勝元記
細川政元記
三好成立記
三好別記
松永記
十河物語
穴太記
光源院記
赤松記
北條五代記
房總治亂記
豆相記
相州兵亂記

河越記
國府臺前記
國府臺後記
北條早雲箇條書
里見軍記
蘆名記
伊達成實記
最上記
山形記
東國太平記
甲亂記
甲陽軍鑑
武田三代記
北越軍記
謙信軍記

河中島合戰記并圖
北國太平記
上杉輝虎注進狀
中國治亂記
陰德太平記
江就記
毛利家記
筑紫軍記
別所長治記
長曾我部元親記
九州治亂記
信長記
織田真記
立入宗繼記
太閤記

天正記
豐鑑
小松記
富樫記
淺井軍記
朝倉軍記
江北記
江濃記
蒲生氏郷記
惟任退治記
柴田退治記
余吾莊合戰覺書
紀州發向記
島津家記
朝鮮軍記并圖

朝鮮征伐記
高麗陣日記
朝鮮物語
清正記
前田軍記
黑田長政記
細川忠興記
將士美談
武邊物語
武家閑談
武者物語
武將感狀記
武家高名記
武家盛衰記
老人雜話

故老物語
大河内秀綱物語
三河記
三河物語
松平譜
徳川記
創業記
藤澤寺緣起
松榮紀事
家忠日記
增補追加家忠日記
關原記
關原軍記并圖
關原記大全
關原外記

石田記
石卯餘史
駿府政事錄
東照宮御遺訓
御遺訓附錄
御遺誠
慶長記
慶長一統記
慶長日記
元和記
四戰紀聞
三形原合戰記并圖
小牧合戰圖
大阪記
大阪軍記并圖

難波戰記四種
冬夏日記
秀賴記
大阪首帳
若江合戰記
大阪冬夏陣覺書
檜井合戰記并圖
淺野家記
淺野家臣記
小幡景憲事記
酒井家記
本佐錄
落穂集
玉露叢
玉滴隱見

岩淵夜話
武野燭談
柳營祕鑑
諸家大祕錄
諸家深祕錄
君臣言行錄
續日本紀
續日本後紀
文德實錄
三代實錄
令義解
類聚三代格
延喜式
姓氏錄
三善清行意見封事

職原鈔
皇胤紹運錄
尊卑分脈
公卿補任
武家叙任
大系圖
武家大系圖
足利系圖
細川系圖
德川系圖
上杉系圖
貞永式目
建武式目
知譜拙記
主圖合結

武鑑五種
水鏡
扶桑略記
世繼物語
榮華物語
續世繼物語
增鏡
宇治拾遺
玉海
百鍊鈔
愚管抄
古事談
續古事談
著聞集
十訓鈔

徒然草
愚昧記
後愚昧記
康富記
親元記
祇園執行日記
東寺執行日記
吉野拾遺
義貞記
菊池武朝申狀
吉野事書案
新葉集
宗良親王集
大日本史
大日本史贊藪

國史實錄	大業廣記	保建大記
烈祖成績	元史	本朝通紀
藩翰譜	明史	中興鑑言
王代一覽	明史紀事本末	制度通
鎌倉將軍譜	懲毖錄	南留別志
京都將軍譜	皇明通記	駿臺雜話
織田信長譜	皇明實紀	通語
豐臣秀吉譜	兩朝平壤錄	逸史
東照宮年譜	中山傳信錄	常山紀談
年譜附尾	異稱日本傳	稱謂私言
武德大成記	和漢合運	
武德安民記	木下長嘯集	
武德編年集成	羅山集	
東遷基業	讀史餘論	
東遷成基	五事略	

日本外史例言

一、此書、本欲志將家興廢、以爲閩外一典。然元弘延元之後、附屬官軍者、不可謂之。非武族而略焉。元龜天正之際、割據方隅者、不可謂之。非元帥而舍焉。舍焉、略焉、則當時之事、有不觀其全者矣。平氏始之、北條氏終之。闕此二者、源氏之事、亦爲不備。故源足利織田豐臣四家、與我德川氏、則卷分上下、或成數卷、而其餘者、皆單一卷、以見差別。不附其後、而插其間者、欲使讀者覽成敗分合之次第也。

訓讀 此の書、本と將家の興廢を志し、以て閩外の一典と爲さんと欲す。然れども元弘延元の後、官軍に附屬する者は、之を武族に非ずと謂ひて略す可からず。元龜天正の際、方隅に割據する者は、之を元帥に非ずと謂ひて舍つ可からず。捨て、略すれば、則ち當時の事、其の全を觀ざる者あり。平氏に之を始め、北條氏に之を終る。此の二者を闕げば、源氏の事、亦備はらずと爲す。故に源・足利・織田・豐臣の四家と、我が徳川氏とは、則ち卷をば上下に分ち、或は數卷と成す。而して其餘は、皆單一の卷とし、以て差別を見す。其の後に附けずして、其の間に挿む者は、讀者をして成敗分合の次第を覽せしめんと欲するなり。

通釋 此の日本外史は、元來將軍の家が興つたり亡んだりしたことを記して、將家のことを書いた一書と致さうと思つて著はしたのである。しかし元弘・延元より後、官軍に附いてゐた者は武門の者でないからと謂つて省略する譯にはいかぬ。元龜・天正の頃に一方一隅に立て籠つてゐた者は征夷大將軍ではなかつたからと謂つて之を捨て、終ふ譯にはいかぬ。若しそれを捨て、省略すれば、其の當時のことは全體を知られない事となる。源氏のことを記すにしても、平氏から書き出して、北條氏で書き終る。この平氏と北條氏とのことを書かないと、源氏のことは充分に書き記されたこととならぬ。だから源氏や足利や織田や豊臣の四家と、我が徳川氏とは、その卷を上下二卷に分け、或は數卷にして遺憾なきを期したのである。そして其の外の者は皆ただ一卷として區別することにした。そしてこれ等大將軍でなかつた者の記事を、大將軍であつた者の記事の後へ附けないで、其の記録の間へ挿んだのは、彼等が成功したり失敗したり、分れたり合つたりした順序次第を讀者に覽て貰はうと思つてのことである。

詳釋 關外(關は門限、關外とは將軍のこと。史記馮唐列傳に「關以内は寡人之を制す、關以外は將軍之を制せよ」といふより出づ) ○元龜・天正(俱に正親町天皇の年號) ○割據方隅(者)上杉、毛利等) ○一典(典は書體) ○元弘・延元(具に後醍醐天皇の年號) ○附屬官軍者

一、此書、要詳各家興廢、以資覽觀。不敢立本紀、如正史。特其中、以帝王年號、幾年幾月、表明條理耳。嘗欲作年表、大事記、冠之、未果也。

訓讀 此の書は、各家の興廢を詳にし、以て覽觀に資せんと要す。敢て本紀を立つる、正史の如くならず。

特に其の中帝王の年號、幾年幾月を以て、條理を表明するのみ。嘗て年表・大事記に作り之に冠せんと欲し、未だ果さざるなり。

通釋 本書は各家が興つたり滅んだりしたことを詳述して、讀者が大體を一覽してよく其の跡を観察する資にしようと思つてゐるのである。正史のやうに敢て本紀を立てることをしない。ただ其の記述の中に、天皇の年號とその何年何月といふことを記して筋道を表はし明らかにしただけである。以前から年表や大事記を作つて此の書の初めに置かうと思つてゐるが、まだそれまでに至らない。

語釋 本紀(帝王の事蹟を記してそれを本紀といふ。司馬遷の) ○正史(紀傳體の歴史で正式のもの、本紀を本にして書志表世家列傳等を從屬つたの) ○表明條理(本紀は立てないが、大體を明かにするために、天子の尊ぶべきことを明かにした) ○年表大事記(年代を列ね其の下に其の年であるの) ○表(明條理) 號(正朝を用ひて、天子の尊ぶべきことを明かにした)

一、署正記前後記者、以示名分、不可混也。使觀者勿以獎姦雄、譏之。

訓讀 正記前後記と署する者は、以て名分の混す可からざるを示すなり。觀者をして姦雄を獎むるを以て之を譏る勿からしむ。

通釋 正記とか前記、後記と標記したのは、天子の命により將軍になつた者と、さうで無い者との名義分際を混同してはならぬことを示したのである。此の書を觀る者が、本書は姦雄を推獎するのだと兎や角非議することの無いようにする爲めである。(此書が何處までも姦雄を推獎する者でなく、名分を混じてゐないことを明かにする爲めに斯様な標題をつけて置いたといふこと。)

語釋 正記前後記(例へば平氏は將軍職でなかつたから源氏前記として述べ、源氏は天子の命にて將軍となつたから源氏正記) 北條は實權があつたが將軍でないから後記として、名分の混す可からざるを明かにした)

一、中世以還、風氣東遷、歷數興廢、而後大成於我德川氏、致今日太平極盛之治、生於今日者、不詳從前喪亂、或不自知其生之幸也。讀此書者、自首卷漸次覽閱、以至末編、自能見之、不必喋喋頌贊也。

訓讀 中世以還、風氣東遷し、數興廢を歴て、而る後大に我が徳川氏に成り、今日の太平、極盛の治を致す。今日に生るる者、從前の喪亂を詳にせずんば、或は自ら其の生の幸を知らざるなり。此の書を讀む者、首卷より、漸次に覽閱し、以て末編に至らば、自ら能く之を見ん。必ずしも喋喋頌贊せざるなり。

通釋 中世より後は、勢力が東の方に遷つて、度々諸家が興つたり滅んだりした後、遂に我が徳川氏の御代となつて大に成就し、今日のやうな太平、極めて盛んな治世を現出したのである。今日の世に生れた者は、昔の戦亂を詳に爲なかつたならば、斯ういふ太平の代に生れた幸福を或は知らないで終うだらう。此の書を讀む者は、第一卷から段々と讀んで行つて、最後の篇まで行つたならば、自然其の邊の事情がよく分るだらう。だから強ひて此處で今の御代の有難さを口多く褒めたゝへることはしないのである。

語釋 中世(孝德齊明) ○風氣(氣運) ○喋喋(言多き貌、よくしやべる形容。)

一、以國朝例言之、源平爲姓、足利北條爲氏。以西土例言之、源平爲氏、足利北條爲族。要不可混也。然列而稱之、因襲既久、常藩之史亦無所分、今亦循其例、曰某氏

某氏、不復甄別、讀者詳其事跡、不患不辨之矣。

訓讀 國朝の例を以て之を言へば、源平を姓となし、足利北條を氏と爲す。西土の例を以て之を言へば、源平を氏と爲し、足利北條を族と爲す。要す混す可からず。然れども列ねて之を稱するは、因襲既に久しく、常藩の史も亦分つ所無ければ、今亦其の例に循ひ、某氏某氏と曰ひ、復甄別せず。讀者其の事跡を詳にせば、之を辨ぜざるを患へず。

通釋 我が日本の例からいふと、源平は姓であり、足利北條は氏といふこととなる。支那の例で言ふと、源平は氏で、足利北條は族となるのである。これは是非混同してならぬことである。しかし今之を一例にして其のままに使つてゐるのは、既に久しい以前からの仕來りであるのと、水戸藩の大日本史にも亦區別してゐないので、自分も亦その例に従ひ、某氏、某氏と、從來言ひ習はしたまゝに稱へ、また姓と氏とを區別しないことにした。讀者が其の事跡を詳に知つて下さるなら、之を辨別しなくとも大して問題にはしないのである。

語釋 國朝(日本のこと) ○西土(支那のこと) ○要(須と) ○因襲(昔から承け續いでや) ○常藩(常陸水戸藩) ○甄別(明かに區別)

一、中興諸將、以楠氏爲主。自餘隸之。新田氏又未嘗膺上將之位、而置之。足利氏之上、雖兵部卿之親、北畠氏之貴、皆繫其中、不復拘其資望、崇卑及相統屬與否。蓋正史自有體裁、不可得云云。此以家乘、故得伸其私心、以發幽光耳。

訓讀 中興の諸將、楠氏を以て主と爲す。自餘之に隸す。新田氏又未だ嘗て上將の位に膺らざれども、之を足利氏の上に置き、兵部卿の親、北畠氏の貴と雖も、皆其の中に繋げ、復其の資望の崇卑、及び相統屬すると否とに拘らず。蓋し正史は自ら體裁有りて、云云するを得可からず。此は家乘なるを以て、故に其の私心を伸ばし、以て幽光を發するを得るのみ。

通釋 建武中興の時の諸將の中では、楠氏を主要なる人物として述べた。其の外の者は楠氏に附けて置いた。新田氏は又、征夷大將軍の位置には任ぜられなかつたのであるが、之を足利氏の前へ出して正記となし皇族であらせられた護良親王の御事跡、又貴族であつた北畠氏のこと、それ等を皆新田氏の記中に納め、その身分人望の高し卑いとか又統率者か否か、從屬者か否かといふやうな事には拘泥しないことにした。思ふに、正史となると自然確りした定まつた體裁があつて、以上述べたやうな事は出来ない筈である。本書は一家の私史であるのだから、自分の考へてゐることをやつてのけて、忠臣の立派な事蹟で、これ迄隠れてゐた光を發揮しても差支へないのである。

語釋 中興 後醍醐天皇建武年間に北條を滅し給ひ、○兵部卿 護良親王は後醍醐天皇の第三皇子、兵部卿に任ぜらる。 ○北畠氏之貴 親房は三后に準 ○繫 繋つぐこと。其の中へ ○云々 楠氏を特出したことを略して云々。

餘論 外史が新田氏の爲めに記を立ててあることに就いて異論を稱へる者がある。或人は新田氏は征夷大將軍に任ぜられてゐないのに、これが爲めに記を立てたのは妄だといひ、又或人は宜しく天皇正記を立てべきもので、新田正記を立てたのは徳川に媚びる爲めだ。(新田は徳川の祖先であるから)と曰つてゐる。それに對して新田氏

を立てたのは此書を徳川氏の時代に行ふ一つの手段であるといふ人もある。池田蘆洲翁の説が最も穩健である。曰く、頼翁既に自ら外史と目け、闕外の一典と曰ふ。天皇記を立てばからず。故に新田氏を立てて正記となす。是れ特筆なり。夫れ暴秦を滅す者は項羽なり。故に史記に之を本紀に列す。項羽に先だちて義を唱ふる者は陳涉なり。故に之を世家に列す。皆特筆なり。既に史記の特筆を知らば、則ち外史の特筆を知る(原漢文)と。論者の言ふが如く、今天皇を立てて源氏や足利と肩を比せしむるに至らば、それこそ非常な不倫に陥る。本書の大眼目である所の尊王の立場からすると、到底斯様なことは出来ぬのである。又翻つて考へて見るのに、今新田氏の爲めに記を立てないとなると、楠、新田の二大忠臣のことは、北條か足利の條下に繋けて書かねばならぬこととなる。それは恐らく忍びない所である。尊王を眼目とするからには、此の間、此の大忠臣を標出せざるを得ないのである。畢竟已む可からざる私心から出たのであつて、此の條に述べてあるやうに、忠臣の幽光を發揮したい爲めの特筆である。楠氏は唱首であるから、初めに置いて、新田氏に及んだのである。

一、近古雄長不止四族。如里見、佐竹、伊達、最上之於東、大友、島津、龍造寺、長曾我部之於西、皆是然。土地之大、事跡之繁、莫之與京。或暴致強大、亦旋興旋廢。而其事不必關係天下治亂。則不復別記。特於四氏語中互見之。

訓讀 近古の雄長は四族に止まらず。里見、佐竹、伊達、最上の東に於ける、大友、島津、龍造寺、長曾我部の西に於けるが如き、皆是なり。然れども土地の大、事跡の繁、之と與に京なる莫し。或は暴に強大を致し、亦旋興り

旋廢す。而して其の事必ずしも天下の治亂に關係せず。則ち復別記せずして、特に四氏の語中に於て、互に之を見ず。

通釋 近古時代の一方の雄たりし者は、後北條・武田・上杉・毛利の四族だけではなかつた。里見・佐竹・伊達・最上の東方に於ける、大友・島津・龍造寺・長曾我部の西方に於ける、皆一方の雄長であつた。しかし前述の四族は、土地が大きく、事件も繁多であつて、是等の諸氏は、其の點に於ては四族と比べものにならぬ。是等の諸氏は、或は急に強大となつて、亦その興廢は誠に目まぐるしいものである。しかしその事たるや必ずしも天下の治亂に關係がある譯でなく、一地方の出來事である。だから別に條を改めて記すことをしないで、特別に四氏の物語の中に書き交せて之を現はし示して置いた。

語釋 莫二文與京(春秋莊公二十二年の左傳に見ゆる語、京は大なり。之字は四族を承く。四族) ○旋興旋廢(興つたり滅んだり次から)

一、武田・上杉、以敵國合其傳、似不倫也。然不如是、莫以能盡其爭鬪之情狀。如太史公叙魏其武安之意。

訓讀 武田・上杉、敵國を以て其の傳を合するは、不倫なるに似たり。然れども是くの如くせざれば、以て能く其の争鬪の情狀を盡す莫し。太史公、魏其・武安を叙するの意の如し。

通釋 武田と上杉とは敵國の間柄であるのに其の傳を一緒にしたのは不釣合のやうである。併し乍ら左様しないと彼等二氏の争鬪の有様を充分に書き盡すことが出來ない。これは太史公が魏其侯と武安君とを合傳にして叙

べたのと同じ考へからである。

語釋 太史公(漢の司馬遷の) ○魏其武安(魏其侯は實嬰、武安侯は田蚡、景帝の時勢力争ひ)

一、近時諸儒、於非君非臣之間、別造名號、左支右吾、議論盜起。雖曰崇之、其實贖之。襄則不敢焉。今之所著、斷然據左氏紀齊晉漢書紀霍氏之例。皆用見今公行之名、以直書其實。名實之際、使讀者自見之。不復私撰稱謂、以味後世耳目。抑吾輩文字、何干天下名義。然自我亂之、亦心所懼。後之君子、必有取此言焉。

訓讀 近時、諸儒、君に非ず臣に非ざるの間に於て、別に名號を造り、左支右吾、議論蜂起す。之を崇ぶと曰ふと雖も、其の實は之を贖す。襄は則ち敢てせず。今之著す所は、斷然左氏の齊晉を紀し、漢書の霍氏を紀するの例に據る。皆見今公行の名を用ひ、以て其の實を直書す。名實の際、讀者をして自ら之を見しむ。復私に稱謂を撰び、以て後世の耳目を味まます。抑吾輩の文字、何ぞ天下の名義に干せん。然れども我より之を亂すは、亦心に懼るる所なり。後の君子、必ず此の言を取ること有らん。

通釋 近時、儒者等が、自分の君主でもないし、又其の人の臣下でもない間柄で以て、別に其の人の名前や稱號を勝手に拵へ、それが彼れや是れやと差支へを生じて、甲論乙駁、議論が蜂の巢をついたやうに起つてゐる。これは本來其の人を尊ぶつもりでやつた事とはいへ、實は却つて其の人を贖し辱しめることとなる。余は左様な

ことは決してせぬ。今自分が著す所の此の外史に於ては、きつぱり、左氏が覇者であつた齊や晋を齊侯、晋侯と書いたやうに、又漢書が霍氏を大將軍と直書したやうな仕方によつて據ることにした。皆現今世間に行はれてゐる名を用ひて、其の實際のところをその儘、眞直ぐに書いた。其の名と、其の實際とは斯んなものであるといふ所は、讀者が之を讀めば自然分かるやうにして置いた。自分で勝手に稱へ方を撰び定めて、後世の人の耳目を味ましたりすることはせぬのである。一體私の書いた文章が、どうして天下の名分や義理に關係する事があらうや、無いのである。(だから名義の際に於て少々亂したとて大した事は無いやうなもの、)然しながら自分からして、それを亂すといふことは、亦自分の心に懼れてゐる所である。(だから敢て直書する譯である。)後世の君子は必つと私の此の言葉を取入れて下さることと信するのである。

語釋 左支右吾(右へ行つても左へ行つても障) ○襄(外史著者) ○左氏(春秋左) ○漢書(後漢の人班固の著) ○霍氏(霍光天下の權を握つたに名號を作らなかつた)

一、歸有光云「史記合傳本は一滾寫分頭別項出於後人此說爲是然分其頭緒可便省覽此書合傳做史記體而寫樣故仍俗本如楠氏及武田上杉是也。」

訓讀 歸有光云「史記の合傳は、本と是れ一滾寫。頭を分ち項を別つは、後人より出づ」と。此の説、是なりと爲す。然れども其の頭緒を分てば、省覽に便なる可し。此の書の合傳も、史記の體に倣ひ、而して寫樣故らに俗本に仍る。楠氏及び武田・上杉の如きは是れなり。

通釋 明の歸有光が云ふのに「史記に二人以上の人の傳を一緒にしてあるが、元來これは數人を一つとして、一と呼吸に書き下したものである。それを通行の書物には、行を換へて一人々々頭を分け、項を改めて別にしたりしてゐるのは、本來の面目ではなく、後の人の仕わざである」と。慥かに此の説の通りだ。けれども一人毎に行を換へて別々にして置けば見るのには便利で都合が宜い。だから此の外史の合傳も、史記の體裁を倣つて書き、そしてその寫しやうも、わざと通行の史記の俗本の體裁を見習つて、行を換へて頭を分けて書くことにした。楠氏や武田氏や上杉氏の記事の如きがそれである。

語釋 歸有光(明の有名な文章家 震川と號す) ○一滾寫(一つに打ちませ) ○頭緒(書き出し、)

一、此書倣史記世家而詳略迥異猶包三國諸臣傳於劉曹孫語中又不殺其事迹而務省約故致卷冊彭亨頭緒煩數讀者靜心熟閱不患不了了蓋此間有宇宙未曾有之國勢叙之當用宇宙未曾有之文體。

訓讀 此の書、史記の世家に倣ひたれども、詳略迥に異れり。猶ほ三國諸臣の傳を劉・曹・孫語中に包むがごとし。又其の事跡を殺して、省約を務めず。故に卷冊の彭亨頭緒の煩數を致す。讀者靜心熟閱すれば、了了ならざるを患へず。蓋し此の間、宇宙未だ曾て有らざるの國勢有り。之を叙する、當に宇宙未だ曾て有らざるの文體を用ふべし。

通釋 此書は史記の世家に倣つて作つたのだが、詳しくしたり、略したりした具合は世家とは餘程違つてゐる。それは丁度、蜀・魏・吳の三國の臣の傳を、劉備や曹操・孫權の物語の中へ織り込んだやうなものだ。それに此の書はその事蹟を削り減らして記事を簡略にするといふことを務めなかつた。だから自然卷數冊數が多くなつて、叙述の端緒即ち書き出しが、面倒な程數多くなるやうな結果となつた。讀者が緩くり心を落ちつけて、熟く讀んで下さるなら、讀者に分らぬのではないかといふやうなことを問題にしなくとも済むのである。思ふに我が國にてこの間、歴史に於て、宇宙間に、これ迄有つたことのない國家の形勢といふものが有つたのである。だからその歴史を叙べるのにも、當然、此の宇宙間に未だ曾てなかつた所の文體を用ふべきである。

語釋 世家(史記には、本紀、世家、列傳、として本紀は帝王、世家) ○殺(音サイ) ○彭亨(卷數の多きをいふ) ○煩數(煩雜な數は音サ) ○了了(了解合點)

一、源平諸臣系譜、本末、就各語中、首尾照管、略使可概見。細川・上杉等之於足利氏亦然。至於今時列國之先、毛利・長尾等、自有別志、其餘錯出於織田・豐臣・德川三家、中至德川氏、勳舊則具於德川語中、皆是例也。

訓讀 源平諸臣の系譜の本末は、各語中に就いて、首尾照管、略ぼ概見す可からしむ。細川・上杉等の足利氏に於けるも、亦然り。今時列國の先に至りては、毛利・長尾等には、自ら別志あり。其餘は織田・豐臣・德川三家の中に錯出す。德川氏の勳舊に至つては則ち德川語中に具ふ。皆是の例なり。

通釋 源氏・平氏の諸臣の系圖の本末次第は、源家平家の物語の中について、始めと終りをよく照し合せて讀んで貰へば分るので、さうすれば大體その系圖を概見することが出来るやうにして置いた。細川や上杉等の系圖の本末も、足利氏の物語中に於いて概見することの出来るやうにしてあるのも、亦同様である。今代の諸國の先祖となると、毛利とか長尾等には自然別に記録があるから其の中に書いてある。が其の他は織田・豐臣・德川の三家の物語の中へ雜へ記して置いた。德川家の勳功ある舊臣に至つては、やはり德川氏の物語の中に具さに記して置いた。皆この例である。

語釋 本末(系圖の起りと其の後のこと) ○照管(照し合せ見) ○概見(あらまし見)

一、中世以後、將士有濫稱官號、代字者、有通稱小字者。今槩從刪殺、獨舉姓字、尙簡省也。其間又有以字著稱者、又有事跡中須舉字者、特表之。其他當俟異日、盡注其傍。

訓讀 中世以後、將士濫りに官號を稱へて字に代ふる者有り、小字を通稱する者有り。今槩ね刪殺に從ひ、獨り姓字を擧ぐるは、簡省を尙ぶなり。其の間又字を以て著稱する者有り、又事跡中須らく字を擧ぐべき者有らば、特に之を表はす。其の他は當に異日を俟ちて、盡く其の傍に注すべし。

通釋 中世以後になると、將士で矢鱈に官職の名を自分の名の代用にしてゐるものがあり、又小供の頃の名を

其の儘稱へてあるものもある。今本書には大抵そんな名前は削り捨て、ただ其の本姓本名を挙げたのは簡易で手間の省けることを尙んでしたことである。けれども中には又却つて本名で名の知れ渡つた人もあり、又事跡の中で必ずしも其の本名を上げねばならぬ者があつたりする、其の場合には特に之を明らかに表はして置いた。其の外は後日待つて、皆其の名の傍へ注にして書き留めるべきつもりである。

○簡省(簡易省) ○著稱(名高く稱へられ)

一、各家事跡、有甲是乙非、疑出愛憎者、其無大異同者、兩存各語中、使讀者照對審察。

各家の事跡に、甲は乙非、愛憎に出づるを疑ふ者有り。其の大異同無き者は、兩ながら各語中に存し、讀者をして照對審察せしむ。

各家の事跡で、甲は是とし、乙は非とし、如何にもその是とするのは最眞の結果であり、その非とするのは憎悪の結果からであると疑はれるやうなふしものがある。斯様な場合、大した相違が無いときは、兩説共に存して、各物語の中に書き留め、讀者によく照し合せて吟味して貰うやうにして置いた。

○照對審察(照し合せ審かに吟味すること)

一、叙是傳、則稱謂言語皆如私是人。是紀傳體耳。如史記傳項羽。不得爲當代變其體。觀此書者、幸諒之。

是の傳を叙するとき、則ち稱謂言語、皆是人に私するが如し。是れ紀傳の體のみ。史記、項羽を傳するが如し。當代の爲めに其の體を變ずるを得ず。此の書を觀る者、幸に之を諒せよ。

例へば平氏ならば、その平氏の傳を叙する時には、その平氏を中心にしていふので、平氏を我が軍と書き源氏を敵と書いて、其の稱へ方や言語が皆平氏の人に依怙最眞してでもあるかのやうに見える。しかしこれは紀傳體の歴史の體裁であつて致方がない。史記に項羽の傳を書いてあるが、その書き振りと同様なのである。今日は、徳川氏の世だからと曰つて、それが爲めに、稱へ方や言語の體裁を變へて、徳川中心にすることは出来ないのである。其の點は此の書を讀む人は何卒御了解を願ひ度いのである。

○紀傳(正史の體、本紀、列傳の紀と傳とを合せて紀傳といふ。史記は紀傳體。)

一、古史於當代之事、不必提書闕字闕畫。蓋史體爲然。又臨文不諱之意也。爲之者始於明清。雖臣子之禮、而近於繁縟佞諛。今不敢從。

古史、當代の事に於て、必ずしも提書・闕字・闕畫せず。蓋し史體は然りと爲す。又文に臨み諱まざるの意なり。之を爲す者は、明清に始まる。臣子の禮と雖も、繁縟佞諛に近し。今敢て從はず。

昔の歴史が、其の時代の事を書く場合には、必ずしも行を換へて書いたり、字と字の間を空けたり、又字畫を減らしたりしない。思ふに歴史の書き方は然うするものなのである。一つには文章を書く際に諱み憚る所なく書くといふ意味合ひである。左様な提書・闕字・闕畫といふやうなことを爲出したのは明清時代からである。

さうするのが家來や子としての禮ではあるだらうが、併し面倒な形式、媚びへつらひに近いことである。だから自分は今左様なことは敢てしないこととした。

○繁褥(倭) 繁文褥禮便阿諛、うるさく飾り立て、こびへつらふこと。
○闕字(一字間を空) 天子等の名などを諱んで一畫を減するのである、統を移したり、玄を玄としたりすること。
○臨文不諱(禮記中の語)

一、父母之邦、稱呼異例、亦私書之體耳。觀者諒之。

訓讀 父母の邦は、稱呼例を異にす。亦私書の體のみ。觀る者之を諒せよ。

通釋 自分の生國のことは、その稱へ方が例を異にしてある。これも亦一家の私乘の體裁である。讀者之を諒解せられよ。

語釋 父母之邦、稱呼異例(外史中に淺野長政を記すに、其の名を諱み彈正少弼或は單に彈正と) 少弼とか書し、幸長を記すに左京大夫とか、單に大夫と書する類。

一、古人云、「讀史記、一事、紀中有之、傳中亦有之、易於記識、如通鑑、一見輒沒了。是紀傳之所長也。」如此書、叙關原一役、織田・豐臣・毛利・上杉、皆舉其概略、而後特詳於末編、不避重複、其他皆類此。

訓讀 古人云く、「史記を讀むに、一事、紀中之有り、傳中にも亦之有りて、記識するに易し。通鑑の如きは、一見輒ち沒了す。是れ紀傳の長ずる所なり。此の書の如きも、關ヶ原の一役を叙するに、織田・豐臣・毛利・上杉、

皆其の概略を擧げ、而る後特に末編に詳にして、重複を避けず。其の他皆此に類す。

通釋 昔の人が云つてある、「史記を讀むと、一つの事件が、本紀の中にも出てゐるし、列傳の中にも亦出てゐて、記憶するのに容易である。通鑑の如きは、一度其の事件を讀過すると、もうお終ひで直ぐ分らなくなつて終ふ。此の點が紀傳體の歴史の長じてゐる所である」と。本書の如きも關ヶ原の一戦を叙べるのに、織田氏の所にも豐臣氏の所にも、毛利氏の所にも、上杉氏の所にも皆そのあらましを擧げ、それから後に、特にお終ひの徳川氏の所で詳しく書いて、記事の重複することを避けなかつた。其の他の事件に就いても皆これに類してゐる。

語釋 記識(おぼえる) ○通鑑(資治通鑑、宋の司馬光の) ○沒了(影を失つて) ○了(終ふこと)

一、自幼至老、所嗜在此。所讀不下數百部。就中常藩國史・成績、及東府諸家所著、引證宏博、考索明覈。故因以為根據。力可及者、盡檢其所原、時補萬一之遺。又有私心不敢從者、不盡疏辨。極知其多疏繆脫誤、又照管不及、交相矛盾者。竝正於博雅耳。

訓讀 幼より老に至るまで、嗜む所は此に在り。讀む所數百部を下らず。中に就いて常藩の國史・成績、及び東府諸家の著す所は、引證宏博、考索明覈なり。故に因りて以て根據と爲す。力及ぶ可き者は、盡く其の原づく所を檢し、時に萬一の遺を補ふ。又私心敢て從はざる者有るも、盡く疏辨せず。極めて其の疏繆脫誤するもの、

又照管及ばずして、交々相矛盾する者多きを知る。正を博雅に倅つのみ。

通釋 幼少の頃から年老るに至るまで、自分の好きであつたものは、此の日本の歴史である。従つて國史に關した書物を讀むこと數百部を下らない。其の中でも常陸の水戸藩で出來た大日本史や烈祖成績や、江戸の學者が著した者杯は、其の引用や考證が非常に博く、其の考據穿案が明確である。だから自分はそれによつて、據り所とした。又自分の力の届く範圍内の者は皆その本づいた所を檢べ、時には萬が一の遺漏をも補つて置いた。又自分が心私に従ひ兼ねる點も有つたが、それは一々申開きをして置かなかつた。自分は本書が間違ひや、脱落した所が多いことを熟く知つてゐる、又前後を照し合せて檢べることに手が届かず、其れが爲め喰ひ違ひの多いところをも充分よく知つて居る。これ等の點は物事を博く知つて居られる方から正して貰ふのを待つて居るのである。

語釋 國史・成績(國史は大日本史、水戸の徳川光圀の事業である。神武天皇より後小松天皇に至る歴史で、其の風教に最も功のあることは南家康一代の事績を書いたもので、) 東府(江) 萬一(間違ひが殆んど無いから) 博雅(博識のこと)

一、凡事跡、領其大意、而馳騁顛倒、期於明瞭、故不能一一注其所出。

訓讀 凡そ事跡は、其の大意を領して、馳騁顛倒し、明瞭を期す。故に一一其の出づる所を注する能はず。

通釋 凡そどの事跡でも其の大體の意味を胸に納めて置いて、それから文章を自由に遣り、又前後を顛倒したりして、結局するに事跡の明瞭といふことを目標にして書いた。だから一々其の出典を注記すること杯は出來ないのである。

語釋 馳騁(馬に乗つて縦横に駆け廻ること) 博雅(そのやうに筆を走らせること)

一、凡叙事、雖已入前人雅文者、其可變者變之、以成一家言。然事詞允當、不可易者、不得不依舊、非敢勦襲也。大抵主明白質實、直寫情勢、不敢文飾。

訓讀 凡そ事を叙するに、已に前人の雅文に入る者とも雖も、其の變ず可き者は之を變じ、以て一家の言を成す。然れども事詞の允當にして、易ふ可からざる者は、舊に依らざるを得ず。敢て勦襲するに非ざるなり。大抵明白質實、直に情勢を寫すを主とし、敢て文飾せず。

通釋 凡そ事跡を述べるのに、前輩の立派な文章となつて居る者でも、變へて書かねばならぬ時には、之を變へ、わが獨自の言をなして置いた。併しその事跡と其の文詞とが、まことによく當つてゐて、易へることの出來ない者は、其の儘にして書かざるを得ないのである。決して竊み取つたといふ譯ではない。大概明白といふこと、飾らぬといふこと、いきなり事情形勢を寫すといふこと、これ等を主眼として書き記し、決して立派に文をつけ、飾り立てることはしなかつた。

語釋 前人(自分より以前の人) 允當(よく相當して) 勦襲(ぬすみ取つてそのまゝ使ふこと)

一、序論、論贊皆言其不可已者、自叙編述之意、或取與叙事相發、不敢甚高論、即有與前人雷同者、亦存而置之、不必標新領異。

子成氏識

訓讀 序論、論贊は、皆其の已む可からざる者を言ひて、自ら編述の意を叙ぶ。或は叙事と相發するに取、敢て甚だ高論せず。即ち前人と雷同する者有りとも、亦存して之を置き、必ずしも新を標し異を領せず。子成氏識す。

通釋 序論や論贊には皆言はないではゐられないことを言ひ、自分が此の書を編述した趣意を叙べて置いた。或は本文の叙事と互に照合して相發明出来るやうな仕方を取り、決して馬鹿に高尙に論はしなかつたのである。中には前人の論に附和雷同する所が有るだらうが、それも亦關はずその儘殘して置いて、必ずしも新奇なことを掲げたり、人と違つた意見を出したりせぬことにした。以上日本外史著者頼子成識す。

語釋 序論(書き出しの論文。各記の) ○論贊(是非曲直を論じた文、各記) ○雷同(雷が鳴るとき他の物が響くやうに人) ○領異(異見すること文選註に領) ○子成(日本外史著者) ○領異(異見は録なりとある。)

餘論 序論、論贊は外史にあつては重要なものである。本條に言つてあることは、天下の公論はどこ／＼迄も公論で動かすことは出来ぬから、別に新しい者を考へ出したりせずとも、其の公論を書けばよいといふのである。而してそれ等参考にした書物の名は皆日本外史参考書目の中に記されてある。これだけの用意をして置いても後世から剽竊だと言つて喧しくいふ人があるのである。その點は外史著者も生前から心得てゐて、困つたものだといふ意味のことを言つてゐた。先づ鹽谷宕陰は讀史贅議の跋に山陽の史論は新井白石の讀史餘論から出て、ただ漢文で書いたのと假名文で書いたのとの違ひがあるのみだといつてゐる。田口卯吉はそれに對して、山陽の史論豈に悉く白石に出づると云ふを得んやと曰つてゐる。併し日本外史が一言も新井君美、若くは讀史餘

論に及んでゐないのは、其の行ひ醜であると譏つてゐる。然しこれは前述せしが如く斷り書きがしてあつて済んでゐることである。よし論者のいふが如く、一々原づく所を明記してゐたのでは遂に注脚のやうになつて、文を行る上に於て氣拔けがして終ひ、讀者を感憤興起せしめることは到底出来ぬことである。又右のやうにせねばならぬ歴史論もあるだらうけれども、本書は全く其れ等と性質を異にしてゐる歴史である。一家の私乗で、私心を伸べた歴史である。だから大體を呑み込んで置いて、それを自分の胸臆の坩堝に入れて、自分のものとして吐き出し、馳騁顛倒したのであつて、それでこそ始めて人を動かすことが出来るのである。或る人が、白石のは徳川様々で書いたもの、山陽のは皇室本位で書いたもの、其の處へ至ると大層な相違があると曰つた。然り、日本外史著者の胸臆の坩堝、それは即ち尊王の坩堝であつたのである。

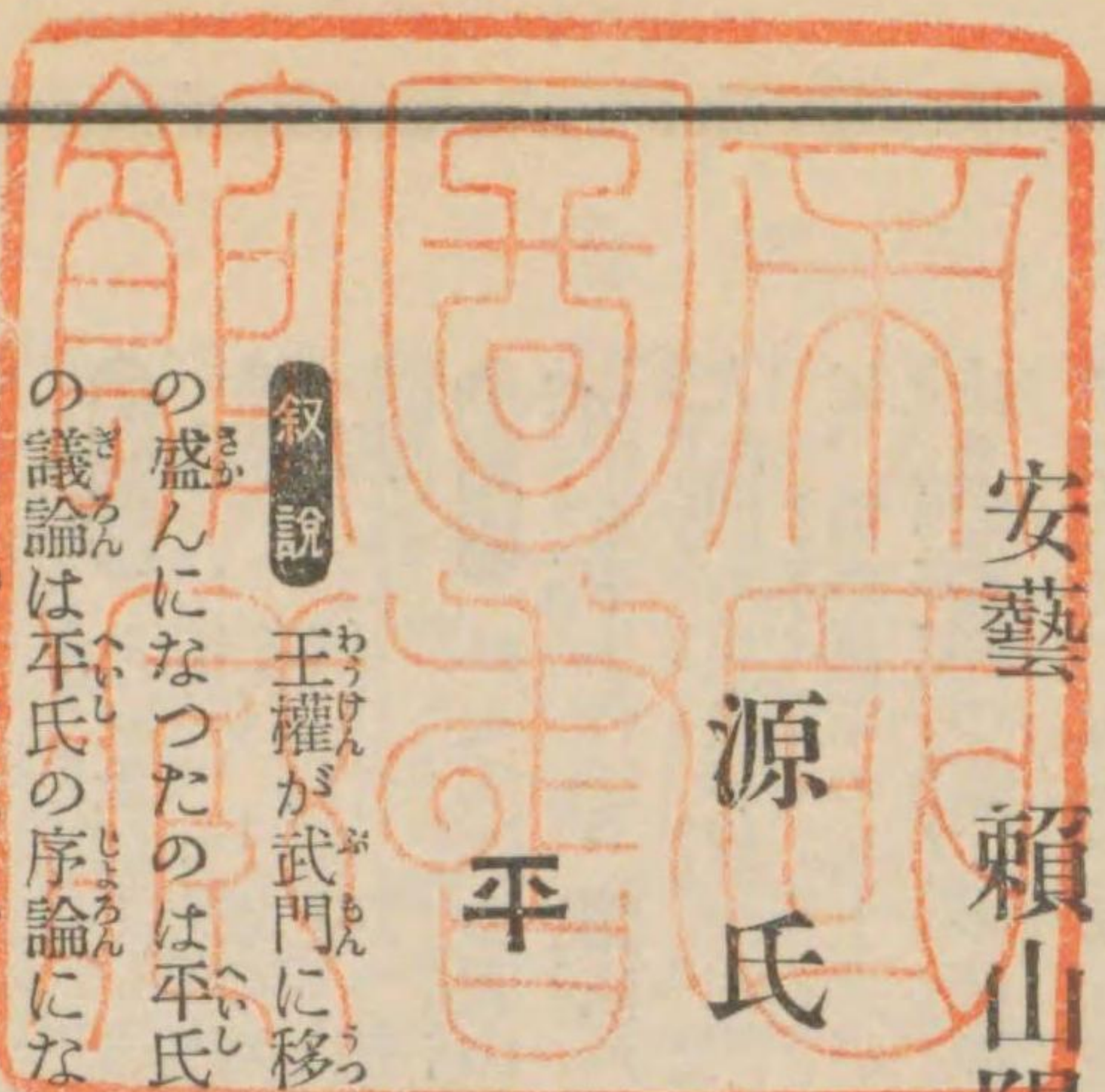
日本外史新釋 卷一

安藝 賴山陽先生原著

賴 成一 解義

源氏前記

平氏



叙説 王權が武門に移つたのは、源氏に成つたのであるから、先づ源氏より書き初める筈であるが、その源氏の盛んになつたのは平氏に始まるのであるから、源氏前記として平氏より書き出されたのである。さて左の一篇の議論は平氏の序論になつてゐるが、是は嘗に平氏の序論であるばかりでなく、源平二氏の序論、進んでは日本外史全部の序論と見るべきものである。此の一篇の主意は、朝權が武門に歸したのは、源平二氏に始まつたのではなく、其の弊の由つて來る所は、遠く貞觀・延喜の際に在つて、藤原氏が其の原因をなしてゐる。且つ朝廷は其の弊の因る所を窮めず、その處置が宜しくなかつた爲め、終に大權を失ふに至つたのであるとの意で、古への事を究めたならば、此の大權を朝廷に取り回へす仕方は無いではないといふ微意が籠もつてゐるのである。

外史氏曰、吾讀舊志、見鳥羽帝時、數下制符、禁諸州武士屬源平二氏、曰、大權之歸、將門也、其在此時歟、及讀三善清行封事、陳宿衛豪橫之患、乃知制度之弊、其來久矣、非亶始於此也。

訓讀 外史氏曰く、吾れ舊志を讀み、鳥羽帝の時、數々制符を下し、諸州の武士、源平二氏に屬するを禁するを見て、曰く、大權の將門に歸するや、其れ此の時にあるかと。三善清行の封事に、宿衛・豪橫の患を述べたるを讀むに及びて、乃ち知る、制度の弊、其の來る久し、亶に此に始まるに非ざるなりと。

通釋 外史氏即ち頼山陽が曰ふに、自分は神皇正統記といふ書物を讀んだが、其の中に鳥羽天皇の時代、度々詔を下されて、諸國の武士が源氏や平家に從屬することを禁制せられたことが書いてあるのを見て、さては朝廷の大權即ち兵食の權が武門の手に移つたのは、大方此の時代であつたのだらうかと思つた。所が三善清行の意見書に、宮中護衛の兵士共が、我儘勝手な振舞をして、手におへぬので困つて居ることが述べてあるのを讀んでから、成る程朝廷の諸々の法度が破れて、力を失はれたのは、遠き以前からのことで、ただに此の鳥羽天皇の時からは、まつたのでないことが分かつた。

語釋 外史氏(氏は姓氏の氏でなく、家といふ意、外史を著した人) ○舊志(古い記録、こゝは源親房の神皇正統記) ○制符(天子の命を制といひ、大權(政治上の權柄即ち兵馬糧食の權) ○三善清行(清行をキヨツ) ○封事(上書するに、漏れるを恐るる場合、密封して差出すを封事といふ。清行は醍醐天皇延喜十四年に意見書十二ヶ條を上つた。其の全文は本朝文粹にある。) ○豪橫(驕り我) ○始(於此(此は即ち鳥羽帝)の時を指す)

餘論 以上の第一段は一篇の提綱で、以下議論を引き起す端緒である。兵食の大權が將門に歸したのは、その由來の久しいことを叙べたのである。

蓋我朝之初健國也、政體簡易、文武一途、舉海內皆兵、而天子爲之元帥、大臣大連、爲之編裨、未嘗別置將帥也。豈復有所謂武門武士者哉、故天下無事、則已有事、則天子必親征伐之勞、否則皇子皇后代之、不敢委之臣下也。是以大權在上、能制服海內、施及三韓、肅慎、無不來王也。

訓讀 蓋し我が朝の初めて國を建つるや、政體簡易、文武一途、海内を擧げて皆兵にして、天子、之が元帥と爲り、大臣、大連、之が編裨と爲り、未だ嘗て別に將帥を置かざるなり。豈に復所謂武門武士なるもの有らんや。故に天下事無ければ則ち已む。事有れば則ち天子必ず征伐の勞を親からず。否ざれば、則ち皇子皇后之に代り、敢て之を臣下に委ねざるなり。是を以て大權上に在りて、能く海内を制服し、施いて三韓肅慎に及ぶまで來王せざる無きなり。

通釋 思ふに、我が日本が初めて國を建てた時は、政事向きのこと、萬事が簡略で手易く、文官武官といふやうな區別もなく、日本國中の者は誰れでも擧つて皆兵士であつて、天子はその總大將となられ、大臣大連の兩大臣がその副將軍となつてゐたので、大將といふ定まつた官職があつた譯ではない。だから、後世のやうに世に謂

文吏出臨兵陣畢事而歸脫介冑而襲衣冠未嘗有所謂武門武士者也。

訓讀 是の故に、事有らば、則ち尺一の符を下して、數十萬の兵馬立どころに具はる。而して平時は散じて卒伍に歸す。之が將帥と爲る者は、或は文吏より出でて兵陣に臨み、事を畢りて歸り、介冑を脱して衣冠を襲ぬ。未だ嘗て所謂武門武士なるもの有らざるなり。

通釋 だから一旦、軍事の起つた場合には、徵兵の勅令さへお下しになれば、四五十萬の兵士や軍馬は、即座に取り揃へることができた。それで、平時にはそれ等兵士や軍馬は、夫れ夫れチリチリに各自の村に歸つて、もとの民籍に編入されることになつてゐた。又將帥となる者とても、中には文官から召し出されて、軍陣に出で、士卒の指揮をなし、其の事が濟めば、歸つて來て大將の任を解き、身につけた、着慣れぬ鎧や冑を脱ぎ棄てて、又もとの衣冠を着けるといふやうなものも有つた程である。故に此の時代にはまだ武家とか武士とかいふやうなもののは決して無かつたのである。

語釋 尺一之符(符は兵符で、徵兵の制符。尺一とは漢の時に、詔は一尺一寸の板に書かれた故、尺一といつたので、當時の日本に其の制があらしたの) ○自文吏出(元明帝の時、右大臣巨勢麿を鎮東大將軍となし、民部大輔佐伯石湯を征夷將軍となし、光仁帝の朝に中納言藤原繼繩を征東大使となせし類)

餘論 以上第三段、中世の兵制は唐に倣ひ、まだ武門武士なる者はなかつたが、併し追々兵權が朝臣に移る氣勢のあつたことを叙べたのである。

及藤原氏以外戚世執政權卿相之位非其族人不擬官論品流因習成俗庶僚百

揆概世其職而將帥之任每委源平二家於是乎始有武門之稱焉。

訓讀 藤原氏外戚を以て世に政權を執るに及んで、卿相の位は、其の族人に非ざれば擬せられず。官、品流を論じ、因習、俗を成し、庶僚百揆、概ね其の職を世にす。而して將帥の任は毎に源平二家に委ぬ。是に於てか、始めて武門の稱有り。

通釋 藤原氏が皇后の御里方といふ緣故に依つて、藤原良房以來代々其の子孫の末まで、朝廷の政事上の權力を握るようになつてからは、公卿の貴い位地は、藤原氏の一族の者でなければ、あてがはれない。どんな官でも家柄とか門流とかを喧しくいつて、家柄のよい者でなければ、其の官に任ぜらるることはなく、そのやうなことが慣例となつて、いつとなく遂に一種の風となり、これより諸々の役に至るまで、大概、其の人の賢不肖を問はず、其の職掌を子々孫々に傳へるやうになつた。而してかの危険い、軍の大將たる役目も、源氏と平氏との二家が代々承ることとなつて終つた。そこで始めて武家の名稱が出來たのである。

語釋 外戚(母方の親類、中世以後の天皇は大概藤原氏の女を納れて皇后としておられる。清和天皇の朝になつ) ○卿相(卿は三位以上の稱、攝政關白太政大臣をいふ) ○品流(家筋をいふ、どんな官でも其の家筋によつて) ○庶僚百揆(百官のこと)

光仁桓武之朝疆場多事寶龜中廷議汰冗兵殷富百姓才堪弓馬者專習武藝以應徵發其羸弱者皆就農業而兵農全分至貞觀延喜之後百度弛廢上下隔絕奧羽關東之豪民以軍功至六衛舍人者或坐制鄉曲不勤宿衛而守令莫之能制清

行所謂非六軍、**貙虎**、而爲諸國豺狼者、所在皆是。平居藏甲蓄馬、儼然自稱武士。於是乎始有武士之稱焉。

訓讀 光仁桓武の朝、疆場事多し。寶龜中、廷議、冗兵を汰し、殷富の百姓にて、才、弓馬に堪ふる者は、専ら武藝を習ひて、以て徵發に應ぜしめ、其の羸弱なる者は、皆農業に就かしむ。而して兵農全く分る。貞觀延喜の後に至りては、百度弛廢し、上下隔絶す。奥羽關東の豪民、軍功を以て六衛の舍人に至る者、或は坐がら細曲を制し、宿衛を勤めず、而も守令之を能く制すること莫し。清行の所謂六軍の**貙虎**に非ずして、諸國の豺狼となる者、所在皆是れなり。平居甲を藏し、馬を蓄へ、儼然自ら武士と稱す。是に於てか、始めて武士の稱有り。

通釋 光仁桓武の御代に、陸奥・出羽に蝦夷が入寇したりして、邊境に兵亂の起ること多く、朝廷は多端しかつた。そこで光仁天皇の寶龜十一年に、朝廷では評議を催し、役に立たぬ無用の兵士を去り、一方には富み榮えてある人民の中で、弓を彎ぎ、馬に騎る程の才能を持つてゐる者には、専ら武藝を習はせて、不時の徵集に應じさせるやうにし、またいくら富んでゐても身體の虚弱にして、軍用に役立たぬ者は、すべて農業に精出させることにした。かく區別を設けられたので遂に兵と農との分界がハッキリ生ずることになった。降つて清和天皇の貞觀、醍醐天皇の延喜のころには、百般の制度がゆるび、廢れて、下情は上に通ぜず、上の御政道は下に達かない、朝廷と人民とはかけ離れて、關係が疏遠になつて終つた。關東や奥羽地方の富豪の百姓で、軍の手柄で六衛府の舍人に擧げられた者があつたが、それ等の中には其の位地を利用して、自身の家に頑張つてゐて、村中の人々を抑へつけ、勝手な振舞をして、却つて禁中護衛の役目を怠つてゐるといふやうな輩が出て來て、而かも國守や郡

司は、それを見ても見ぬ振り、とても抑へつけることなどは出来なかつた。三善清行の封事に「彼等は六衛府の**貙**や**虎**のやうな猛き勇しき軍人ではなくて、諸國を荒らし害毒を流す豺や狼のやうな輩である」と言つてあるやうに、到る所皆そのやうな輩ばかりであつた。これ等の輩は平素甲冑を家に藏し、馬を飼ひ置き、肩をいからして威張り散らし「吾れこそは武士で御座る」と稱へて横行してゐた。これより世の中に始めて武士といふ名目

が起るに至つた。
語釋 疆場多事(疆場は邊境のこと、奥羽地方を指す。光仁天皇の寶龜五年に蝦夷入寇し、同十一年に又叛き、桓武天皇の延喜七年に紀古佐美をして蝦夷を伐たしめ、同じく二十一年には坂上田村麿をして又討たしめられた。これらのことを多事といつたのである。)
○舍人(近侍雜使) ○清行所謂云々(封事第十一條にある言。)
○六軍(天子六軍の六軍でなく、六衛府の軍。)
○貙虎(貙も虎の屬、六衛府の兵士。)
○豺狼(山犬、おほかみ、皆惡獸である。)

自從天慶、馴致寬治、源平二氏、數鎮東邊、每用此輩、以奏功效。而各有所習、用以相隸屬。因襲之久、如君臣然。自是其後、苟有事、輒命之。二氏各發其隸屬、赴之。如探物於囊、不復煩選將徵兵、而討伐勦誅、莫不立辨。廟堂之上、務取恬熙、不憂其勢之積重、不同方且延爲爪牙、以相傾排而已。

訓讀 天慶より寬治に馴致し、源平二氏數々東邊を鎮むるに、毎に此の輩を用ひて、以て功效を奏す。而して各々習用する所有りて、以て相隸屬す。因襲の久しき、君臣の如く然り。是れより其の後、苟も事有らば、輒ち

之を二氏に命ず。二氏各其の隸屬を發して之に赴く。物を囊に探るが如く、復將を選び兵を徵すことを煩はさずして討伐勦誅、立どころに辨せざる莫し。廟堂の上にては勤めて恬熙を取り、其の勢の積重して回らざるを憂へず。方に且らく延ひいて爪牙と爲し、以て相傾排するのみ。

通釋 朱雀天皇の天慶年中に、平將門の亂があつて、それを平げたのは平貞盛、それから後冷泉天皇の天喜年中に、阿倍頼時と貞任の亂があり、堀河天皇の寛治年中には、清原武衡と家衡との亂があつて、此の二役は源頼義と義家とが之を平げた。以上述べたやうに、天慶年間から、漸々と寛治年間に時勢が移り進むにつれ、源平二氏の人々は、度々東方の邊境を鎮撫したが、その時には常も前に云つた豪民の輩を使用して手柄をたてたのである。而して源氏にも、平氏にも、各々部下として使ひ慣れた豪民があつて、或る者は源氏の麾下に屬し、或る者は平氏の配下に隸してゐた。それが久しい間、度々重なるに従つて、豪民と源平二氏との關係が、恰も君臣のやうになつて終つた。これから以後は、假りにも軍事の起ることがあれば、何れの時でも、毎に源平二氏の内、何れかに征伐を申し付けられた。そこで二氏はその度に、仰せ畏こみて、各々の手下の例の豪民共を繰り出して戰場に赴いた。其の容易なることは譬へば囊中のものを探すがやうで、また以前のやうに大將を選定したり、兵士を徵發したりする手數も面倒もなく、賊を征伐し平定することが、即座に埒明いたのである。此くの如く兵事は一切源平の二氏に打ち委せて置いて、朝廷では一體何をしてゐられたかといふに、事なかれ主義で、ただ一圖の安氣を貪り、後日になつて、源平の勢力が段々積み重なれば取り回へしのかぬやうになりはしないかなどといふやうな心配は一向されない。それ所か、一時の都合で、源氏とか平氏とかを自身の方へ引き込んで、其の兵力を借りて自己に反對する者を押しつける道具にされてゐたのである。

訓致 (次第に時勢の移) ○恬熙(恬は安なり、熙は和なり、) ○爪牙(鳥の爪の如く、獸の牙の) ○相傾排(互に彼れを傾け、これ皇の、源爲義、爲明を招かれ、後白河帝の、平清盛、源義朝を召されて、互に鎗を削られたやうなことをいふ)

鳥羽之下此令也、如察其弊者焉、而不窮弊之所由、於救之之術、蓋已疎矣。當是之時、源氏有梗命者、勅平氏討之、平氏有難制者、令源氏誅之、更相箝制、以爲得控馭之術。而不知異日搏噬攘奪之禍、又基於此。敗壞古制、苟媮一時、皆足以自取困蹶也。

訓讀 鳥羽の此の令を下すや、其の弊を察する者の如し、而かも弊の由る所を窮めず、之を救ふの術に於て、蓋し已だ疎なり。是の時に當りて、源氏に命を梗ぐ者有らば、平氏に勅して之を討たしめ、平氏に制し難き者あらば、源氏に令して之を誅せしめ、更相箝制せしめ、以て控馭の術を得たりと爲す。而して異日搏噬攘奪の禍、又此に基づくを知らず。古制を敗壞し、一時を苟媮す。皆以て自ら困蹶を取るに足るなり。

通釋 鳥羽天皇が詔を下して、諸州の武士が源平二氏に屬するのを禁ぜられたのは、如何にも、朝廷の權力が下に移る弊害を見窮められたやうであるけれども、惜しいことに、かかる弊害の由つて起つた根本を、推究しないで、ただ源平二氏に屬するを禁ずる位の詔では、逆もく其の弊を救ふ方法としては、さう申しては何んだか、甚だ疎い仕方である。抑々この時の様子を見ると、源氏の方の者が朝命を拒むやうなことがあると、朝廷では平氏に命じて、之を討たしめられ、平氏の方に命に服さないで抑へ難い者が出ると、こんどは源氏に命じて

之を誅せしめられ、そのやうにして、お互にかはるゝ身動きの出来ぬやうに、し向けさせて置いて、それで朝廷では、源平二氏を制御するよい方法を得てあると思召されてゐた。所が後日になつて、源平二氏の搏ち合ひ、噛み合ひとなり、朝権をぬすみ奪ふといふ災難が起つたが、それは皆そんな事をなされたことに基因してゐるのには一向お氣付きがない。上古や中世に作られた古い制度を破つて終ひ、唯だ目の先きの、一時逃れをなされた。これ等は皆自分で困しみ、蹶づくことを求められるに十分な仕方であつたのである。

語釋 此令(本文の初めの制符) ○更々相箝制(箝制とは首カセをはめて、動きのとれぬやうにすること。平忠常が反した時に、源頼信) ○控馭(馬を使ふこと、そのやうに) ○苟二嫌一時(時の安きをぬすむこと) ○藤原氏の時世となつて、源平二家に兵權を委ねたこと

以上第四段、武門武士の發達を叙べたのである。藤原氏の時世となつて、源平二家に兵權を委ねたことを言ひ、寶龜以後となつて武士といふ者が現れたことに及び、天慶以後、武門が益々盛んとなつたことを論じ其の此に至つたのは、朝廷の處置が誤られたからであると結んである。

抑戎事民命所繫而兵食之權不可一日去國先王之必躬親之其旨深矣今委之一二宗族又賤其事而不省至於別其品類不齒之朝廷之上甚則奴僕視之曰是武門耳是武士耳及其論功行賞或恪而不與嗚呼幾何其不相率以自棄於法度之外也特以積威所約抑不敢發爾至於保元平治之際乃乘釁而起潰裂四

出、不復可收。橫流之極、終致失其千歲下拔之權、而授之嚮所奴僕視者、可勝慨哉。

訓讀 抑戎事は民命の繫る所にして、兵食の權は、一日も國を去る可からず。先王の必ず之を躬親らせしは其の旨深し。今之を一二の宗族に委ね、又其の事を賤しんで省みず、其の品類を別ち、之を朝廷の上に齒せざるに至る。甚しきは、則ち之を奴僕視して曰く、是れ武門のみ、是れ武士のみと。其の功を論じ賞を行ふに及んでは、或は恪んで與へず。嗚呼、幾何ぞ其れ相率めて以て自ら法度の外に棄てざらんや。特に積威の約する所を以て、抑へて敢て發せざるのみ。保元平治の際に至り、乃ち釁に乗じて起り、潰裂四出し、復收む可からず。橫流の極、終に其の千歲不拔の權を失ひて、之を嚮きに奴僕視せる所に授くるを致す。慨くに勝ふ可けん哉。

通釋 一體軍事は人民の生命に關するもので、國家の大事、そしてこの軍兵糧食の支配權は一日として朝廷の手から離れてはならぬものである。だから先代の天子は、征伐のことがあると、屹度御自身でなされたので、其の御考へは實に深かつたのである。所が今、其の兵食の權を源氏とか平氏とかいふ一二の家筋のものに委かせて終ひ、そののみか、貴族社會では一般に兵馬のことを賤しんで、下賤の業なりとし、少しもそれに心をとめられず、遂には武士の家格を特別扱ひにして、武門武士を己れより一段下の者とし、朝廷に於ても、彼等と並び坐するは大なる耻辱とする迄になつた。それ計りか、甚いになると、武家を自分の奴僕等と同一に見做して、「あれは武家だ、あれは武士に過ぎない」杯と云つて下げすむに至つた。だから武家が身命を輕んじて、國賊を滅し手柄を立てた時、その功勞を吟味し賞典を行ふに至つても、何うかすると恪しんで御褒美を遣らないことさへあつた。ああ、斯様なことでは終には彼等は互に聯合して、滅茶苦茶に我儘勝手を働くやうな事になつて終ふたら

う。(そんなことが起つて來ても致方はない。)ただ彼等がそのやうな手荒い事をしなかつたのは、昔から續いてゐる朝廷の、長い間の御威光を畏れて、自然と心を縛られ、そんな朝命に逆ふやうなことは勿體ないと思つて、ジツト抑へて我慢をしてゐたのである。所か保元平治の頃となると、朝廷に隙間が出来、その油斷につけ込んで、彼等は一時に、我も我もと起つて來て、堤防が一時に破れて、水か四方へドツと流れ出したかのやうに、何うにもかゝにも治めやうもない天下の大亂となつて終つた。大亂のド、の語りは、さしも數千年來、動きのなかつた朝廷の大權といふものが、以前奴僕のやうに賤しんだ武家の手に渡つて終ふことになつたのである。誠になげき悲しんでも猶ほ餘あることではないか。

語釋 去ノ國(皇室から離れること) ○別ニ其品類(公家と武家と區別すること) ○不齒(齒は列なり、昔は年齢の高下によりて並び坐した。齒に列坐の意ある所以である。武臣には中々昇殿を許されず、隨分差別待遇をされた。) ○恪而不與(類義、義家の東征の時) ○幾何云々(倒装で……者幾何ソとなる。即ち、法度の外に其の身を棄てぬ者が幾何ある) ○棄於法度之外(法律規度の外に身をすてるといふこと) ○約(束縛され) ○保元(後白河天皇の年號) ○平治(平治の亂あり) ○横流(潰裂を承けていふ。川筋を流れる意) ○所ニ奴僕視ノ者(源氏、平) ○約(束縛され) ○保元(後白河天皇の年號) ○平治(平治の亂あり) ○横流(潰裂を承けていふ。川筋を流れる意) ○所ニ奴僕視ノ者(源氏、平) ○約(束縛され) ○保元(後白河天皇の年號) ○平治(平治の亂あり) ○横流(潰裂を承けていふ。川筋を流れる意) ○所ニ奴僕視ノ者(源氏、平)

餘論 以上第五段、本篇の結論といふべきもの、一篇の要領を收結したのである。

吾^リ作^リ外^史、首^ニ叙^ス源^平二^氏、未^ダ嘗^テ不^レ一^レ歎^ス王^家之^自失^ニ、其^權而^國勢^之推^移、有^非人^力、所^能維^持者[、]因^ニ世^變、以^テ見^レ得^失、後^之憂^世者[、]將^有以^テ留^レ心^焉。

訓讀 吾れ外史を作り、首めに源平二氏を叙し、未だ嘗て王家の自ら其の權を失はれたるを歎せずんばあらず。而れども國勢の推移は人力の能く維持する所に非ざるもの有り。世變に因つて以て得失を見めす。後の世を憂ふる者、將に以て心を留むること有らんとす。

通釋 余は此の日本外史を著すことになり、先づ初めに源平二氏のことを敘べるのであるが、二家の歴史を敘述するに當り、余はいつだつて、皇室の方々が御自分から大權を失ひ給ひしことを痛歎しないことはない。けれども國家の形勢が次第々々に移り變つて行くのは、到底一人一個の力で繋ぎとめることの出来るものではないのである。自分はこれから、此の世の中の移り變つて行く跡を辿つて、皇室のうまくなされた所や、お失策になつた所を書き示めす。後世の世を憂ふる志士は、成る程とよく、氣をつけて、往日の如き失敗の無きやうにするは勿論なれども、差し當り今日猶ほ失はれてゐるこの大權を皇室に取り回へすやうに努力せねばならぬ。

語釋 得失(得は大權を得、失は大權を失ふと譯すが、それはいけな。又こゝでは得) ○將(將は當と同じに使用する場合がある、可らずの意になる。)

餘論 以上第六段、一篇の餘波であるが、最も大切な所で、外史著述の本意を覗ふに足るものがある。當時上に徳川氏が天下の政權を把握してゐたので、正面からいつては大に差障りがある。そこで餘波として言を立て、最後に微言を以て王權の恢復を唱へたのである。心して見られよ。

平氏出自桓武天皇。天皇夫人多治比莫宗生四子。長曰葛原親王、幼有才名。長而

謙謹、好讀書史、觀古今成敗、以自鑒。叙四品、任式部卿。子高見、孫高望。高望賜姓平氏、拜上總介。子孫世爲武臣、其旗用赤。

訓讀 平氏は桓武天皇より出づ。天皇の夫人多治比莫宗、四子を生む。長は葛原親王と曰ひ、幼にして才名有り。長じて謙謹、好んで書史を讀み、古今の成敗を觀て以て自ら鑒む。四品に敘せられ、式部卿に任ぜらる。子高見、孫高望。高望、姓を平氏と賜ひ、上總介に拜せらる。子孫世々武臣と爲り、其の旗赤を用ふ。

通釋 平氏はもと桓武天皇から出でゐる。桓武天皇の御側室に多治比莫宗といふ方が四人の皇子をお生みになつた。その一番上が葛原親王と申し、お小さい時から才智勝れ評判が高かつた。大きくなられてからは、大層謙遜な、萬事に謹み深く、殊に歴史の書物を好んでお讀みになり、古今の成功失敗の跡を御觀察になつて、御自身の手本、鏡と致された。此の方は四品親王の位に敘せられ、式部卿といふ職に任ぜられた。此の方のお子が高見王で、孫が高望王と申された。その高望王が平氏の姓を賜つて、上總介といふ役を拜命した。此の高望王の子孫か代々武藝を以て君に仕ふる臣となり、その旗は赤旗を用ひて記しとした。

語釋 夫人(おそばめの女官で、) ○多治比莫宗(多治比氏、名は莫) ○四子(葛原、佐味、加賜) ○叙四品(品は位のこと、親王に品まであつた。叙は位を賜はる時にいふ) ○任式部卿(式部省の長官で、進退禮式を掌る。詳細は大寶) ○賜姓平氏(姓は、古へはカ戸の字を用ひてゐる。姓は天子より頂戴するのであるが、氏の方は、所謂苗字といふもので、或は土地、或は事を以て各自につける。故に姓と氏とは別々のものであつたが、後には混同した。支那でも矢張り混同してゐて、これも史記や漢書の筆法で書いたのである。だから姓も氏も同じものとして取り扱はれてゐる。因に藝苑日涉には源平紀傳の類を姓となすは誤る、朝臣とか宿禰とか連とかいふのが姓であるといつてゐる。高望王が平氏を賜つたのは宇多天皇の寛平元年である。皇族方が臣籍に降下されるのは中世以降多く見る所。皇室の御費用の關係からそのやうにされたのである。)

○拜(拜命する) ○介(スケと讀む、國司の次ぎの役)

高望、四子國香、良將、良兼、良文。並任東國守、介鎮守府將軍。國香子曰貞盛。材武善射。爲左馬允。良將子將門、性桀黠、倚攝政藤原忠平、求爲檢非違使。忠平不省。將門怒去之東國、據相馬里、劫掠常陸下總。時國香爲常陸大掾。良兼爲下總介。皆與將門有隙。承平中、將門終攻殺國香。

訓讀 高望の四子、國香、良將、良兼、良文。並に東國の守、介、鎮守府將軍に任ぜらる。國香の子を貞盛と曰ふ。材武にして善く射る。左馬允と爲る。良將の子將門、性桀黠、攝政藤原忠平に倚りて檢非違使たらんことを求む。忠平省みず。將門怒り、去つて東國に之き、相馬の里に據り、常陸下總を劫掠す。時に國香、常陸大掾たり。良兼下總介たり。皆將門と隙有り。承平中、將門終に國香を攻殺す。

通釋 高望に四人の子があつて、國香、良將、良兼、良文といふ。皆關東地方の守や、介や、鎮守府將軍の官に任ぜられてゐた。國香の子に貞盛といふのがあつた。此の人は才能武勇に富んでゐて、中でも又弓が上手であつた。左馬寮の允といふ官に就いてゐた。良將の子の將門といふのは、生れつき亂暴者で惡る賢く、嘗て藤原忠平に取り入つて檢非違使といふ役にしてくれと頼み込んだ。忠平は一向取り合はなかつた。將門は大に怒り都を去り、東國へ行き、下總の相馬の里に立てこもり、常陸下總を暴らし廻り、切り取り強盜を働いた。其の時、將門

喜亂往說將門曰「關東八州沃饒而四塞可據以霸天下。夫取一州誅取八州亦誅一耳。顧公安所決。」將門大悅延為謀主遂攻下野上總武藏相模悉下之。弟將平諫曰「帝王有命不可妄冀。願熟圖之。」將門曰「天縱我以武。吾取帝位孰能拒之。」乃建偽宮於下總猿島置文武百官。

訓讀 已にして良兼卒す。將門乃ち下總に據り、遂に常陸介藤原維幾を襲執して常陸を取る。武藏守興世王、兇險にして、亂を喜む。往いて將門に説いて曰く「關東八州は、沃饒にして四塞す。據つて以て天下に霸たる可し。夫れ一州を取るも誅せられ、八州を取るも亦誅せらる。誅は一のみ。顧ふに、公、安くに決する所ぞ」と。將門大に悦び、延いて謀主と爲し、遂に下野・上總・武藏・相模を攻め、悉く之を下す。弟將平諫めて曰く「帝王、命有り。妄りに冀ふ可からず。願はくは之を熟圖せよ」と。將門曰く「天、我に縱すに武を以てす。吾れ帝位を取るも、孰れか能く之を拒まん」と。乃ち偽宮を下總の猿島に建て、文武百官を置く。

通釋 其の内に、良兼は死んで終つた。そこで將門は、これ迄良兼の領分であつた下總を根據地として、なほ進んで常陸の介の藤原維幾をだまし討ちをして擒にし、常陸國までも取つて終つた。武藏の守の興世王は姦惡で性來殺伐、戰亂でも有れかしと願ふ程の男であつた。此の者が將門の所へ往つて説き勸めていふに、「關東の八ヶ國は地味からいつてもよく肥えてゐて、産物の豊かな所であるし、地勢からいつても四方の塞がった、要害堅固

な土地である。だから此に立て籠もれば、た易く天下に覇を唱へることが出来る。貴下は今下總・常陸をお取りになつたが、一國を取つても誅せられ、八ヶ國を取つても誅せられる。どちらにしたつて誅罰は一つです。同じやるなら大きなことをなされたらよからう。さても貴下はどちらにお決めなさるつもりか」と。これを聞いた將門は大に悦び、興世王を引き寄せて、自分の參謀長となし、とう／＼下野・上總・武藏・相模を攻め取つて、皆之を自分のものにした。その時に將門の弟の將平が兄を諫めていふには「帝となり王となるには、天の命があつてなるものである。さう矢鱈にならうたつてなれるものではない。どうぞ、よく／＼お考へなさつて下さい」と。將門は「なに大丈夫だ。天は自分に武勇といふものをお授け下さつてゐる。吾れが天子の位を取つたからつて、何者が之を邪魔することが出来よう」と云つて、そこで偽の宮殿を下總の猿島に建て、文武百官を置いた。

語釋

關東八州(箱根の關より以東の八ヶ國、即ち武藏) ○帝王有命(天子になるは天からの命によつてなるので、人) ○猿島(下)

初將門與藤原純友者友善嘗同登比叡山俯瞰皇城曰「壯哉大丈夫不當宅此邪。」遂與謀反謂純友曰「他日得志吾王族當為天子。公藤原氏能為我關白乎。至是純友為伊豫掾任滿不還據海島為盜以遙應將門。遣人入京師行火坊市。京師戒嚴。時天慶二年也。三年朝廷拜參議藤原忠文為征東大將軍。率諸將東伐發東海。東山兵募以重賞。而任貞盛常陸掾發兵討將門。」

訓讀 初め將門、藤原純友なる者と友とし善し。嘗て同じく比叡山に登り、皇城を俯瞰して曰く、「壯なる哉、大丈夫當に此に宅るべからざるか」と。遂に與に反を謀り、純友に謂つて曰く、「他日志を得ば、吾は王族當に天子と爲るべし。公は藤原氏、能く我が關白とならんか」と。是に至りて、純友伊豫掾と爲り、任滿つるも還らずして、海島に據り盜を爲し、以て遙に將門に應じ、潛に人を遣はし京師に入りて、火を坊市に行はしむ。京師戒嚴す。時に天慶二年なり。三年、朝廷參議藤原忠文を拜して征東大將軍と爲し、諸將を率ゐて東伐せしむ。東海・東山の兵を發し、募るに重賞を以てす。而して貞盛を常陸掾に任じ、兵を發して將門を討たしむ。

通釋 初め將門は藤原純友といふ者と、友達同志で仲が善かつた。嘗て將門は此の者と一緒に比叡山に登り宮城を見下して云うに、「あゝ大層なものだ。大の男と生れたからには、此處に住まつて見たいものではないか、出來ないことではあるまい」と。とうく純友と叛逆の相談をして、純友にいふには「後日吾等の思ふやうに成功したら、吾は桓武・葛原の胤だから天子になるであらう、君は藤原氏だから我が爲めに關白にならんか」と。その時には純友は伊豫の掾になつてゐて、四年の任期も既に満ちてゐたのだが、都に還らずに、日振島といふ海島に立て籠り海賊を働いて、東國の將門と遙かに計を合はせ、一方コソリ人を京都へ派遣して、方々の町々へ火をつけさせた。それが爲めに京都では、嚴重な警戒をした。その時が天慶二年であつた。天慶三年になつて朝廷では參議の藤原忠文に命じて征東大將軍となし、諸々の大將を率ゐて將門を征伐させた。途中東海道・東山道の兵士共を徵發し、勳功を立てたものには、重い御褒美を出すといつて大募集をした。而して貞盛をも常陸の掾に任命し、其の地の兵を徵發させて將門を討たせることにした。

語釋 藤原純友(參議中納言長良の曾孫、右大辨連經の第三子) ○比叡山(京都の東北にあり、山) ○他日(後日といふこと、前日の) ○關白(漢の宣帝が萬歲の政置光に關白せしむと詔した、その關白をとつて遂に役名とした。あつかり白すといふことで、天皇を輔けて萬歲にたつたはる重職である。攝政關白といつて攝政は幼帝の時、關白は成長された天皇を助ける場合にいふ。光孝天皇仁和三年に太政大臣基經を關白にされて以來、代々藤原氏が) ○任滿(任期の満ちたこと、當時) ○海島(伊豫國、北宇和郡) ○坊市(經界を作り、多くの家の集團してゐるのが坊で、その職に就いた) ○天慶(朱雀天皇) ○藤原忠文(參議枝良の子、タビブミ) ○參議(大臣と共に國家の) ○征夷大將軍(常置の官ではない、臨時) ○東海(伊賀・伊勢・志摩・尾張・三河・遠江・駿河・甲斐・伊豆) ○東山(近江・美濃・飛騨・信濃・上野・下) (相模・武藏・上總・下總・安房・常陸以上十五ヶ國) ○東山(野・陸奥・出羽以上八ヶ國)

將門聞之、率兵索貞盛於常陸、不得。乃散其衆、獨以千餘人至下野。下野有押領使藤原秀郷。世爲大族。及將門起兵、往見之。將門方梳髮、捉髻而出、款接之、命食共食。飯粒墮前、拾而食之。秀郷知其輕率不足與、有爲也、乃從貞盛。

訓讀 將門之を聞き兵を率ゐて貞盛を常陸に索めて、得ず。乃ち其の衆を散じ、獨り千餘人を以て下野に至る。下野に押領使藤原秀郷有り。世々大族たり。將門兵を起すに及んで、往いて之を見る。將門方に髮を梳る。髻を捉つて出でて之に款接し、食を命じて共に食ふ。飯粒前に墮つ。拾つて之を食ふ。秀郷、其の輕率にして與に爲すあるに足らざるを知るや、乃ち貞盛に従ふ。

通釋 將門はそのことを聞きつけると、兵を率ゐて、常陸全國に互つて、貞盛の所在を搜索させたが、一向見付からなかつた。そこで將門は、部下の軍勢を解散して終ひ、ただ千餘人の手兵を引きつれて下野國に行つた。

その時下野には押領使の藤原秀郷といふ者があつた。此の者は先祖代々土地の豪族で、随分勢力があつた。將門が兵を起したので、豫ねて將門の武名も聞いてゐたし、一體どんな男か、一度會つて見ようといふので、訪ねていつた。丁度其の時、將門は頭髮を梳いてゐた。秀郷が訪ねて来たことを聞き、大層喜んで髪も結びさして、結び目の所を握つたまゝで迎へに出で、親切に之をもてなし、食事まで命じて、一緒に食べた。所が將門は過つて御飯粒を前へこぼした。それをまた、將門は拾つて食べた。秀郷は悉つかり愛想を盡かし、こんな輕率な男とは一緒に仕事は出来ないと分かつたので、そこで貞盛方に附いた。

註釋 以(ひきぬること。單にキテと) ○押領使(國司ではないが、二郷、三郷、場合によつては一國も領して、其の地方の) ○藤原秀郷(世に田原藤太といふ、左大臣魚) ○捉(髻)而出(髻の結び目をつかんで出て來る) ○押領使(違法のものを探査したり、盜賊を逮捕したりする。押へをする役である。)

貞盛窺將門無備與秀郷合兵四千餘人急襲之將門遽出拒之大敗貞盛乘勝疾攻將門欲誘之險阻走據島廣山貞盛火其營大戰于山北將門以見兵四百騎死闘貞盛麾兵蹙之將門獨身出走貞盛叱咤追馳射中其右額墮馬秀郷斬其首興世王以下悉伏誅梟于京獄八州皆定而純友尋平忠文等皆途還貞盛以功敘從五位上後遷從四位下任鎮守府將軍兼陸奥守世呼曰平將軍。

貞盛、將門の備無きを窺ひ、秀郷と兵四千餘人を合はせ、急に之を襲ふ。將門遽に出でて之を拒ぎ、大に敗る。貞盛勝に乗じて疾く攻む。將門之を險阻に誘はんと欲し、走りて島廣山に據る。貞盛其の營を火き、大山北に戰ふ。將門、見兵四百騎を以て死闘す。貞盛兵を麾いて之を蹙む。將門獨身出で走る。貞盛叱咤追馳し、射て其の右額に中つ。馬より墮つ。秀郷其の首を斬る。興世王以下悉く誅に伏し、京獄に梟す。八州皆定まり而して純友も尋いで平ぐ。忠文等皆途より還る。貞盛功を以て從五位上に叙せられ、後從四位下に遷り、鎮守府將軍に任ぜられ、陸奥守を兼ね。世、呼んで平將軍と曰ふ。

通釋 貞盛は將門の備が不十分であることを窺ひ知つて、秀郷と兵四千人を合はせ急に將門を襲撃した。將門は不意を喰らひ、あわてて出て來て之を拒いだが、大いに敗れて終つた。貞盛は勝軍につけ込んで、息もつかせず攻め立てた。將門は貞盛を險しい所へおびき寄せ、その上で何んとかしようと思つて逃げて島廣山に立て籠つた。貞盛は將門の陣營に火をかけ、島廣山の北で大に戰つた。將門は手許に在り合はせの兵士四百騎を引きつれて、死者狂ひで戰つた。貞盛は手下の兵に指圖して敵を追ひつめた。將門は堪まらなくなつて一方の血路を開き獨り逃げ出した。貞盛は大聲で吐りつけ乍ら追ひ廻はし、弓を射て將門の右の額に中てた。將門は馬から落ちた。そこへ秀郷が驅けつけて首を上げた。興世王以下のものも皆誅せられ、京都の獄門で曝し首にされた。斯くて關八州は平定し、純友の方も其の後間もなく平らいだ。一方征東大將軍忠文等は八州を貞盛が平定して終つたので皆途中から引き還へした。貞盛は勳功によつて、從五位上に叙せられ、後又從四位下に昇され、鎮守府將軍に任ぜられ、陸奥の守をも兼ねることになつた。世の人は皆貞盛を呼んで平將軍といつた。

註釋 島廣山(下) ○見兵(見は現と同じく、現在手) ○途還(途中より引きかへす。途中で兵士を徵集し乍ら攻めて行くのであるから、目的地まで行くのに随分手間が要る。その間に貞盛が平らげて終つたのである)

○八州皆定云々(八州が皆定まつたので、藤原忠文は途中から引き返へした。それからその翌年になつて純友の亂が平らいたの)である。こゝは文章の勢ひで、純友尋平といふ句が前に出しているけれども、そのつもりで讀まねばならぬ。

貞盛四子、季、維衡最勇。與平致頼、源頼信、藤原保昌、齊名。稱四天王。任下野守。後私與致頼鬪、謫徙淡路。貞盛又養從子維茂、亦勇敢。亞維衡。維衡曾孫正盛、有武幹。時平氏與源氏並爲武臣。而源義家樹功邊陲、宗黨尤強。其長子義親、爲對馬守、剽掠九州、殺官使、流隱岐。逃歸出雲、殺吏奪貢賦、勢甚猖獗。於是詔正盛爲追討使、賜驛鈴、率兵討之。與義親戰、斬其首、梟于京獄。時天仁元年也。

貞盛の四子、季の維衡最も勇なり。平致頼・源頼信・藤原保昌と名を齊しうし、四天王と稱す。下野守に任ぜらる。後私に致頼と鬪ひ、淡路に謫徙せらる。貞盛又從子維茂を養ふ。亦勇敢なること維衡に亞ぐ。維衡の曾孫正盛、武幹有り。時に平氏、源氏と並び武臣と爲る。而して源義家、功を邊陲に樹て、宗黨尤も強し。其の長子義親、對馬守と爲り、九州を剽掠し、官使を殺し、隱岐に流さる。逃れて出雲に歸り、吏を殺し貢賦を奪ひ、勢甚だ猖獗なり。是に於て、正盛に詔して追討使と爲し、驛鈴を賜ひ、兵を率ゐて之を討たしむ。義親と戰ひ、其の首を斬り、京獄に梟す。時に天仁元年なり。

貞盛の四人の子の中、末っ子の維衡が一番勇氣があつた。平致頼・源頼信・藤原保昌等と同じやうに評判高く、世間では此の四人を四天王と稱してゐた。この維衡は下野守に任ぜられた。後、何かのことで、勝手に致頼と鬪争して、その爲めに罪に陥り、淡路へ移し流された。貞盛は又甥の維茂を養子にした。この人も亦、勇氣の有ることは維衡に次いでゐた。維衡の曾孫の正盛は、武藝の才能のあつた人であつた。其の頃、平氏は源氏と相並んで、朝廷の武臣となつてゐた。そして源義家は、邊境奥羽の地方で、亂賊を平けて大功を立て、その爲めに源氏の一族郎黨の勢力は中でも優れて強かつた。義家の長男の義親は對馬守となつてゐたが、九州を劫し財物を掠め取り、朝廷から遣はした使者を殺したりなどして、隱岐に流された。それが又隱岐から逃げ出て、出雲に歸り、その土地の役人を殺し、其の地の租税を奪ひ取り、勢が大層盛であつた。そこで朝廷でも放つて置けぬから、正盛に詔して追討使となし、驛鈴を賜ひ、兵を率ゐて之を討たしめられた。正盛は義親と戰つて、其の首を討ち取り、京都の獄門に梟した。その時は鳥羽天皇の天仁元年であつた。

四子(維敬・維衡) ○致頼(平大夫と) ○頼信(鎮守府將軍) ○保昌(大和守、嘗て京師で袴垂といふ盜賊が後から彼を伺つた) ○四天王(佛書に東方は持國天、南方は增長天、西方は廣目天、北方は多聞天の四天王がゐて四方を守護す) ○從子(兄弟) ○曾孫(孫の子、維正盛) ○樹功邊陲(邊境は國境のはづれ、奥羽地方をさす) ○尤強(平氏源氏の中、源氏の方) ○九州(豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩) ○猖獗(兇威の盛) ○驛鈴(驛路の鈴で、朝廷から人を四方へ派遣せられる時に賜る。馬に懸け、その音がしたら、假令夜中でも關門を開いて人馬を通行させることになつてゐた。其の形は八角、或は六角で、青銅で作られてゐた。)

正盛生忠盛。忠盛居伊賀伊勢之間。爲人眇一目。大治中、山陽南海盜起。忠盛追捕有功。事白河鳥羽二上皇。並有寵焉。鳥羽上皇建得長壽院。以忠盛董役。役竣除但馬守。聽昇殿。舉朝憎之。謀以豐明節會乘暗刺之。忠盛曰。朝則蒙詭。不朝爲法。

其辱^{シムル}宗^ノ一也^ト。乃^チ帶^ビ刀^ヲ而入^ル。家人^ノ平^ノ家^ノ貞^ノ與^ニ其^ノ子^ノ家^ノ長^ノ、衷^ニ甲^ヲ從^フ焉^{。吏^ヲ訶^シ止^ス之^ヲ。家^ノ貞^ノ對^シ曰^ク、主^ノ君^ノ有^ニ戒^心。臣^ノ將^シ與^ニ之^ト同^ジ死^ス。吏^ノ不^レ得^ル止^ム。}

訓讀 正盛、忠盛を生む。忠盛、伊賀伊勢の間に居る。人となり一目眇たり。大治中、山陽南海に盜起る。忠盛追捕して功有り。白河鳥羽二上皇に事へ、並に寵有り。鳥羽上皇の得長壽院を建つるや、忠盛を以て役を董さしむ。役竣りて、但馬守に除せられ、昇殿を聽さる。舉朝之を憎み、豊明節會を以て、暗に乗じて之を刺さんと謀る。忠盛曰く、「朝すれば、則ち話を蒙り、朝せざれば怯と爲る。其の宗を辱しむるは一なり」と。乃ち刀を帯びて入る。家人平家貞、其の子家長と甲を衷して従ふ。吏之を訶止す。家貞對へて曰く、「主君戒心有り。臣將に之と同じく死せんとす」と。吏止むるを得ず。

通釋 その正盛が忠盛を生んだ。忠盛は伊賀伊勢の邊に居つた。其の人となり片方の眼が悪く、すが目であつた。崇徳天皇の大治年間に山陽道南海道方面に盜賊が起つた。その時忠盛は賊を追つかけて捕へて手柄を立てた。白河・鳥羽の二上皇に事へて、どちらからも寵愛を受けた。鳥羽上皇が御發願で、得長壽院を建立された時、忠盛を作事のお奉行になされて、その工事を監督せしめられた。この工役が済んで、但馬守に任せられ、昇殿をさへ許された。武臣で昇殿を許さることは、格別の御寵愛であるので、朝廷の者どもは皆彼の出世を憎み、豊明の節會の夜に、暗いのにまぎれて、彼を刺し殺さうと謀つたのである。忠盛がいふに、「朝廷へ參内すれば話を受けるし、參内しなければ臆病者になつて終ふ。どちらにしても、我が一族の面汚しになることは同じなのである」と。そこでわざと刀を佩して朝廷に參入した。家の子の平家貞は、主人の身を案じて伴の家長と一緒に體を普込んで忠盛のお供をした。宮中の役人は、この二人を叱り止めた。家貞が對へていふに、「わが主人忠盛に、用心しなければならぬことがあります。我々は萬一もの場合には主人と共に死なうと思つてゐるのであります」と。役人も強ひて止めることも出来なかつた。

語釋 ○伊賀伊勢之間 間はそのあたりといふこと、伊賀伊勢の邊に居て段々勢を養つてゐた。○得長壽院 崇徳天皇長承元年、三十三間堂を東山に建て金佛若干を置き、醫せられし蓮華王院であつて、得長壽院は、得長壽院と號すと。一説に今の三十三間堂は、後白河法皇の造自ら別のものであると。後説が是である。○董 舊官を除き、新官に就くこと。○昇殿 御所の殿上へ昇ること、當時いて坐るの例であつた。故に昇殿を許されるのは非常な榮譽であつた。又それが大官人の妬みを買つた譯である。○豊明節會 十一月中の卯の日に天子が新殿を天祖に薦められる、その祭を新嘗祭といふ。これを豊明節會といふ。○帶刀而入 勅許がなければ、人臣刀をさして參内することは出づ。○衷甲 下に着る甲をさして、上に着る甲をさして參内したるのである。○戒心 思ひがけない變に對して警戒する心、用心。

忠盛昇^リ殿^ニ、就^テ闔^テ拔^キ刀^ヲ。刀^ノ光^ハ外^ニ射^ス。衆^ノ大^ニ畏^レ、不^レ敢^テ發^ス。及^テ宴^ニ召^シ、忠^ノ盛^ノ命^ジ舞^ヲ。衆^ノ歌^フ曰^ク、「伊^ノ勢^ノ瓶^ノ子^ハ醋^ノ甕^ニ。蓋^シ國^ノ音^ノ瓶^ノ子^ハ通^ニ平^ノ氏^ニ。醋^ノ甕^ハ通^ニ眇^ニ也^{。忠^ノ盛^ノ愧^シ之^ヲ、不^レ終^リ宴^ヲ退^リ、呼^ビ主^ノ殿^ノ司^ヲ、脱^キ刀^ヲ授^ケ之^ヲ。而^テ出^ツ。衆^ノ劾^シ奏^シ、忠^ノ盛^ノ帶^シ劍^ヲ上^リ殿^ニ、以^テ兵^ヲ自^ラ衛^シ、請^フ正^ノ典^ノ刑^ヲ。上^ノ皇^ノ驚^キ、召^シ忠^ノ盛^ノ問^フ之^ヲ。對^シ曰^ク、「臣^ノ之^ノ家^ノ人^ノ聞^キ道^ノ路^ノ之^ノ言^ヲ、尾^ノ臣^ノ而^テ來^リ、不^レ使^メ臣^ノ知^ル。唯^ニ陛^ノ下^ニ斷^リ。其^ノ罪^ハ如^キ其^ノ佩^シ刀^ヲ、請^フ問^フ之^ヲ。主^ノ殿^ノ司^ノ主^ノ殿^ノ進^メ刀^ヲ、木^ノ刀^ヲ塗^リ銀^ヲ也^{。上^ノ皇^ノ嘻^シ曰^ク、「忠^ノ盛^ノ用^フ意^ハ良^シ苦^シ。以^テ死^シ衛^シ君^ヲ、則^チ武^ノ人^ノ之^ノ習^ニ耳^{。遂^ニ無^ク所^ニ問^フ。忠^ノ盛^ノ累^シ遷^シ、以^テ正^ノ四^ノ位^ノ下^ニ刑^ノ部^ノ卿^ヲ、卒^ス於^テ仁^ノ平^ノ中^ニ。}}}

訓 忠盛殿に昇り、闇に就いて刀を抜く。刀光外射す。衆大に畏れ、敢て發せず。宴に及び、忠盛を召して、舞を命ず。衆歌つて曰く、「伊勢の瓶子は醋養」と。蓋し國音瓶子は平氏に通じ、醋養は眇に通ずるなり。忠盛之を愧ぢ、宴を終へずして退き、主殿司を呼び、刀を脱し之を授けて出づ。衆、忠盛劍を帯んで殿に上り、兵を以て自ら衛ると効奏し、典刑を正さんことを請ふ。上皇驚き、忠盛を召して之を曰ふ。對へて曰く、臣の家人、道路の言を聞き、臣に尾して來り、臣をして知らしめず。唯だ陛下其の罪を斷ぜられよ。其の佩刀の如きは、請ふ之を主殿司に問ひたまへ」と。主殿司、刀を進むれば、木刀に銀を塗れるなり。上皇喜して曰く、「忠盛意を用ふる良に苦し。死を以て君を衛るは、則ち武人の習のみ」と。遂に問ふ所無し。忠盛累遷し、正四位下刑部卿を以て仁平中に卒す。

通釋 忠盛は昇殿して、わざと暗い所で、刀を抜いてキラ／＼させた。その刀の光がピカリと室の外まで射した。皆の者は度膽をぬかれて敢て手出しをし得なかつた。いよく宴會が始まると、忠盛は召されて舞を命ぜられた。そこで皆の者は歌つていふに、「伊勢の瓶子は醋養なりけり」と。これは日本の讀み方で瓶子は平氏と音か通じて居り、醋養は眇と音が通じてゐるので、つまり伊勢の平氏は眇なりと、嘲弄した譯である。忠盛は恥かしく思つて、居溜らなくなり、宴會が未だ終らぬのに退出し、主殿司を呼び出して、自分の帯んでゐた刀を脱して之を渡して置いて出て行つた。皆の者は忠盛が劍をさして御殿に上り、そればかりか、兵士を引き具して自らの護衛としたのは不都合なりと、上へこの罪の次第を奏聞し、而して法律に照らして正しく黑白をつけて戴き度いと願ひ出た。鳥羽上皇は驚き給ひ、すぐ忠盛を召されて、この事に就いてお尋ねになつた。忠盛は對へていふに

「臣の家來が、世間の風聞を耳にして、臣の身の上を案じて、ついて來たので御座いませうが、臣にはチツとも知らせませんでした。これは臣が言ひつけた譯ではなし、家來の不都合で御座いますから、何卒陛下には彼等の罪をお裁き下さりませ。また臣がさしてゐた刀に就いてお咎めで御座いますが、あれなら主殿司に預けて置きましたから、主殿司に就いてお調らべをお願い致します」と。そこで主殿司は忠盛から預かつてゐた刀を上皇の御覽に入れた所がそれは木刀に銀箔が塗つてあるものであつた。上皇は二度吃驚なされ、感嘆せられて曰はるに「忠盛ナカ／＼工夫に骨折つたナア。一死以て君を衛るのは、武士たるもの習ひぢや、苦しうない」と。遂に何等のお咎めもなかつた。忠盛は其の後段々と官職を進められ、正四位下刑部卿となつて近衛天皇の仁平年中に死んだ。

語釋 就闇拔刀(暗い所に行つて刀を抜く。一つには木刀を見破られぬ爲め、一) ○外射(射るといふ時は音セキ、射殺はセ) ○伊勢瓶子(醋養) 忠盛は伊勢伊賀の間におたから、之を伊勢平氏といつてゐた。瓶子はカメ。伊勢で出来るカメは醋(醋)を入れるカメぢやと表面は言つて、伊勢平氏の忠盛は、目ツカチスガメぢやと嘲弄したのである。○國音(日本のよ) ○主殿司(殿中の又は松明炭) ○喜(歡美す) ○良苦(中々骨折つた、苦心) ○刑部卿(刑部省の長官、斷獄刑法) 及び訴訟のことを掌る)

忠盛有七子。曰清盛經盛教盛家盛頼盛忠重忠度。而清盛最極寵貴初忠盛之事。白河上皇上皇有嬖姫居祇園祠傍。嘗夜幸焉。雨甚。觀鬼髮如東。鍼乍觀乍失。命忠盛射之。忠盛捕而視之。一老僧。束麥稈以代笠。捉火器行吹之。曰將上燭于祠也。上皇謂忠盛膽勇可倚。益有寵。所幸宮人兵衛佐局與忠盛私有身上皇。即賜之曰

「生女則朕取之。即男也。卿以爲子也。宮人免身生男。是爲清盛。後更娶妻。生家盛。賴盛。清盛出依中御門氏。大治中。任左衛門尉。累遷至從四位下安藝守。航海赴任。有魚入其舟。或曰興家之兆也。」

訓 忠盛七子有り。曰く、清盛・經盛・教盛・家盛・賴盛・忠重・忠度。而して清盛最も寵貴を極む。初め忠盛の白河上皇に事へしとき、上皇に嬖姫有りて、祇園祠の傍に居る。嘗て夜幸す。雨甚し。鬼髮、束鍼の如きものを觀る。乍ち觀え乍ち失ふ。忠盛に命じて之を射しむ。忠盛捕へて之を視れば、一老僧、麥稗を束ね以て笠に代へ、火器を捉りて行く。之を吹けるなり。曰く「將に燭を祠に上らんとするなり」と。上皇、忠盛の膽勇倚る可しと謂ひ、益々寵有り。幸する所の宮人兵衛佐局、忠盛と私し、身める有り。上皇即ち之を賜ひて曰く「女を生まば、則ち朕之を取らん。即し男ならば、卿以て子と爲せよ」と。宮人免身して、男を生む。是を清盛と爲す。後更に妻を娶り、家盛・賴盛を生む。清盛出で、中御門氏に依る。大治中、左衛門尉に任ぜられ、累遷して從四位下安藝守に至る。海に航して任に赴く。魚有り、其の舟に入る。或ひと曰く「家を興すの兆なり」と。

通釋 忠盛に七人の子があつた。清盛・經盛・教盛・家盛・賴盛・忠重・忠度といつた。中でも清盛は最も君の寵愛を受け、官位も貴くなつたのである。初め忠盛が白河上皇に北面の武士として、お事へしてゐた時のこと、上皇に一人の嬖姫があつて、祇園のお社の片ほとりに住まつてゐた。ある時上皇は夜、そこへ御幸なされた。丁度雨のひどい夜であつた。途中、鬼のやうな髪で、恰も針を束ねたやうな怪物が見えた。それが觀えるかと思ふと

乍ち消え、消えたかと思ふと乍ち觀えた。必定化生のものに違ひないと、上皇は、忠盛にあの怪物を射て終へと命ぜられた。忠盛は射殺すのは雜作ない事ながら、それにも及ばぬと側へ寄り進み、フン捕へて見ると、それは案外にも一人の老僧が麥稗をつかねて、それを笠の代用に被り、雨で火が消えぬやうにと、お燈明の火種を歩き歩き吹いてゐたのであつた。そしてその老僧がいふに「お社へお燈明を上げようとしてゐるので御座います」と。このこと以來、上皇は忠盛の膽力勇氣を頼もしく思召され、益々以前に勝る御寵愛であつた。上皇が愛してゐられた宮女に兵衛佐局といふのがあつたが、それが忠盛と内證事をして、子を孕んで終つた。上皇はお吐りにもならず、其の儘兵衛佐局を忠盛へ下賜に相成つて、仰せられるには「この局が若し女の子を生んだら、其の子は朕が引取るであらう。もし男の子を生んだら、お前が自分の子にしたらよからう」と。總て月滿ち、局はお産をして男の子を生んだ。これが清盛である。忠盛は其の後また妻を娶り、家盛、賴盛を産んだ。清盛は父の家を出で、母の里方なる中御門氏に養はれてゐた。鳥羽天皇の大治年間に、清盛は左衛門尉に任ぜられ、段々進んで從四位下安藝守になつた。そこで彼は海を渡つて任地へ行つた。航海の途中、清盛の乗つてゐる舟の中へ魚が跳り込んだ。其の時或る人がいふのに「これは目出度い。家運を興す前兆である」と。

語釋 經盛は參(納言) ○教盛は權中(納言) ○家盛は右馬(頭) ○賴盛は權大(納言) ○忠度(守) ○寵貴(君の寵愛を受け、太政大臣といふ) ○嬖姫(賤しくして寵を得るを嬖といふ。姫は婦人の美稱、姫は元と支那周室の姓で、周の天子の女を) ○鬼髮(鬼は化生のもの、髮の) ○束鍼(針を束ねたやうにギラギラしてゐるのを形容したのである。源平盛衰記) ○火器(火をつける器) ○行吹之(盛衰記に「もえぐひをけさじと吹く時はサト光り、光る時は」) ○所幸(お手のかかる)

○兵衛佐局(局は官女の稱、或はい) ○更娶妻(藤原宗兼の女を娶つ) ○中御門氏(中納言家成、即ち清盛の母の里方) ○左衛門尉(嵯峨天皇の時に置かれ、禁中の外門を警衛する。尉は) ○有魚(魚は鱈魚で) ○興家之兆(家を興す前じらせ、昔周の武王が孟津を渡ると、百魚が舟中に飛び込んだ人以て殷の命遂に周に歸するの嘉瑞となした。其の故事を引いて賀するのである。)

先是、鳥羽太子受禪。是爲崇德帝。帝母璋子、幼養於白河法皇。鍾愛之。及長、不衰。頗涉物議。鳥羽是以不子視崇德也。戲目之曰叔父兒。鳥羽寵姬曰得子、號美福門院。生皇子體仁。令崇德養爲太子。四歲受禪。是爲近衛帝。帝崩。崇德希復位。崇德皇子重仁、又長而賢。中外屬望。而美福以近衛蚤世、爲出咒詛。乃密勸鳥羽立崇德同母弟雅仁。是爲後白河帝。朝野駭然。崇德憤恚、召左大臣藤原賴長、語之以情。賴長慧黠、世稱惡左府。與兄忠通爭權、不逞。欲使上皇復位、而已專柄也。乃慫恿舉兵。物情恟然。

訓讀 是より先き、鳥羽の太子禪を受く。是を崇德帝と爲す。帝の母璋子、幼より白河法皇に養はれ、之を鍾愛す。長ずるに及んで衰へず。頗る物議に渉る。鳥羽是を以て崇德を子視せず。戯れに之を目して叔父兒と曰ふ。鳥羽の寵姬を得子と曰ひ、美福門院と號す。皇子體仁を産む。崇德をして養ひて太子と爲さしむ。四歳にして禪を受く。是を近衛帝と爲す。帝崩す。崇德位に復るを希ふ。崇德の皇子重仁、又長じて賢なり。中外、望を屬す。而して美福、近衛の蚤世を以て、呪詛に出づると爲し、乃ち密に鳥羽に勸めて、崇德の同母弟雅仁を立てしむ。是を後白河帝と爲す。朝野駭然たり。崇德憤恚し、左大臣藤原賴長を召し、之に語るに情を以てす。賴長慧黠、世に惡左府と稱す。兄忠通と權を争ひ、逞からず。上皇をして位に復らしめ、而して己柄を専らにせんと欲するや、乃ち慫恿して兵を舉げしむ。物情恟然たり。

通釋 これより先き、鳥羽天皇の太子が御位の譲りを受けられ天子になられた。これを崇德天皇と申し上る。天皇の母君の璋子といふ方は、幼い時から白河法皇に養はれてゐられたが、法皇は大層之を御寵愛なされた。成長された後も以前と同様其の愛が衰へなかつたので、その邊が怪しいといふので、隨分世の評判になつた。鳥羽上皇はそこで崇德帝を御自分のお子のやうにお取扱ひにならなかつた。戯れに之を名づけて、叔父兒と申された。鳥羽上皇の御寵愛せられた人に得子といつて、美福門院と號した方があつた。皇子體仁をお産みになつた。鳥羽上皇は崇德帝に皇子體仁を養つて太子となさしめられた。これが四歳の時に讓を受けて位に即かれた。近衛天皇である。所が近衛帝は間もなくお崩れになつた。崇德上皇はもう一度天子の位に即きたいと希望せられてゐた。崇德上皇の皇子重仁親王は又成長せられて而も大層御利發なお方であつた。御所の内外の者皆此の御方に見込みをつけてゐた。所が美福門院は自分のお産み申した近衛帝の夭死されたのは、崇德上皇が咒をかけた結果だと思ひ込まれ、そこでコッソリ鳥羽法皇にお勧めして崇德上皇の御同腹の弟、雅仁親王を御位に即かれるようにした。是が即ち後白河天皇である。朝廷でも世間でも、此の思ひ設けぬお方が御即位なされたので大いに驚いた。崇德上皇は之を甚くお憤りになり御無念に思はれ、左大臣藤原賴長をお召出しになつて、内實を打明け、種種御相談なされた。もと／＼この賴長といふ男は其の性質惡がしこくて、世間では惡左府と綽名してゐた位であ

つた。兄の忠通と政權を争ひ、うまく行かないで不満であつた。そこで崇徳上皇をして、御望みのやうにもう一度帝位にお即かせ申し、そして自分は權柄を勝手にしようと思ひ、上皇を勧め唆かして兵をお擧げさせ申すことにした。世間では騒ぎ立つて如何なり行くかと懼れてゐた。

語釋 先是(保安四年) ○璋子(大納言藤原公實の女) ○法皇(上皇を刺り落) ○鍾愛(鍾は聚、情を聚) ○涉物議(善からぬ噂が) ○子視(子として) ○叔父兄(堀河帝は白河法皇の御子。崇徳帝が白河法皇と璋子との間の子とすれば、崇徳帝は堀河帝の弟君となる。鳥羽帝は堀河帝の御子だから、鳥羽帝からすれば崇徳帝は叔父といふことになる。所が表面は鳥羽帝と璋子との間の子が崇徳帝といふことである。見ると、叔父にして叔父に非ず、子にして子に非ず、それでは曖昧なことを言はれたのである) ○得子(中納言長實の女) ○蚤世(年僅に) ○左大臣(孝徳帝大化元年左右大臣を置か) ○頼長(關白) ○惡左府(左府は左大臣のこと) ○忠通(法性寺) ○逞(満足する) ○物情(世間の)

保元元年七月、法皇崩。即夜葬之。上皇遂舉兵、據白河殿。源爲義等屬之。法皇豫度有變、遺命諸將、當召者。清盛不與焉。蓋以忠盛夫妻傳重仁也。美福曰、安有強如平宗而不召乎。遂召之。清盛舉其宗、應召焉。叔父忠政獨赴上皇宮。清盛、義子基盛、爲檢非違使、擒上皇、黨源親治于宇治。

訓讀 保元元年七月、法皇崩す。即夜之を葬る。上皇遂に兵を擧げ、白河殿に據る。源爲義等之に屬す。法皇豫め變有るを度り、諸將の當に召すべき者を遺命す。清盛與らず。蓋し忠盛夫妻、重仁に傳たるを以てなり。美福曰く、「安んぞ強きこと平宗の如くにして、召さざる有らんや」と。遂に之を召す。清盛其の宗を擧げて召に應ず。叔父忠政、獨り上皇の宮に赴く。清盛の義子基盛、檢非違使たり、上皇の黨源親治を宇治に擒にす。

通釋 後白河天皇の保元元年七月、鳥羽法皇が崩御になつた。その晩直ぐ之をお葬りした。すると崇徳上皇は、この時ばかりと、遂に兵を擧げられ、白河殿に立て籠られた。源爲義等が之に屬した。鳥羽法皇は自分の死後に必ず一と騒動が起ると、前以てお考へになり、そんな場合召すべき諸將は誰と誰だといふことを御遺言なされてあつた。所が清盛だけは其の數に入つてゐなかつた。その譯は清盛の父の忠盛夫妻が重仁親王(崇徳上皇の皇子)の御附きであつたので、平氏は皆崇徳上皇の味方になると思はれたからである。所が美福門院が申されるに「平氏一族程の強い者を、どうして召さぬ道理があらうぞ」と。遂に之をお召しになつた。清盛はその一族を皆引き連れて、お召に應じて參内した。清盛の叔父平忠政だけは崇徳上皇の白河殿に赴いた。清盛の義子基盛は當時檢非違使であつたが、上皇の一味の源親治を宇治で擒にした。

語釋 即夜葬之(亂の起る心配がある) ○遺命(書を遺して命) ○平宗(平氏の宗族) ○宇治(山城國宇治町)

已而勅源義朝、攻白河殿。留清盛等衛宮。少納言藤原通憲奏、使清盛同往。清盛長子曰重盛。從父攻其西門。西門將源爲朝善拒我先鋒。二將爲其所射殺。清盛曰、吾受命不必此門。重盛不肯曰、擇敵而進、豈武臣所爲乎。兒請當之。清盛令兵士擁止重盛、與共攻南門。白河殿陷、上皇出走。入如意山、削髮奔南都。途被執、遷于讚岐。賴長中流矢、已而自殺。帝詔清盛捕爲義。未獲。忠政出、依清盛乞降。不聽殺之。朝議因

令義朝殺爲義以清盛爲播磨守超遷太宰大貳重盛以下受賞有差始興甲第于六波羅

已にして源義朝に勅して、白河殿を攻めしめ、清盛等を留めて宮を衛らしむ。少納言藤原通憲奏し、清

盛をして同じく往かしむ。清盛の長子を重盛と曰ふ。父に従ひて其の西門を攻む。西門の將源爲朝善く拒ぎ、

我が先鋒の二將其の射殺する所と爲る。清盛曰く、「吾れ命を受くる、必ずしも此の門のみならず」と。重盛肯ぜ

ずして曰く、「敵を擇んで進むは、豈に武臣の爲す所ならんや。兒請ふ之に當らん」と。清盛兵士をして重盛を擁

止せしめ、與に共に南門を攻む。白河殿陥り、上皇出で走り、如意山に入り、髪を削りて南都に奔る。途に執へ

られ、讃岐に遷さる。頼長は流矢に中り、已にして自殺す。帝清盛に詔して爲義を捕へしむ。未だ獲ず。忠政

出でて、清盛に依りて降を乞ふ。聽さずして之を殺す。朝議因つて、義朝をして爲義を殺さしむ。清盛を以て播

磨守と爲し、太宰大貳に超遷す。重盛以下賞を受くる差有り。始めて甲第を六波羅に興せり。

通釋 その中に朝廷では源義朝に勅して白河殿を攻めさせられ、一方清盛等を留めて御所を護衛せしめられ

た。少納言通憲が申上げて清盛をも義朝と一緒に往かしめるように計らつた。清盛の長子を重盛と言つた。父に

従つて白河殿の西門を攻めた。その西門を守つてゐた大將の源爲朝は、善く拒ぎ戦つて、其れが爲め平家先鋒

の二人の大將は爲朝に射殺されて終つた。清盛は(恐くて)曰ふのに「自分が勅命を受けたのは何も此の門を攻め

よと限られてゐる譯ではないのだ」と。すると重盛は承知しないで曰ふには「敵を擇んで、弱い方へ向ふといふ

のは、苟も武臣たるものの爲す可きことではありませぬ。それでは私が爲朝に當りませう、さうさせて下さ

い」と。清盛は兵士をして遮り止めさせて、一緒に白河殿の南門を攻めた。その中に白河殿は陥落して、崇徳

上皇は御殿から逃げられ、如意山に入り込み、髪を剃り落し奈良へ向けて出奔された。所が途中で捕へられて讃

岐にお遷されになつた。頼長は流れ矢に當つて負傷したが、其の中自殺して終つた。そこで白河帝は清盛に申付

けられ、爲義を捕へるようにといふ事だつた。併し未だ見付からなかつた。平忠政は清盛に頼んで降参を申出た。

許さないで、之を殺した。そこで朝廷の評議で、義朝をして其の父爲義を殺させた。保元の亂も全く平らいたの

で、清盛を播磨守となし、間もなく飛び越して太宰大貳といふ役に進めた。重盛以下平家の面々、恩賞を貰ふの

に夫々次第差等があつた。平氏はそこで始めて上屋敷を六波羅に建て興した。

語釋 少納言(文武天皇の時制定せられた官、詔勅を傳達し、鈴、印、傳、符のこ) 〇通憲(實兼の子、後別髪) 〇二將(伊藤五)

(往かせぬよう) 〇與共(與三重盛共) 〇如意山(京都の) 〇南都(桓武帝が都を山城に遷されて) 〇流矢(誰が發したか) 〇不聽殺之

(清盛でなく朝廷が許さず之を殺したといふ意、この時清盛に命じて殺させた。そのことは此處に書いてないが、そのつもりで讀むべき) 〇太宰大貳

(太宰府は筑前にある。大) 〇甲第(甲乙の邸宅、昔は邸宅に) 〇六波羅(京都賀茂川の東)

義朝視平氏聲望出己上也心常嫉之藤原通憲娶清盛女爲婦亦與義朝有隙通

憲參與大議多所釐正帝授位太子是爲二條帝而上皇仍聽政政在於通憲上皇

嬖人曰藤原信賴求爲近衛大將上皇欲聽之通憲不可因圖唐安祿山事跡上馬

以諷之信賴慚恨乃與義朝深相結納陰謀作亂藤原經宗藤原成親藤原惟方等

皆與其謀。謀既定而畏清盛不敢發。

訓讀 義朝、平氏の聲望、己が上に出づるを視て、心常に之を嫉む。藤原通憲、清盛の女を娶りて婦と爲し、亦義朝と隙有り。通憲、大議に參與して、釐正する所多し。帝、位を太子に授く。是を二條帝と爲す。而して上皇仍ほ政を聽く。政、通憲に在り。上皇の嬖人を藤原信賴と曰ふ。近衛大將と爲らんことを求む。上皇之を聽さんと欲す。通憲可かず。因つて唐の安祿山の事跡を圖して上り、以て之を諷す。信賴慚恨し、乃ち義朝と深く相結納し、陰に亂を作さんと謀る。藤原經宗・藤原成親・藤原惟方等、皆其の謀に與る。謀既に定まるも、清盛を畏れて敢て發せず。

通釋 義朝は平家の聲望名望が自分より遙に上に出てゐるのを見て、心の中で常もねたましく思つてゐた。藤原通憲は、清盛の娘を貰ひ、伴の嫁にしてゐて、亦義朝と仲違ひになつてゐた。通憲は朝廷の實權を握つてゐて、大事の相談には常に關係してゐたし、隨分改革する所も多かつた。後白河天皇は位を皇太子にお授けになつた。これが二條天皇と申上げる。上皇は依然として政治を聽いてゐられた。併し政治の實權は勿論通憲の手中に在つたのである。後白河上皇のお氣に入りて藤原信賴といふ者があつた。此の男が近衛大將と爲りたがつてゐた。上皇はお氣に入りのことであるし、その望みをお許しにならうと思はれた。通憲が納得しなかつた。そこで通憲は唐の玄宗の時、そのお氣に入りの安祿山が、終に謀叛した一任一任の事跡を繪圖にして、上皇に獻上し、それとなくお諫め申した。信賴は人もあらうに、安祿山などに比べられたので、非常に恥ぢ入り残念に思つて、通憲と仲の悪い義朝と、深く交り結ぶやうになり、内々で亂を起さうと相談してゐた。藤原經宗・藤原成親・藤原惟方等も皆其の相談の仲間に入つてゐた。謀は既に決まつたけれども清盛の威を畏れて、兵を起すことを思ひ切つて爲し兼ねてゐた。

語釋 婦(息子の嫁を) ○近衛大將(平城天皇の時に左近衛、右近衛を置かれ、宮中の宿衛の軍隊) ○信賴(忠隆の三子、時に權) ○唐安祿山(安祿山はもと營州の雜胡であつたが、范陽の節度使とまでなつた。近衛大將は其の總大將である) ○唐安祿山(あるかといつたら、赤心あるのみと答へた程辯巧の男であつた。後兵を擧げて叛し、玄宗は蜀に蒙塵した。これから唐の天下は下り版になつて、大に) ○結納(心を合はせて) ○經宗(時大) ○成親(權大納言) ○惟方(檢非違)

平治元年冬、清盛、重盛、率筑後守家貞等五十人、詣熊野。行至切部、六波羅使者來告曰、「昨夜信賴、義朝、與源賴政、源光基等、率兵五百、圍三條殿、火之、竝火、少納言第一、殺傷無算。遂幽上皇及主上於禁內、少納言亦遭害矣。衆愕然。清盛曰、「爲之何如。宜到熊野計之乎。」重盛曰、「武臣赴天子之急、何猶豫爲。」清盛曰、「如無甲、何家貞曰、「臣豫慮有是事矣。」開其擔、出甲冑五十、器械弓箭稱之。衆乃結東北還。

訓讀 平治元年冬、清盛、重盛、筑後守家貞等五十人を率ゐ、熊野に詣づ。行いて切部に至る。六波羅の使者來り告げて曰く、「昨夜信賴、義朝、源賴政・源光基等と、兵五百を率ゐ、三條殿を圍みて之を火き、並に少納言の第を火き、殺傷算無し。遂に上皇及び主上を禁内に幽し、少納言も亦害に遭へり」と。衆愕然たり。清盛曰く、「之を爲すこと如何せん。宜しく熊野に到つて之を計るべきか」と。重盛曰く、「武臣天子の急に赴く、何ぞ猶豫す

るを爲さん」と。清盛曰く、「甲無きをいかにせん」と。家貞曰く、「臣豫め是の事有るを慮れり」と。其の擔

を開き、甲冑五十を出す。器械弓箭、之に稱ふ。衆乃ち結束して北に還る。

通釋 二條天皇の平治元年の冬、清盛・重盛は家來の筑後守家貞等五十人を引き連れ、熊野の權現へ參詣に出

かけた。切部といふところまで行つた。其の時、六波羅の留守邸から使ひの者がやつて来て告げていふには「昨

夜信賴、義朝が、源賴政、源光基等と共に五百の兵を率ゐて、後白河法皇の三條殿を圍み之を焼き拂ひ、同

時に少納言通憲殿の屋敷にも火をかけ、死人や負傷者が數知れぬ程であります。遂に上皇と天子様とを御所の中

に押し込め、通憲殿も亦殺されました」と。一行のもの共は非常に驚いた。清盛がいふに「これは何うしたら宜

からう。兎に角、一と先づ熊野まで行つて、徐に計畫したが宜からうか」と。重盛がいふに「武臣たるものが、

天子の危急に馳せ參するに、何をそんなにグヅグヅしてゐられませうぞ」と。清盛がいふには「だつて、馳せ參

するにしても、甲冑が無いが、それを何とする」と。家貞此こそと計りに曰ふには「私は前以て、こんな事が有

るのではないかと心配してゐましたので、甲冑の用意をして參りました」と。彼は擔はせて来た櫃を開いて、甲

冑五十組を取り出して五十人の者に與へた。又諸々のもの具や弓箭迄、それに相當するだけのものが用意して

あつた。そこで一同は身仕度を調へて、北の方京都へ還つて行つた。

語釋 熊野(紀伊) ○切部(紀伊、平治物語に) ○三條殿(三條鳥丸)

已而聞源氏兵要阿部野。清盛曰、彼衆我寡。我且避之四國、以謀再舉。重盛曰、機不

可失。失今不伐、彼將先我。我寡而敗、何恥之有。今日之事、有死而已。清盛曰、吾志

決矣。率衆疾馳、未至阿部野、遇一騎。衆意源氏使也。騎至曰、臣至自六波羅。六波羅

之兵迎駕、見在阿部野。請速歸。衆相喜慶、踴躍入京師。

訓讀 已にして源氏の兵阿部野に要すと聞く。清盛曰く、「彼は衆、我は寡。我れ且らく之を四國に避け、以て

再舉を謀らん」と。重盛曰く、「機失ふ可からず。今を失つて伐たずんば、彼れ將に我先せん」と。我れ寡に

して敗るる、何の恥か之れ有らん。今日之事、死有るのみ」と。清盛曰く、「吾が志決せり」と。衆を率ゐ疾く

馳す。未だ阿部野に至らず、一騎に遇ふ。衆意へらく源氏の使なりと。騎至れば曰く、「臣は六波羅より至る。六

波羅の兵、駕を迎へ、見在阿部野に在り。請ふ速に歸れ」と。衆相喜慶し、勇躍して京師に入る。

ひに喜び合ひ、勇み躍り立つて京師に入つた。

語釋 迎駕(駕は清盛等をさしていふ。平治物語には伊勢の國伊藤の兵どもこそ、都へ) 入らせ給はゞ、御供仕らんとて、三百餘騎にて待ち参らせつれとある。

當是時、信賴自爲大臣、大將、義朝以下皆拜官。信賴衣冠僭擬乘輿、坐百官上、聽斷庶政。百官莫敢仰視。獨左衛門督藤原光賴不屈。因會議折信賴、勗其弟惟方、護二宮、以待清盛。清盛既還、信賴聞之、益諸門守兵。清盛謀怠、其備乃致名簿於信賴、以示無他。清盛計拔帝、乃與惟方通謀、夜放火二條大宮守門兵舍、守救之。天皇乃與皇后同車、蒙衣而伏、出藻壁門。惟方從。門者誰何。惟方曰、「宮人也。門者燭於車中、曰、「可矣。」既出、重盛以騎三百迎謁于途、奉入六波羅。百官萃焉。關白藤原基實亦至。衆以其妻信賴妹也、疑之。或告清盛曰、「關白至矣。」清盛曰、「此大臣也。假令不來、吾固將召焉。」衆心乃安。已而上皇又逃於仁和寺。而信賴等仍據大内。

訓讀 是の時に當り、信賴自ら大臣大將と爲り、義朝以下皆官に拜せらる。信賴、衣冠、乘輿に僭擬し、百官の上に坐して、庶政を聽斷す。百官敢て仰ぎ視る莫し。獨り左衛門督藤原光賴屈せず、會議に因り信賴を折き、其の弟、惟方を勗め、二宮を護り、以て清盛を待たしむ。清盛既に還る。信賴之を聞き、諸門の守兵を益す。清

盛其の備を怠らしめんと謀り、乃ち名簿を信賴に致し、以て他無きを示す。清盛、帝を抜かんと計り、乃ち惟方と謀を通じ、夜、火を二條の大宮に放つ。守門の兵、守を捨てて之を救ふ。天皇乃ち皇后と車を同じうし、衣を蒙つて伏し、藻壁門を出づ。惟方從ふ。門者誰何す。惟方曰く、「宮人なり」と。門者車中を燭らして曰く、「可なり」と。既に出づ。重盛、騎三百を以て、途に迎謁し、奉じて六波羅に入る。百官萃れり。關白藤原基實も亦至る。衆、其の妻は信賴の妹なるを以て、之を疑ふ。或ひと清盛に告げて曰く、「關白至れり」と。清盛曰く、「此れ大臣なり。假令來らざるも、吾れ固より將に召さんとす」と。衆心乃ち安んず。已にして上皇、仁和寺に逃る。而して信賴等仍ほ大内に據る。

通釋 此の時に當り、信賴は勝つた勢にまかせて、勝手に自分で大臣大將となり、義朝以下皆夫々官に拜せられた。信賴は自分の衣裳や冠など、分際を越えて皆天子の衣冠になぞらへ、百官の上席に坐して、天下の政治を取り裁いてゐた。百官は其の威光に畏れ、敢て信賴を仰ぎ視るものもなかつた。ただ獨り左衛門督の藤原光賴だけは中中屈服しないで、會議の時に信賴を大にやり込め、自分の弟の惟方を激勵して、天皇、上皇のお二方を保護し、清盛の還つて來るのを待たせることにした。その内に清盛が還つて來た。信賴は其のことを聞いて、諸門の守備兵を増加して警戒した。清盛は何とかしてその備へを油断させようと工夫し、そこで自分等一身の名簿を信賴の處へ送り、歸順の意を表し、他意なきことを示した。そして一方清盛は幽閉され給ふ所の帝を引き、抜き、お救ひ申さうと計畫し、そこで惟方と示し合はせ、夜二條の大宮に放火した。(つまりそのドサクサ紛れに天子様をお救ひ申さうといふのである。)火事が出たので門を守つてゐた兵士どもは、ソレ火事だと皆自分の守る

べき所を捨てその方へ消防に出て行つた。そこで帝は皇后と御一緒の御車にお召しになり、如何にも女官が火事の難を避けて逃げるやうに見せかける爲め、頭から衣を被つてつ伏し給ひ、藻壁門からお出ましになつた。お供は惟方であつた。門番が誰れだツといつて咎めた。惟方は「宮女です」といつた。門番は車の中を火で照らし見て、「よろしい」といつた。やつとお連れ出し申すことが出来た。かくて門外へお出ましになると、重盛は三百騎の兵を引き具し、途中までお出迎へ申して、拜謁し、かくてお二方を奉じて六波羅の屋敷に入つた。百官が之を聞いて六波羅へ集つて来た。關白の藤原基實も亦やつて来た。人々は、基實の妻が信頼の妹である所から、基實は信頼方であらうと、之を疑つてゐた。或人が清盛に「關白が来られましたか如何致しませう」と曰つた。すると清盛が曰ふのに「あれは一人の人、大臣である。よし自分が来なかつたとしても、余はもとく呼びに遣らうと思つてゐた位である」と。清盛が一向疑はない様子なので一同は安心した。兎角する中に、上皇も亦御所を出られて、仁和寺へお逃げになつた。斯くお二方に逃げられても關はず信頼はもとのやうに内裏に立て籠つてゐた。

語釋 義朝以下拜_レ宮(義朝は從四位下播磨守に、賴朝は從五位下右兵衛權佐に拜せられた。)

○二宮(後白河上皇) ○致_二名簿(名前を書きつらねた帳簿を出すことは、餘程下た手に出る譯で歸順の意を表明すること)

○大宮(巷の名。皇居の東にあつた。南北に通ずる街。) ○藻壁門(皇居の西門)

○仁和寺(京北にある。小室と號す。) ○大内(内裏、韓愈論佛)

○大内(骨表に見ゆ。)

帝召_二清盛命_レ討_レ賊、且戒_レ之曰、宜_レ佯_レ退走、誘_レ賊出_レ宮。莫_レ使_二宮闕_レ罹_二兵燹_レ也。清盛對曰、臣誅_二逆賊_レ、如指_レ之掌、勿_レ以_レ勞_二天心_レ。至若_レ後命_レ、臣甚惑焉。雖然、不敢_レ不盡_レ心、乃勒_二兵三千騎_レ、命_二重盛_レ、教_二盛_レ、賴_二盛_レ、將_レ之、分路_レ赴_二大内_レ。賊開_二昭明_レ、建_二禮_レ、二門_レ、關_二陽明_レ、待_二賢_レ、郁_二芳_レ、

三門_レ、樹_二白旗_レ、二十餘_レ、旒_レ、守_レ之。我兵望_二見_レ、色動_レ。重盛勵_二衆_レ曰、年爲_二平治_レ、地爲_二平安_レ、而我平氏也。天示_二吉兆_レ、獲_二勝_レ、必矣。汝輩努力_レ、乃分_二其兵_レ、爲_二二_レ、留_二一_レ、于_二大宮_レ、巷_レ、以_二其一_レ、傳_二待賢門_レ、大呼_レ、挑戰。信賴怖_レ、墮_二馬_レ。重盛排_二門_レ、而入_レ、至_二大庭_レ、椋_二樹_レ、下_レ、與_二源義平_レ、大戰_レ、紫宸殿前_レ、七_レ、匝_レ、櫻_二橘_レ、樹_レ、出_二至_レ、大宮_レ、巷_レ、杖_レ、弓_レ、以_レ息_レ。平家貞目_レ、之_レ、曰_レ、可_レ謂_二平將軍_レ、再生_二矣_レ。

訓讀 帝、清盛を召し賊を討つことを命ぜられ、且つ之を戒めて曰く、「宜しく佯り退走し賊を誘ひて宮を出たさしむべし。宮闕をして兵燹に罹らしむる莫れ」と。清盛對へて曰く、「臣、逆賊を誅する、之を掌に指すが如し。以て天心を勞すること勿れ。後命の若きに至つては、臣、甚だ惑ふ。然りと雖も、敢て心を盡さずんばあらず」と。乃ち兵三千騎を勅して、重盛・教盛・賴盛をして之に將たらしめ、路を分ちて大内に赴く。賊、昭明・建禮の二門を開き、陽明・待賢・郁芳の三門を關ぢ、白旗二十餘旒を樹てて之を守る。我が兵望見して色動く。重盛衆を勵まして曰く、「年は平治たり、地は平安たり、而して我は平氏なり。天、吉兆を示す。勝を獲ること必せり。汝が輩努力せよ」と。乃ち其の兵を分ちて二と爲し、一を大宮の巷に留め、其の一を以て待賢門に傳り、大に呼んで戰を挑む。信賴怖れて、馬より墮つ。重盛門を排して入り、大庭の椋樹の下に至り、源義平と、大に紫宸殿の前に戦ひ、櫻橘樹を七匝し、出でて大宮の巷に至り、弓を杖つき以て息ふ。平家貞之を目して曰く、「平將軍再生すと謂ふ可し」と。

通釋 二條天皇は清盛をお召しになつて、賊を討つことをお命じになり、その上、注意して仰せられるには、

「佯つて敗けた風にして逃げ走り、賊をおびき出して、御所の外で戦ふやうにしたら宜からう。御所の内で戦ふと、火を失する懼があつて、御所が焼けるといけなから、そんなことのないやうにせよ」と。清盛對へていふに「臣は逆賊を誅する位は、譯のないことで御座います。其の事に就いては何卒御心をお遣ひになりませぬやうにお願いひ致します。ただ御所を焼かぬやうにせよとの仰せに至りましては、臣、何んともお請合ひ申上げ兼ねますので、少なからず惑うて居ります。然し折角の御仰せ、能ふ限りは氣をつけて、仰せのやうに心がけるで御座いませう」と。そこで清盛は三千騎の兵を取り纏め、重盛・教盛・頼盛をして之に將となし、それ〴〵別々の路から内裏に向つた。賊は昭明門と建禮門とを開いて、陽明門・待賢門・郁芳門の三門を閉ぢ、二十餘旒の白旗を押し立てて之を守つてゐた。我が平氏の兵共は遠くから此の様を見て、色めき怯るんだ。重盛はこれではならぬと、部下の衆を激勵していふに「今の年號は平治、今戦つてゐる地は平安、おまけに我は平氏であるぞ。皆平ヅクめで平は平らぐといふ意がある。思ふにこれは平氏が賊を平らげ治めて天下を平安にするといふ天意だ。これは天が吉き知らせを我々に示されたのである。我々は屹度勝利を獲ることが出来る。汝等大に努力せよ」と。そこで重盛は其の兵を二手に分け、一手は大宮巻に留めて置き、自分は他の一手の勢を引きつれて待賢門に進み迫り、大に呼ばはり戦をしかけた。信頼は怖氣がつき馬から落つこちた。重盛はここぞと、門を押し排いて突入し、大庭の棟の樹の許まで攻めつけ、そこへやつて来た惡源太源義平と紫宸殿の前で大に戦ひ、左近の櫻と右近の橘との周圍を七度びも、廻り〴〵して戦つたが、一と先づ大宮巻まで引き上げ、重盛は弓を杖について一と息入れた。その勇ましい様子を、平家貞が見て「御先祖平將軍貞盛公の生れ替りであらう」と云つて賞め稱へた。

語釋 兵燹(兵亂に由つて) ○天心(天子の) ○後命(賊を討つことを命ぜられたのが前の命で、後命は御所が兵火に遭はぬやうにせよ) ○昭明・建禮(昭は承の詔、皇居の南門で紫宸殿に面してゐる) ○陽明・待賢・郁芳(皇居の東方に) ○旒(音リウ、旗の先の垂れ下がつてゐる旗と用) ○平安(桓武天皇延暦十三年、都を山城國葛野郡に遷さ) ○大庭(紫宸殿の) ○櫻橘樹(紫宸殿の前には左近の櫻と右近の橘とがある村西に栽うとある) ○平將軍(平貞盛)

重盛更兵復入。義平呼曰、我源氏嫡子、公平氏嫡子、宜與決死也。重盛曰、諾哉。乃進戰、且退、與二卒景安、家泰俱走。義平及鎌田政家追之、至二條濠。重盛踰濠。政家射之、中肩及背。甲堅不入。射馬。馬倒而胃墮。政家薄之。重盛扞以弓、取胃被之。景安至、搏仆政家、爲義平所殺。重盛怒、欲親闔家泰進、與義平相搏、爲政家所殺。重盛得間走。

訓讀 重盛兵を更めて復入る。義平呼んで曰く、「我は源氏の嫡子、公は平氏の嫡子、宜しく與に死を決すべきなり」と。重盛曰く、「諾」と。乃ち進み戦ひ、且つ退き、二卒景安、家泰と俱に走る。義平及び鎌田政家を追ひ、二條の濠に至る。重盛濠を踰ゆ。政家を射て、肩及び背に中つ。甲堅くして入らず。馬を射る。馬倒れて胃墮つ。政家之に薄る。重盛扞ぐに弓を以てし、胃を取りて之を被る。景安至り、政家を搏仆し、義平の殺す所と爲る。重盛怒り、親ら闔はんを欲す。家泰進んで義平と相搏ち、政家の殺す所と爲る。重盛間を得て走る。

通釋 重盛は新丁の兵と更へて、再び大庭へ突入して行つた。義平が大聲で呼んでいふに、「予は源氏の總領、貴殿は平氏の總領、どちらも總領同志、命の遣り取りを決めるには打つてつけのことだ」と。重盛は曰ふに、「おおいともく」と。そこで重盛は進み戦つては退却し、遂に二人の卒、景安、家泰といふ者と一緒に逃げだした。義平と鎌田政家の二人が、之を追つかけて二條の堀までやつて来た。重盛は堀を飛び越えた。政家は後ろから之を射て肩と背に射ち中てた。併し重盛の鎧が堅固で身體まで通らなかつた。そこでこんどは馬を射た。馬が倒れて重盛の兜が脱げて落ちた。その隙に政家は重盛に詰め寄せた。重盛は弓で之を防ぎ乍ら兜を取り上げて被つた。そこへ重盛の卒の景安がやつて来て、政家を撃ち倒したが、すぐ義平に殺されて終つた。重盛は此の様を見て大に怒り、自分で義平と組み打ちをしようと思つてゐた。そこへ重盛の他の一卒の家泰が飛んで来て、義平と組み打ちを始めたが、この家泰も政家の爲めに殺されて終つた。その隙に重盛は逃げ去つて終つた。

當是時、賴盛等攻郁芳門、與義朝戰、退走。義朝卒有善走者八町二郎、以鐵搭鈎其胃。賴盛拔刀截搭。二郎仰仆。賴盛走源氏兵空宮而出。教盛乃以千騎橫入大内、關諸門守之。義朝、義平無所獲、而還宮。宮皆赤旗矣。進退失據、遂進攻六波羅。清盛乃上北臺、踞床指麾。賊兵沓至、官軍遂巡。賊乘勝而進、矢及内戶。清盛怒上馬、大呼馳出、親突敵陣、更兵交進。賊遂大敗走。清盛乃入大内、收名簿、笑曰：「昨予今取、何速也。」乃分兵追賊。

也。乃分兵追賊。

訓讀 是の時に當り、賴盛等郁芳門を攻め、義朝と戦ひ、退き走る。義朝の卒に善く走る者八町二郎有り。鐵搭を以て其の胃を鈎す。賴盛刀を抜いて搭を截る。二郎仰き仆る。賴盛走る。源氏の兵、宮を空しうして出づ。教盛乃ち千騎を以て横に大内に入り、諸門を關ちて之を守る。義朝、義平、獲る所無くして宮に還れば、宮皆赤旗なり。進退據を失ひ、遂に進んで六波羅を攻む。清盛乃ち北臺に上り、床に踞して指麾す。賊兵沓至し、官軍遂に巡す。賊、勝に乗じて進み、矢、内戸に及ぶ。清盛怒つて馬に上り、大に呼んで馳せ出で、親ら敵陣を突き、兵を更めて交進む。賊遂に大に敗れ走る。清盛乃ち大内に入り、名簿を收め、笑つて曰く、「昨予へて、今取る、何ぞ速かなる」と。乃ち兵を分ちて賊を追はしむ。

通釋 この時に當り、一方の賴盛等は郁芳門を攻め、義朝と戦ひ、逃げ走つた。義朝の卒に八町二郎といつて、善く走る者がある。この者が追つかけて行つて、鐵の熊手で賴盛の兜を引つかけた。賴盛は刀を抜いて熊手を切り落した。二郎は仰のけにブツ倒れた。その隙に賴盛は逃げた。源氏の兵はソラ遁がすなと御所を空にして、追つかけて出る。そこで教盛は千騎の軍勢を引き具して、横合から内裏へ入り込み、諸々の門を閉め切り、御所を占領して之を守つた。義朝や義平は御所から出て戦つたものの、別に獲る所もなかつたので、一と先づ御所へと引還へして見ると、豈に計らんや御所には皆平氏の赤旗を建て連らわてあつた。そこで源氏方は後へも前へも動きが取れず、據り所を失くして終ひ、もう斯うなつた上は一氣に六波羅を攻めるより外に途がなくなり、遂に進んで六波羅を攻めた。そこで六波羅の方は如何かといふに、清盛は北の物見に上り、床几に腰掛けて指圖をして

あつた。賊兵どもが大勢重なり合つて攻めて来たので官軍即ち平氏の軍勢は後すざりした。賊軍は勝つた勢につ
け込んで益々進み来り、賊の射つた矢が天子の御座所にまで飛び来るほどであつた。清盛は怒つて馬に上り、大
聲に呼ばはつて、驅け出し、親ら敵の陣中へ突き進み、新子の兵を代へくして、入り交はり、立ち交はり進ん
で行つた。さしもの賊も遂に大敗けを食つて遁げ走つた。そこで清盛は内裏へ行つて、昨日信頼に送つた名簿を
取り戻し、笑つていふに、「昨日遣つたものを今日はもう取り返して終つたが、なんと速いことではないか」と。
そこで兵を分けて逃げる賊兵を追はせた。

語釋 退走(頼盛が退走したのも) ○八町二郎(此の男は或る戦争の時に、自分より遙か先きに落ち延びてゐる敵方の武者を、馬にも乗らず
敵を誘ひ出す算段。) ○北臺(六波羅邸内の北の) ○賊兵(信頼等を)
の時から八町二) ○北臺(六波羅邸内の北の) ○賊兵(信頼等を)

義朝奔關東。信頼至仁和寺、乞哀於上皇。上皇爲請之於帝。帝不許。重盛曰、「即宥之、
彼何能爲。」清盛曰、「首惡不可不誅。且如帝命何。」乃遣教盛、引兵圍仁和寺。捕信頼
及其黨源師仲、藤原成親等五十餘人、斬信頼于六條磧。重盛、教盛、與成親有姻。乞
而宥之。帝賞清盛戰功、進其子弟官爵。尾張人長田忠致誅義朝、獻其首。梟之獄門。
頼盛將平宗清亦捕義朝、少子頼朝至。將斬。宗清憫之、因池尼請宥。池尼、頼盛母、於
清盛爲繼母。清盛不聽。尼怒曰、「刑部卿而在、汝安得侮我言乎。」重盛與頼盛固請。乃

滅死一等。流于伊豆。義平變服入京師、狙擊清盛。清盛覺之、捕獲斬之。平氏威振天下。
下。肥前人日向通良作亂。遣平家貞討夷之。

訓讀 義朝は關東に奔る。信頼は仁和寺に至り、哀を上皇に乞ふ。上皇爲めに之を帝に請ふ。帝許さず。重盛
曰く、「即し之を宥すも、彼れ何ぞ能く爲さん」と。清盛曰く、「首惡は誅せざる可からず。且つ帝の命を如何にせ
ん」と。乃ち教盛を遣はし、兵を引きて仁和寺を圍み、信頼及び其の黨源師仲、藤原成親等五十餘人を捕へし
め、信頼を六條磧に斬る。重盛、教盛、成親と姻あり。乞うて之を宥さる。帝、清盛の戰功を賞し、其の子弟の官爵
を進む。尾張の人長田忠致、義朝を誅して首を獻ず。之を獄門に梟す。頼盛の將平宗清も、亦義朝の少子頼朝
を捕へて至る。將に斬らんとす。宗清之を憫み、池尼に因つて宥されんことを請ふ。池尼は、頼盛の母にして、
清盛に於ては繼母たり。清盛聽かず。尼怒つて曰く、「刑部卿にして在まさは、汝安んぞ我が言を侮るを得んや」と。
重盛、頼盛と固く請ふ。乃ち死一等を滅じて、伊豆に流す。義平服を變じ京師に入り、清盛を狙撃せんとす。清
盛之を覺り、捕獲して之を斬る。平氏の威、天下に振ふ。肥前の人日向通良亂を作す。平家貞を遣はし之を討夷
せしむ。

通釋 義朝は關東へ出奔した。信頼は仁和寺に行つて、後白河上皇に御助命下さるやう、哀れみを乞うた。
上皇はもとく寵愛してゐられたのであるから、彼の爲めに助命を二條天皇にお願ひなされた。天皇は之をお許
しにならなかつた。重盛が曰ふのに「萬が一、お許しなされたとして見ても、あのやうな詰らぬ男には何も仕出
來すことは出来ませぬ」と。清盛が曰ふのに「信頼は謀叛の張本人であるから、これは是非共誅さねばならぬ。

それに天子様の御命令が出てあるものを、如何しようもないではないか」と。そこで教盛を遣つて、兵を率ゐて仁和寺を取り圍ませ、信頼や其の一味の源師仲、藤原成親等五十餘人を逮捕せしめ、信頼を六條の河原で斬殺した。重盛、教盛は成親と姻戚の關係があつた。それで助命を乞うて許された。天皇は清盛の此度の戦功を賞せられ、其の子や弟などの官爵を昇せられた。尾張の人長田忠致といふ男が義朝を誅して、其の首を朝廷へ献じた。朝廷では之を獄門に懸けて曝らし首にした。頼盛の侍大將の平宗清も亦義朝の幼少の子頼朝を捕へてやつて来た。將に斬らうとした。宗清は可哀想に思ひ、池尼に頼み、命を助けられんことを清盛に請うた。池尼は頼盛の實母で、清盛にとつては繼母である。所が清盛は命乞ひを撥ね附けた。池尼は怒るまいことか「刑部卿殿が生きておいでになればお前はどうして妾の言ふことを輕んじ侮ることが出来ませうぞ。(繼母だと思つて妾を馬鹿にしてゐる) といった。重盛は頼盛と一緒に是非池尼の言はれるやうにして下されと固くお願ひした。そこで清盛も止むなく、死罪より一等を減じて伊豆へ流罪に處した。又義平は身装を變へて京都へ入り込んで、清盛を狙撃たうとした。清盛は之を感じて、捕へて斬殺した。これからといふものは平氏の威勢は大したもの、天下に振ひ渡つた。肥前の人、日向通良といふ者が亂を起した。平家貞を遣つて之を討ち平げさせた。

語釋 有_レ姻(重盛は成親の妹を娶り、成親の子成綱は教盛の女を娶る) ○少子(幼少の子、頼朝) ○池尼(忠盛の妻藤原氏別髪して池殿にゐたので、池尼といつた) ○刑部卿(忠盛、即ち清盛の實父)

當_リ是_レ時_ニ政_ニ在_リ上_ニ皇_ニ藤_原經_宗・藤_原惟_方、勸_メ帝_親レ政_ニ兩_宮交_惡。上_皇引_キ清_盛自_ラ援_ク。永_曆元年、上_皇進_メ清_盛正_三位、任_ズ參_議。清_盛乃_チ奉_テ上_皇旨_ヲ、收_メ執_ス經_宗・惟_方。帝_嘗納_メ故_近衛_帝。衛_帝后_ヲ爲_シ中_宮。世_呼之_ニ二_代后_ト。清_盛以_テ二_人不_レ諫_シ。帝_於惡_ニ爲_シ罪_ト、欲_シ斬_シ之_ヲ。前_關白_通救_解、乃_チ宥_シ死_處。流_シ。明_年、清_盛累_遷至_ニ權_中納_言、六_歲遂_ニ進_ニ從_二位_ニ、任_ズ權_大納_言。重_盛至_ニ正_三位_ニ參_議。

訓讀 是の時に當り、政、上皇に在り。藤原經宗、藤原惟方、帝に勸めて政を親らせしむ。兩宮交惡む。上皇、清盛を引きて自ら援く。永曆元年、上皇、清盛を正三位に進め、參議に任ず。清盛乃ち上皇の旨を奉じて、經宗、惟方を收執す。帝嘗て故近衛帝の后を納れて中宮と爲す。世之を二代后と呼ぶ。清盛は二人の、諫めずして帝を惡に陥れたるを以て罪と爲し、之を斬らんと欲す。前關白忠通救解し、乃ち死を宥して流に處す。明年、清盛、累遷して權中納言に至り、六歲にして遂に從二位に進み、權大納言に任ぜらる。重盛は正三位參議に至る。

通釋 此の時に當つて、政治の實權は後白河上皇の手中に在つた。藤原經宗、藤原惟方の二人は天皇(二條)にお勧め申し、上皇を推し除け、政事を御自身なされるやうにした。それが爲め、上皇と天皇との両方は互にお仲が悪かつた。上皇は清盛をお引きつけになり、御自分の助けとなされた。元曆元年、上皇は清盛を正三位に進め、參議に任ぜられた。そこで清盛は、上皇のお思召を受けて、經宗、惟方を召捕へた。天皇は嘗て故の近衛天皇の皇后を納れて中宮となされた。世間で之を二代の后と稱してゐた。清盛は經宗、惟方の二人が、お側に付いてゐ乍ら、之を諫めもせず、遂に天皇をそのやうな不倫に陥れ奉つた事をば、罪となして、之を斬殺さうとした。前の關白藤原忠通が之を取り成したので、死罪を赦して、流罪に處した。その翌年、即ち永曆二年清盛は

しきりに官が昇進して、權中納言となり、其の後六年の間に遂に、從二位に進み、權大納言に任ぜられた。長子の重盛は正三位參議にまで昇進した。

語釋 永曆(二條天皇) ○近衛帝后(徳大寺公能の女) ○中宮(もと三后(皇后、皇太后、皇太后的總稱、後皇后の別稱となり、又皇后以外の天皇の嫡妻をいひ、皇后に次ぐ、こゝは最後の意味の中宮である。)

永萬元年、秋、帝崩。諸寺僧徒會葬。延曆園城、二寺爭禮、欲鬪。上皇召源賴政、自衛。有訛言、上皇圖平氏。平氏大驚、聚兵自守。重盛曰、「事必妄也。請往法住寺親驗之。」法住寺、上皇宮也。乃往。途遇上皇來幸。平氏第欲口解諭。因扈還。清盛稱疾不出。重盛入而諫曰、「大人宜出謁。吾宗有功無罪。事何遽至此。大人慎勿形之辭色。不則讒或因以入。苟吾之執忠直、何渠畏人言。」清盛善之。而竟不出。上皇還、謂左右曰、「訛言誰使之者。」藤原師光前曰、「天使之言耳。」衆無敢應者。師光阿波人、嘗以狡黠爲藤原通憲所愛使。後削髮稱西光、爲院北面、頗有寵。心嫉平氏驕恣、數承間說上皇。

訓讀 永萬元年、秋、帝崩す。諸寺の僧徒會葬す。延曆、園城の二寺禮を爭ひ、鬪はんと欲す。上皇、源賴政を召し、自ら衛る。訛言有り、「上皇平氏を圖る」と。平氏大に驚き、兵を聚めて自ら守る。重盛曰く、「事必妄なるを、請ふ、法住寺に往きて、自ら之を驗せん」と。法住寺は、上皇の宮なり。乃ち往く。途に上皇來り

て平氏の第に幸し、口づから解諭せんと欲するに遇ふ。因つて扈して還る。清盛疾と稱して出でず。重盛入りて諫めて曰く、「大人宜しく出でて謁すべし。吾が宗、功有りて罪無し。事何遽ぞ此に至らん。大人慎みて之を辭色に形すこと勿れ。不らざれば則ち讒或は因りて以て入らん。苟くも吾れ忠直を執る、何渠ぞ人言を畏れん」と。清盛之を善しとす。而れども竟に出でず。上皇還り、左右に謂つて曰く、「訛言誰か之を使むる者ぞ」と。藤原師光前んで曰く、「天之作して言はしむるのみ」と。衆敢て應ふる者無し。師光は、阿波の人、嘗て狡黠を以て藤原通憲の愛使する所と爲る。後、髮を削りて西光と稱し、院の北面と爲り、頗る寵有り。心に平氏の驕恣を嫉み、數間を承けて上皇に説く。

通釋 永萬元年の秋、二條天皇が崩御になつた。寺々の僧共が集まつて葬事を修めた。其の時延曆寺三井寺の二寺の僧侶が席順の争ひから喧嘩にならうとした。後白河上皇は、物騒であるから、源賴政を召されて、御自分の護衛をなされた。すると間違つた噂が立つて「上皇は平氏を滅ぼさうとしてゐられる」と言ひ傳へた。平氏の人々は、大層驚き、兵を聚めて自衛の策を講じた。重盛が曰ふのに「此の噂は屹度跡方もないことであらう。一つ法住寺へ行つて、私自身で虚か實か、調べて來よう」と。法住寺は上皇の居られた御所である。そこで愈々重盛は出かけた。すると其の途中で上皇御自身お出ましで、平氏の屋敷へ御幸遊ばされ、口づからお言ひ譯なされようとするのに出會つた。そこで重盛は其の儘、お供をして屋敷へ還つた。所が清盛は病氣だと言つて出て來てお目通りしない。重盛は内へ入つて諫めて曰ふに、「父上には出てお目通りなされて然るべきで御座いませう。わが一族には、もとい、手柄こそ有りますが、罪過は御座いませぬ。間違ひでなくて、どうして斯様な事に立ち

至りませうぞ。(さあおいでなさいませ) 父上には、上皇にお目通りの際、十分御注意なさいまして、不平の心持を言葉や色に出してはなりません。さうで御座いませんと、それが因で、又讒言が入るでせう。苟りにも私共が真心を盡し、正直を守つてさへ居れば誰が何と言つたつて恐るるには足りません」と。清盛は重盛の言を至極尤もだとは言つた。併しとうく拜調しなかつた。上皇は法住寺の御所へ還御なされ側近の者に向つて仰せらるるに「斯様な間違つた噂は一體誰が言ひ觸らしたのである」と。すると藤原師光が前へ乗り出して曰ふには「お天道様が人の口を藉つて言はせたので御座います」と。一座の多くの者は、迂闊なことも申されぬので、誰も之に答へようとするものもなかつた。此の師光といふ男は阿波の生れで、其の人柄が悪賢いので、藤原通憲の氣に入り、使はれてゐた。後に髪を落して僧侶となり、西光と稱し、上皇の御所で北面の武士となり、大層寵愛せられてゐた。彼は心に、平氏が傲慢で我儘なのを憎み、度度上皇のお暇な時を見ては平氏を滅ぼすことを勸めてゐた。

語釋 永萬(六條天皇) ○延曆(寺名、比叡) ○園城(寺名、俗に三) ○何邊(韓非子遺書に、邊據、鉅、距、渠、巨の七字普通通じ、豈「何ソ」と讀めばよろし。邊カニと普通讀むが) ○北面(白河天皇御讓位の後、始めて武勇の士を院の御所に置かれた。北向きの部屋に詰めてゐるの意味で讀むならよし。急卒の意に解しては非) ○北面(白河天皇御讓位の後、始めて武勇の士を院の御所に置かれた。北向きの部屋に詰めてゐるの意味で讀むならよし。急卒の意に解しては非)

是時、太子嗣立。是爲六條帝。帝幼政復歸上皇。上皇寵后滋子、爲清盛妻時子之妹。生憲仁。上皇欲立之。仁安元年、以清盛叙正二位、任內大臣。二年、遂至從一位、陞太政大臣。賜隨身兵仗、聽輦車入宮。勅賜邑于播磨肥前肥後、爲大功田。世襲重盛叙

從二位、任權大納言、聽帶劍昇殿。次子宗盛叙從三位、任參議。三年二月、憲仁受禪。甫五歲。是爲高倉帝。帝母之兄、大納言時忠謂衆曰、方今天下之人、非平族者、非人也。當是時、平族爲朝官者六十餘人、其采邑跨三十餘州、朝政盡決於清盛。

訓讀 是の時、太子嗣いで立つ。是を六條帝と爲す。帝幼くして、政復上皇に歸す。上皇の寵后滋子は、清盛の妻時子の妹なり。憲仁を産む。上皇之を立てんと欲す。仁安元年、清盛を以て正二位に叙し、内大臣に任す。二年、遂に從一位に至り、太政大臣に陞り、隨身兵仗を賜はり、輦車にて宮に入るを聽さる。勅して邑を播磨肥前肥後に賜はり、大功田と爲して、世襲せしむ。重盛は從二位に叙せられ、權大納言に任ぜられ、劍を帶んで昇殿するを聽さる。次子宗盛は從三位に叙せられ、參議に任ぜらる。三年二月、憲仁禪を受く。甫めて五歲なり。之を高倉帝と爲す。帝の母の兄、大納言時忠、衆に謂つて曰く、方今天下の人、平族に非ざる者は人に非ざるなり」と。是の時に當り、平族の朝官と爲るもの六十餘人、其の采邑三十餘州に跨り、朝政盡く清盛に決す。

通釋 この時、二條天皇の太子が嗣いで御位に立たれた。これが六條天皇と申上る。六條天皇はまだ幼くてゐられたので、政事は再び後白河上皇の手に歸した。上皇の寵愛せられてゐたお後の滋子は、清盛の妻の時子の妹であつた。この方が憲仁親王をお産みになつた。上皇はこの方を立てようと思はれた。仁安元年、平清盛は正二位に叙せられ、内大臣に任ぜられた。同二年にはとうく從一位に至り、太政大臣に陞り、護衛の隨身兵仗を下され、手車で宮中へ入ることを許され、特に勅して、領地を播磨・肥前・肥後に下され、大功田として其の土地は

子孫の末まで世襲といふことになつた。重盛は從二位に叙せられ、權大納言に任ぜられ、劍を佩んだままで昇殿することを許された。次男の宗盛は從三位に叙せられ、參議に任ぜられた。仁安三年の二月に、憲仁親王が、六條天皇から御位のお譲りを受けられた。その時親王はやつと五歳であらせられた。この御方を高倉天皇と申上る。高倉天皇の御母君の兄である所の大納言平時忠が、大勢の者に謂つていふには「現今の世の中で、平氏の一族でない者は、人間の資格はない」と。この時に當り、平氏の一族で、朝廷の役人になつてゐた者が六十餘人もあつて、其の各々の貫つてゐた領地は三十餘箇國に跨り、朝廷の政治は皆清盛の思ふがままに裁斷かれてゐた。

語釋 太子(二條天皇) ○滋子(平時信) ○仁安(六條天皇) ○内大臣(其の位は左右大臣に亞ぎ、其の職掌は、左右大臣不參の時に代つて政務儀式を行ふ。今日の内大臣とは職掌を異にする。)

大政大臣(論道、變理陰陽、無其人一則闕とある。故に則闕の官ともいふ。君龍によつて此官になつたのは仲慶、道鏡が始めである。)

兵仗(兵仗は武器、武器を持たる者を隨へて參内する格式を賜はる。)

大功田(功勞のあつた者に賜る田地で、大功、上馬、徑、衝、其、衛、衛士、擗而下之、重盛責資盛、無禮、基房縛送衛士以謝重盛釋其縛、勞

清盛有疾。詔行非常赦以禱之。既而清盛削髮稱淨海。與別第于西八條。居焉。選童三百。服異服。散布京城内外。察誹謗者。輒處法。京師側目。上皇積不能平。嘉應元年、上皇削髮稱法皇。平氏益橫。重盛次子資盛與數騎出獵。途值攝政藤原基房。不下馬。徑衝其衛。衛士擗而下之。重盛責資盛無禮。基房縛送衛士以謝。重盛釋其縛。勞

而遺之。清盛聞之。怒曰。當今日。誰敢辱淨海之孫者。必報之。重盛諫止。清盛弗聽。伏

三百人。要基房于路。摧折其車。切從者髻。帝因輟朝三日。重盛逐資盛于伊勢。

訓讀 清盛疾有り。詔して、非常の赦を行ひて之を禱る。既にして清盛髮を削り淨海と稱し、別第を西八條

に興して居る。童三百を選び、異服を服せしめ、京城の内外に散布し、誹謗する者を察せしめ、輒ち法に處す。

京師目を側だつ。上皇積んで平かなる能はず。嘉應元年、上皇髮を削りて法皇と稱す。平氏益横なり。重盛の

次子資盛、數騎と出獵し、途に攝政藤原基房に値ひ、馬を下らず。徑に其の衛を衝く。衛士擗して之を下す。重

盛、資盛の無禮を責む。基房衛士を縛送し以て謝す。重盛其の縛を釋き、勞して之を遣る。清盛之を聞き、怒つ

て曰く、「今日に當り、誰か敢て淨海の孫を辱しむるものぞ。必ず之を報いん」と。重盛諫止す。清盛聽かず。三

百人を伏して、基房を路に要し、其の車を摧折し、從者の髻を切る。帝因つて朝を輟むること三日。重盛、資

盛を伊勢に逐ふ。

通釋 或る時、清盛が病氣に罹つた。天皇は天下に詔して、臨時に罪人を皆お許しになつて、清盛の病氣の

平癒を禱られた。それから間もなく、清盛は頭髮を剃り落して、坊主となり、法號を淨海とつけて、隱居所の下

屋敷を西八條に拵らへて、そこに住まつてゐた。彼は童子三百人を選んで異様の服裝をさせて、都の内外諸方に

散らばらせ置いて、平氏のことを誘ふ者を搜し出させて、見つけ次第に法に照らして罪を行つた。京都の人は大

に恐れて、童子が通ると、眞向に見ることさへ出來ず、横目でソツとはく見る位のものであつた。さすがの

後白河上皇も彼の我儘には堪らへ兼ねられ、つもりくして不平に渡らせられた。嘉應元年、上皇は頭髮を剃り落

されて法皇とのたまうた。平氏の者共は益々圖に乗つて來た。その一例を示すと、重盛の二男坊に資盛といふのがあつた、或る時、數騎の者を引きつれて獵に出かけ、途中で攝政の藤原基房に會つた。片方は攝政、片方は冷飯、元來馬から下りて禮をなすべきであるのに、馬から下りない。そればかりか攝政の護衛の行列に突き當り、いきなり通り抜けようとした。攝政の護衛の兵士は、彼を擱らへて、引きずり下ろした。重盛は分別のある人であつたから、倅の資盛の無禮を大に責めた。基房も捨てても置けず、其の衛士を縛つて、重盛の所へ送り寄越し、亂暴を働いた罪を謝した。重盛は其の繩目を解いて、勞はり慰めて歸へしてやつた。清盛はあとで此の事をきき、大に怒つていふには「今の世に在つて、どいつが、この淨海の孫に、敢へて無禮を加へたのか。おのれ、屹度仕返へしをしてやるから」と。重盛は諫めて止めさせようとした。中々清盛は聽き入れればこそ、三百人の兵士を隠して置いて、基房を路傍に待ち伏せし、基房の乗り物が來ると、いきなり其の車を打ち摧き、お供の者の鬚を切り落し、亂暴狼藉を極めた。攝政といふ重臣が、この災難にあつたのは誠に一大事であるので、天子は朝廷にお出ましにならぬこと三日であつた。重盛は申譯に、この一件の張本人の資盛を伊勢に逐つばらつた。

語釋 非常赦 朝廷に吉凶の大儀のある時には、天下の罪人を赦免せられる。非常赦は臨時に行はれるもので、特別の恩典で。○淨海(初蓮と名け、尋いで淨海と改め) 清盛の病氣の爲めにこの儀が行はれるといふことは、如何に彼が君體を擅まましてゐたかが顯はれる。○嘉應(高倉天皇の年號) ○不下馬(五位以下の者が、三位以上の者に途で) ○挫(手で頭髪を掴むこと。頭髪に會つた時は車馬を下るのが禮である) ○側目(恐ろしくて正視し得ないで、横目で見る) ○嘉應(高倉天皇の年號) ○不下馬(五位以下の者が、三位以上の者に途で) ○挫(手で頭髪を掴むこと。頭髪に會つた時は車馬を下るのが禮である)

承安元年、清盛進其女德子爲女御、遂立爲中宮。四年、右近衛大將闕。重盛奏請自拜之。治承元年、轉左近衛大將、尋拜內大臣。居小松、弟宗盛爲右近衛大將。已而

進正二位。朝臣舉妬平氏。藤原成親以權大納言爲法皇執事。重盛娶其妹、生子維盛。又娶其女爲子婦。成親子成經娶教盛女。然成親殊希爲大將而不得。居常憤憤。遂圖滅平氏。乃與西光謀、饗藏人源行綱、密語之曰、「平氏專恣、子所目也。吾受院勅、陰圖之。而未得將率焉。子源氏胃也。盍爲我將、成殊功、取顯位。行綱諾之。」

訓讀 承安元年、清盛其の女德子を進めて女御と爲し、遂に立てて中宮と爲す。四年、右近衛大將闕く。重盛奏請して自ら之を拜す。治承元年、左近衛大將に轉じ、尋いで内大臣に拜せられ、小松の第に居る。弟宗盛右近衛大將と爲る。已にして正二位に進む。朝臣舉つて平氏を妬む。藤原成親權大納言を以て、法皇の執事となる。重盛其の妹を娶り、子維盛を生み、又其の女を娶つて子の婦と爲す。成親の子成經、教盛の女を娶る。然れども成親殊に大將とならんことを希うて得ず。居常憤憤として、遂に平氏を滅さんことを圖る。乃ち西光と謀り、藏人源行綱を饗し、密に之に語つて曰く、「平氏の專恣は、子の目する所なり。吾れ院勅を受けて、陰に之を圖る。而れども未だ將率を得ず。子は源氏の胃なり。盍ぞ我が將と爲り、殊功を爲し、顯位を取らざる」と。行綱之を諾す。

通釋 高倉天皇の承安元年、清盛は娘の德子を天子に進めて女御となし、遂に立てて、中宮とした。同四年、右近衛大將の位地に缺員があつた。重盛は願ひ出でて自ら此の役に就つた。治承元年には重盛は左近衛大將に轉任し、尋いで内大臣に拜せられ、小松の屋敷に住つてゐた。弟の宗盛は右近衛大將となつた。その後治承三年に

は正二位に進んだ。そんな譯で平氏の一門は皆格外の昇進をするので、朝廷の臣下共は皆平氏を妬んでゐた。藤原成親は權大納言といふ地位についてゐたが、その役を持つたまま後白河法皇の執事の職をも掌つてゐた。重盛はその成親の妹を娶り、子の維盛を生み、又成親の娘を貰つて維盛の嫁にした。成親の子の成経は平教盛の娘を娶つてゐた。それほど平家とは因縁淺からぬ關係にあつたが、しかし成親は大將になりたい希望を大に持つてゐたが、重盛・宗盛が大將になつて終つて、自分は一向其の榮職を得ることか叶はなかつた。それで平素憤々として不平を抱き、とうとう平氏を滅さうと圖るに至つた。そこで西光と相談の上、藏人の源行綱を招んで御馳走をし、コッソリ之に告げていふに、「平氏の者共の我儘勝手は、貴君も現在見て御座る所だ。實は私は法皇の御命令を受けて、密かに之を亡ぼさうと計畫してゐるのである。而し未だ大將になつて全體を帥ゐて呉れる者がないのである。貴君は源氏の嫡流である。我々の大將になつて、そして格別な手柄を立てて、立派に官位を得なさる氣はないか」と。行綱は之を承諾した。

語釋 女御(女官の名、天子の無殿に侍御するを掌る。後漸く其の位貴くな) ○治承(高倉天皇) ○小松(京城の) ○己而進(正二位、治承三年、宗盛正二位に進む。後の話を前に出して官位の進み方) ○執事(院中のことを總) ○子婦(婦は子の嫁。だから維盛は從妹を娶つた譯である) ○西光(藤原の速きを示したのである。だから己而といふ二字が置いてある) ○院勅(上皇法皇の詔。こ) ○將率(率は音スキ、源行綱(田藏人と稱し、所謂攝津源氏である) ○院勅(は後白河法皇の詔。こ) ○將率(將帥のこと) ○將率(率は音スキ、

成親遂結檢非違使平康賴式部大輔藤原章綱前近江守源成雅等又欲結法勝寺、執行俊寛數飲之酒、令姫人侍焉因乘間說之會其鹿谷別館計事宴酣馬逸坐者驚起誤仆瓶子成親曰平氏仆矣西光曰盍梟其首康賴進曰梟首檢非違使之任也取瓶懸之柱上一坐大笑成親因建策曰祇園祭日京師雜沓乘此時縱火平氏第疾攻之可以逞矣乃遣行綱布五十匹部署諸將所向未發

訓讀 成親遂に檢非違使平康賴、式部大輔藤原章綱、前近江守源成雅等に結び、又法勝寺の執行俊寛に結ばんと欲し、數々に酒を飲ましめ、姫人をして侍せしむ。因つて間に乘じ之に説き、其の鹿谷の別館に會して事を計る。宴酣にして、馬逸す。坐するもの驚き起ち、誤つて瓶子を仆す。成親曰く、「平氏仆れたり」と。西光曰く、「盍ぞ其の首を梟せざる」と。康賴進んで曰く、「首を梟するは檢非違使之任なり」と。瓶を取り之を柱上に懸く。一坐天に笑ふ。成親因つて策を建てて曰く、「祇園の祭日には、京師雜沓す。此の時に乘じ、火を平氏の第に縱ち、疾く之を攻めば、以て逞しうすべし」と。乃ち行綱に布五十匹を遣り諸將の向ふ所を部署し、未だ發せず。都に結ばうと思つて、度々俊寛に酒を飲ませたり、美人を取り持つたりして、其の歡心を求めた。そこで宜い機を見て彼に説きつけて仲間に入れ、俊寛の持ち家であつた鹿谷の別館に集つて、平家討伐の事を相談した。所が其の宴會の眞最中に、外に繋いであつた馬が俄かに放れて逃げ出した。坐つてゐた人々は吃驚して起ち上がった。拍子に誤つて酒の入れである瓶子を仆した。成親が「平氏が仆れたぞ」と、縁起を擔いで洒落を云つた。すると西光が「平氏が仆れたのに、なぜ其の首を梟し首に爲ないのか」と。康賴が進んでいふには「梟し首

讒言を信用され、我が一族を滅して終はうとされた。もし行綱が密告して呉れなかつたなら、ほんとに危いことであつたのだ。この後、小人ばらにて又そんな讒言を進める者があると、法皇様はそれ清盛を伐てよと院宣をお下しになり、余を稱して賊となされるやうなことがあるかも知れんが、その時になつて後悔しても追つ付かぬ。だから余は今の内に先づ兵を擧げて、法皇様を鳥羽の離宮へお移ししようと思ふのである。さもなくんばこの西八條へ御臨幸を仰ぐまでだ。院の北面の武士の奴等がヒヨツとしたら抵抗するかも知れない。速かに我が將士を戒めて戦の用意をさせよ」と。

語釋 田村丸 (阪上田村麻呂。光仁桓) ○超拜大將 (桓武天皇の時蝦夷を討つ。天皇は田村麻呂を征夷大將となさ) ○新院 (崇徳上)

○故院 (鳥羽法) ○遺詔 (實は鳥羽法皇の遺詔には清盛の名は見えなかつたのであるが、美福門院は遺詔に託して) ○官家 (天子を稱して) ○恩宥 (子孫に罪人が出ても特別に清盛の勳功によりお許し) ○鳥羽宮 (京城の南)

有主馬盛國者馳告重盛重益大驚急命駕赴之入第門族人皆環甲鞍馬旗幟成列將起重盛烏帽直衣而入宗盛叩其袖曰公何以不被甲重盛睨曰汝等何以被甲敵人何在乎吾爲大臣大將自非有寇賊犯闕則不宜被甲也清盛望見之遽起表黑衣而出數正襟襟呿甲觀謂重盛曰吾察西光狀如成親等乃其枝葉耳問群小彙進觀觀不已而御以輕躁之君何所不至我欲且請幸一邊以待事定

訓 主馬盛國なる者有り、馳せて重盛に告ぐ。重盛大に驚き、急に駕を命じて之に赴く。第門に入る。族人皆甲を撰し馬に鞍し、旗幟列を成し、將に起たんとす。重盛烏帽直衣にして入る。宗盛其の袖を叩へて曰く、「公何を以て甲を被らざる」と。重盛睨みて曰く、「汝等何を以て甲を被る。敵人何ぐに在るか。吾は大臣大將たり、寇賊の闕を犯すこと有るに非ざるよりは、則ち宜しく甲を被るべからざるなり」と。清盛之を望見して、遽に起ち、黒衣を表して出で、數襟を正す。襟呿き、甲觀ゆ。重盛に謂つて曰く、「吾れ西光の狀を察するに、成親等の如きは、乃ち其の枝葉のみ。問ぐる群小彙進し、觀觀已ます。而して御するに輕躁の君を以てす。何の至らざる所かあらん。我れ且く請うて一邊に幸し、以て事の定まるを待たんと欲す」と。

通釋 主馬盛國といふ者があつたが、この清盛の命令を聞くや否や、走つて行き、重盛にこの事を報告した。重盛は大に驚き、至急に乗物を命じて、西八條へ驅けつけた。邸の門に入った。一族の者は皆鎧を着て馬に鞍を置き、旗や幟を立て列らね、今にも討つて出んとする氣勢だつた。重盛は烏帽子を冠り、直衣を着て入つて來た。弟の宗盛が、重盛の袖を引き止めて曰ふには「あなたは何故鎧をお着けなされませぬか」と。重盛は睨らんで曰ふに「お前方こそ何故鎧を被てあるのか。一體鎧を着なければならぬ程の敵は何處にあるか。予は大臣大將の官に在るものであるから、朝廷に對し奉り仇する賊があつて、御所へ攻めて來たといふのならばそれは鎧も着けようが、さうで無いからには、そんな行々しい、鎧など着くべきでないのである」と。清盛は重盛が烏帽子直衣でやつて來たのを遙かに見たので、慌てて起ち上がり、墨染めの僧衣を鎧の上に羽織つて出て來て、度々衣の襟を掻き合はせて、鎧の見えないやうにした。けれども襟が開けて、鎧が観える。重盛に謂つて曰ふには「自分

は西光の口書きから察して見るに、どうも成親等の如きはホンノ枝葉に過ぎない。(ドウモ法皇様が一件の根本なのだ)此の頃兎角つまらぬ小人輩が集まり進んで、隙を見て非望を遂げようとして止まない。加之、それ等の者を引き廻してゐられるお方は誰れかといへば、輕はづみな思慮の乏しい法皇様である。これではどんな事でも爲されまいものでもない。だから予は暫時、法皇様に何處かへ御幸をして貰つて、事件の落着を待たうかと思つてゐるのである」と。

語釋 主馬(東宮の官で、乗馬) ○烏帽(烏帽子、色が黒いから) ○直衣(參議以上の常服) ○大臣大將(重盛は内大臣、左近) ○自非(有云々(自は荷と置き換へて見ればよく分かる。苟も;)に非ざれば、の意。てないからにはの意である。)) ○表(黒衣(黒色の僧衣を、甲の)上に加へること) ○群小彙進(多くの小人が、同類を引) ○御(上にあつて下) ○輕躁之君(輕はづみな君といふこと) ○何所不至(どんなことでも仕兼ね) ○一邊(何れとも明らかに地をとかいふ意) ○輕躁之君(後白河法皇をさしていふ) ○何所不至(まじきをいふのである) ○一邊(指さず、ほんやり一方とかいふ意)

語未畢、重盛泣數行下。久之、言曰、「重盛熟視尊貌、知家門已屬衰運也。重盛聞之、世有四恩、皇恩爲最。抑我門雖辱、桓武葛原之胤、而降爲人臣、中微不顯。以平將軍之功、而不過國守、刑部卿聽內昇殿、萬人反唇。及至大人、乃陞太政大臣。以兒之不肖、且辱大臣大將。宗族駢植朝廷、田園半於天下。叨恩極矣。爲官家所疾、誰謂不宜。而運命未艾、讒人既獲、宜論罪所當、退陳事由。則公家豈有不霽、威何必草草爲也。兒又聞之、以王事辭家事、不以家事辭王事。況善惡較著者乎。重盛自六位至三公、沐浴君恩、不可勝舉。嚮背之決、自有在焉。素所撫循、士願爲重盛死者二百餘人。保元之亂、源下野守以勅命斬六條判官、兒在當時、以爲大逆無道、不忍言者也。此非大人所親睹乎。欲忠、則不孝、欲孝、則不忠、重盛進退窮於此矣。生觀是感、不若死也。大人必欲遂今日之舉、先勿重盛首、然後發。且言且泣、舉坐感動。」

爲也。兒又聞之、以王事辭家事、不以家事辭王事。況善惡較著者乎。重盛自六位至三公、沐浴君恩、不可勝舉。嚮背之決、自有在焉。素所撫循、士願爲重盛死者二百餘人。保元之亂、源下野守以勅命斬六條判官、兒在當時、以爲大逆無道、不忍言者也。此非大人所親睹乎。欲忠、則不孝、欲孝、則不忠、重盛進退窮於此矣。生觀是感、不若死也。大人必欲遂今日之舉、先勿重盛首、然後發。且言且泣、舉坐感動。

訓讀 語未だ畢らざるに、重盛泣數行下る。之を久しうして言つて曰く、「重盛尊貌を熟視するに、家門の已に衰運に屬するを知る。重盛之を聞く、世に四恩有り、皇恩を最と爲すと。抑我が門は桓武葛原の胤を辱なす。雖も、而も降つて人臣と爲り、中ごろ微にして顯れず。平將軍の功を以てして、國守に過ぎず。刑部卿、内昇殿を聽され、萬人唇を反す。大人に至るに及び、乃ち太政大臣に陞る。兒の不肖を以てして、且つ大臣大將を辱くす。宗族、朝廷に駢植し、田園、天下に半ばす。恩を叨にすること極れり。官家の疾む所と爲るも、誰か宜ならずと謂はん。而るに運命未だ艾きず、讒人既に獲らる。宜しく罪の當る所を論じ、退いて事由を陳すべし。則ち公家豈に威を霽したまはざることを有らんや。何ぞ必ずしも草草することを爲さんや。兒又之を聞く、王事を以て家事を辭するも、家事を以て王事を辭せずと。況や善惡較著なる者をや。重盛六位より三公に至り、君恩に沐浴すること、擧ぐるに勝ふ可からず。嚮背の決、自ら有る有り。素より撫循する所の士、重盛の

爲めに死せんと願ふ者二百餘人あり。保元の亂に、源下野守勅命を以て六條判官を斬る。兒、當時に在りて、以爲へらく大逆無道、言ふに忍びざる者なりと。此れ大人の親ら賭たまひし所に非ずや。忠ならんと欲すれば則ち孝ならず、孝ならんと欲すれば則ち忠ならず、重盛の進退此に窮る。生きて是の感を觀んよりは、死するに若かざるなり。大人必ず今日の擧を遂げんと欲せば、先づ重盛の首を刎ね、然る後に發せよ」と。且つ言ひ且つ泣く。擧坐感動す。

通釋 清盛がまだ此の語を言ひも終へない内から、早や重盛はハラ／＼涙を打ち流した。久しうして申すのに「私は御父上の尊顔を熟々拜しまして、我が平家の一門は早や下り阪になつたことを感知致します。私は斯ういふことを聞いて居ります、世には四つの恩がありまして、その中では國王天子様の御恩が第一番であるといふことです。一體私共の一門は桓武天皇、葛原親王の子孫といふ有り難い血統ではあります、しかし降つて臣家となり、中頃になりましたは一時微々として一向世間に顯はれませんでした。かの平將軍貞盛公のあれ程のお手柄を以てしましても、陸奥の國守にして戴いたに過ぎません。又刑部卿忠盛公が御所の昇殿を許されなされた時、皆皆朝廷の方々が唇を反らして、何んとか、かとか言つて、分外の出世を嫉み誇りました。それが今日では如何でせう、御父上に至りましては、大政大臣といふ此の上のない大した官に御陞任なされました。私如き不束者でさへが、内大臣左近衛大將といふ顯職を辱うして居ります。一族の者共も皆立派な職を戴いて、朝廷に並び立つて居りまして、我々一族の戴いてある田園は三十餘箇國に上り、實に天下に半ばする位です。誠に此の上もなく、不相應の御恩を貪り頂いてあるといつて差支へありません。皇室でお疾みになるのは御尤もな

次第と言はねばなりません。それなのに我々の一家は幸ひにも、まだ運が盡きないで、讒言をした者等は既に捕へられました。此の上は宜しく彼等の罪の相當する所を論じ定め、退いて事の理由次第を詳しく陳べられたなら宜からうと思ひます。そのやうにすればお上でも御立腹がお静まりなさらぬといふこともないでせう。何もそんなに慌てお騒ぎなさるには及びます。私は又このやうなことも聞き及んで居ります、それは天子様の爲めには、自分一家のこと杯は棄てて終ふは勿論のこと、一家の私事の爲めに王家の事を辭して爲さぬやうな事は斷じてあつてはならぬと。して見ると私は王家の爲めに立ち働かなければならぬのです。まして何ちらが善いか悪いか分明してある場合には猶ほ更らのことです。(今法皇様の御所へ押し掛けようとしてゐらつしやるが、それでは君に叛逆することとなり、分明にこちらが悪いくつなりませぬ。だから私が法皇方に附いて働かなければならぬことは、猶更のことです。)私はもと／＼六位といふ卑い位から、段々出世して、内大臣といふ三公の位地迄進みまして、君の御恩に浴することは逆も一々擧げて申し切れぬ程であります。ですから私からイザとなつて、私は何ちらにつき何ちらに背くか、といふことは自然決まつてゐる次第であります。(假令御父上だとて、我君に叛く御方であるならば、私は我君の力となつて君に叛く方に對しなければならぬのです。)そして私には平素から手なづけて置いた士で、私の爲めに生命を棄てたいと願ふ者が二百人から居りますのです。それにして、あの保元の亂の時に源下野守義朝が、天子様の御命令で、其の父親の六條判官爲義を斬り殺しました。私はその當時、いくら勅令でも實の父親を斬るといふことは、何んといふ大逆無道な、言ふに忍びないことだらうと思ひました。御父上も御自身、實際に御覽になつたことではありませんか。(餘所ことではない、私

も今その立場に陥らうとしてゐるのであります。あゝ君に忠をお盡し申し度いと思へば、御父上に逆らばはねばならず、それかといつて御父上に従ひ申さうとすれば、一天萬乗の我君に對し奉りて不忠の臣となつて終ふ、私には如何して宜いのか困つて終ひます。愁しひ生きてこのつらい憂き目を見るよりは、一層死んで終つた方が宜い位です。御父上がどうしても今日の事を遂行なされるお積りならば、何卒その前にこの私の首を斬り落して、それからのことにして戴き度う御座います」と。言つては泣き、泣いては掻き口説くのであつた。一座の面々は、之を聞いて、大に感動して終つた。

語釋

數行(行は筋、ハラくと) ○四恩(天地の恩、國王の恩、父母の恩) ○平將軍功(平將門を討) ○内昇殿(内昇殿は御所の御殿に昇御殿に昇) ○反唇(唇をそらして彼れ此) ○論(論決すること。罪を) ○公家(官家と) ○霽威(怒りを靜め) ○草草(慌ただしく、粗忽) ○以三事辭(家事二云々(此語春秋公羊) ○三公(太政大臣、左大臣、右大臣をいふ。後太政大臣の代りに内大臣を入れて) ○響背之決(向所と、背く所との決まり。暗) ○源下野守(義) ○六條判官(爲義、六條はそに君に向ひ、父に背くをいふ。暗) ○源下野守(義) ○六條判官(爲義、六條はそに君に向ひ、父に背くをいふ。暗)

餘論

重盛が初め道義の上から、父清盛を説く所、其の嚴なること、恰も秋霜烈日のやうである。然れども子として親を思ふの情に至つて、遂に彼は進退兩難に陥つたのである。彼れ重盛と雖も一箇の人間である。親を思ふは人の常、況して彼が如き孝子に於てをやだ。然れども我々は此の孝子に非ざれば終に忠臣とはなれないことを忘れてはならぬ。重盛は知らず知らずの内に道義を以て親を責め、父子の情を以て親に迫つてゐたのである。屁理窟を以て彼の心情を議する者が有るが、それは宜しくない。古へより斯かる頑父を持つた孝子は、殆んど皆このやうな難儀に陥つてゐるのである。

清盛曰く「淨海以衰老爲此舉、非爲一身計、徒慮子孫耳。乃以爲不可、汝好計之。乃起入内、重盛顧讓諸弟曰、「今日之事、縱令公老耄發事、子等何不匡救、乃從憑之也。」出勅將士曰、「欲從公赴院者、見重盛到、首然後行也。」乃還小松第。

訓讀

清盛曰く、「淨海衰老を以て此の舉を爲すは、一身の爲めに計るに非ず。徒だ子孫を慮るのみ。乃ち以て不可と爲さば、汝好く之を計れ」と。乃ち起つて内に入る。重盛顧みて諸弟を讓めて曰く「今日之事、縱令公老耄して事を發するも、子等何ぞ匡救せずして、乃ち之を從憑するや」と。出でて將士を勅めて曰く「公に從ひ院に赴かんと欲する者は、重盛の首を剷ねらるるを見て、然後に行けよ」と。乃ち小松の第に還る。

通釋

清盛は「この淨海が、年老いた身で、こんな事を仕出來したのは、何も自分一身の爲めに計るつもりでやつたのではない。ただ子孫のことが氣にかかるものだから、行らうと思つた迄のことさ。それでお前がいけないと思ふなら、お前善いやうにしたら宜からう」といひ、ツト起つて奥へ入つて終つた。重盛はそこで多くの弟共を顧みて、責めていふのに「今日の一件は、それは縱令御父上が年を老られて、耄碌された結果起つた事ではあらうが、君等は何故それをお止めして、お直ほし申さない、そればかりか何故兵を擧げることをお勧め申すやうなことをしたのであるか。不都合千萬である」と。出でて將士を戒め諭していふには「諸君の内、我父上に從つて法皇様の方へ攻め寄せんと思ふ者は、この重盛が首を剷ねらるるのを見てからにして貰ひたい」と。そこで彼は小松の屋敷へ歸つて行つた。

語釋(院(法皇の御所))

既夜、憂慮弗能措。於是出令徵兵。曰、「有大事、速來會。衆相告曰、「沈重人、出如此令。必有由也。於是爭赴之。一夕二萬餘騎。而西八條無復一人。重盛乃令家貞、貞能往護。清盛、清盛問曰、「小松、何由徵兵。二人對曰、「院宣內府曰、「汝父忘君恩、欲亂國家。命汝討伐之。內府慮君自急也。令臣等來護。曰、「君安之。重盛在焉。當以身請。清盛惶懼曰、「爲我語內府。吾前途已迫。不復事事。唯卿令之。二人還報。重盛連然曰、「使父爲此語、吾罪大矣。乃親臨勞兵。曰、「汝等應召即來。眞不負平生。而事出謬傳。宣亟罷去。後有緩急、幸毋狂焉。因盡罷去。法皇聞之、泣曰、「重盛報怨以恩、使人慚愧。」

訓讀

既にして夜となり、憂慮措く能はず。是に於て、令を出し兵を徵す。曰く、「大事有り、速に來り會せよ」と。衆、相告げて曰く、「沈重の人、此くの如きの令を出す。必ず由有るならん」と。是に於て、争ひて之に赴く。一夕にして二萬餘騎。而して西八條には復一人無し。重盛乃ち家貞、貞能をして往いて清盛を護らしむ。清盛問うて曰く、「小松の第にては何に由つて兵を徵す」と。二人對へて曰く、「院、内府に宣して曰く、「汝が父君恩を忘れ、國家を亂さんと欲す。汝に命じて之を討伐せしむ」と。内府、君の自ら急にせんことを慮り、臣等をして來

り護らしむ。曰く、「君之を安んぜよ。重盛在り。當に身を以て請ふべし」と。清盛惶懼して曰く、「我が爲めに内府に語れ。吾が前途已に迫る。復事を事とせず。唯卿之を令せよ」と。二人還り報す。重盛連然として曰く、「父をして此の語を爲さしむ、吾が罪大なり」と。乃ち親ら臨み兵を勞して曰く、「汝等召に應じて即ち來る。眞に平生に負かず。而して事は謬傳に出づ。宜しく亟に罷め去るべし。後に緩急有らば、幸に狂るる毋れ」と。因つて盡く罷め去らしむ。法皇之を聞き、泣いて曰く、「重盛、怨に報ゆるに恩を以てし、人をして慚愧せしむ」と。

通釋

その内に夜に入つて、重盛は心配で堪まらない。そこで彼は命令を出して兵を徵集した。曰ふに「大事件が起つたから、早く集まつて來い」と。一同の者が互に話し合つていふには「アノ落ちついた御方が、こんな命令を出されたのである。これには何か大した理由が有るのであらう」と。そこで兵士共は我れ一勝ちに小松の屋敷へ驅けつけた。一と晩で二萬餘騎から集まつた。そして清盛の西八條の方には皆出拂つて、一人もゐなくなつた。そこで重盛は家貞と貞能の二人を遣はして清盛を守護せしめた。清盛が問うて曰ふのに「小松の屋敷では何ういふ譯で兵士を徵集するのか」と。二人のものは對へていふに「法皇様が内大臣重盛公へ、詔して申されまするに、お前の親父は君の御恩を忘却して、國家を亂さうとしてゐる。不都合であるから、其の方に命じて之を討伐させるぞとのことです。重盛公はあなたが若しか早まつて自殺でもなされては大變であるからと、私等二人の者をして、斯うして保護させられてゐる譯であります。そして重盛公はこのやうに申されました、御父上御安心なさいませ、この重盛が附いて居ります。私が生命にかへてもお許しをお願ひ致しますでせう、とのことでした」と。清盛は之を聞いて非常に恐れていふに「お前はこれから重盛の所へ行つて、言つて貰ひたい。わし

の老い先きも早や長くはない。だからもう何にも今後は事を處理しようとは思はぬ。これからは何事もお前の手で宜敷きやうに取り計らへよ」と。二人の者は還つて来て、重盛にこのことを報告した。重盛はサメム泣いて曰ふには「御父上にこんなこと迄お言はせ申すやうにしたのは私である、私の罪は大きい」と。そこで重盛は自分で出て来て多勢の集まつた兵士を勞らつていふに「お前等は、私が呼び寄せたに對して、早速に来て呉れて有り難かつた。眞んどもに平素の言ひ付けを忘れずよく守つて呉れたものである。所がこんどの事は間違つた噂から出たことであつた。もう用はないから夫々罷めて歸つたら宜からう。今後急なことがあつた際には、矢張り今日のやうに早く集まつて貰ひたいものである。何卒、又この前のやうな事だらうなどと思はないで油断をせず、手後れにならないやうにして呉れよ」と。そこで全部兵士を退散せしめた。法皇はこの話を聞き召され、泣いて申されるには「重盛は怨に報ゆるに恩を以てして呉れ、愧づかしく面目もないことぢや」と。

語釋 自急(狼狽して自殺な) ○事(事を辨する) ○狂(習ふなり。又謬傳だ)

已而清盛使武士西光、竝殺師高、師經。流成親于備前、後使人殺之、放成經、康賴。俊寛于硫黄島、教盛、常餽、遺成經。成經分之二人、因得不乏。

訓讀 已にして清盛、武士をして西光を弔せしめ、並に師高、師經を殺す。成親を備前に流し、後、人をして之を殺さしめ、成經、康賴、俊寛を硫黄島に放つ。教盛、常に成經に餽遺す。成經之を二人に分つ。因つて乏しからざるを得たり。

通釋 其のうちに、清盛は武士に申付け、西光を肉削の刑で殺させ、同時に師高、師經をも殺した。又成親を備前に流し、後に人をやつて之を殺させ、成經、康賴、俊寛を硫黄島に流し者にした。教盛は親戚の關係で、常に成經へ衣食の仕送りをしてゐた。成經はそれを外の二人に分けてやつてゐた。それで三人の者は衣食に缺乏しないで濟んでゐた。

語釋 弔(肉を骨に及ぶま) ○硫黄島(薩摩西南の孤島、鬼界島)

二年、中宮姪。清盛身親、祈嚴島神、冀得皇子。教盛乃因重盛請、下敕令。成經、康賴得歸。俊寛終死島中。十一月、中宮將産而艱。人或曰、成親、俊寛所祟。令衆僧禳之。法皇乃爲誦經。卒分身、生皇子。清盛喜極而哭、獻金綿謝之。法皇弗懌、拋其謝書曰、驗者、視朕邪。三年、立爲皇太子。

訓讀 二年、中宮姪む。清盛身親ら嚴島の神に祈り、皇子を得んことを冀ふ。教盛乃ち重盛に因つて請ひ、敕令を下す。成經、康賴歸ることを得たり。俊寛終に島中に死せり。十一月、中宮將に産まんとして艱む。人或は曰く、「成親、俊寛の祟る所」と。衆僧をして之を禳はしむ。法皇乃ち爲めに經を誦す。卒に分身して、皇子を生む。清盛喜び極つて哭し、金綿を獻して之を謝す。法皇懌ばず、其の謝書を抛つて曰く、「朕を驗者視するか」と。三年、立てて皇太子と爲す。

通釋 承安二年に中宮が御懷妊なされた。清盛は自身嚴島の神に祈り、何卒皇子が生れるようにと願かけてゐた。教盛は此の機を利用して、重盛に頼んで、此の際大赦の令を下されんことを請うた。かくて成経、康頼は赦されて京都へ歸ることが出来た。ただ俊寛だけは許されないで、とうとう島の中で死んで終つた。十一月、中宮がお産氣づかれたが御難産であつた。これは成親や俊寛の靈が祟つてゐるのであるといふ者があつた。そこで多くの僧侶に頼んで祈禱をさせ、その祟を拂はせた。法皇もその爲め、お經を誦んでお祈りなされた。やつこのとに御分婉なされて、皇子をお生みになつた。清盛は自分の願つた通りになつたので、嬉しき極つて聲を揚げて泣き出し、黄金と眞綿とを獻上して、法皇への御禮とした。法皇は之を面白からずお思ひになり、その禮狀を叩きつけて仰せらるゝに「朕を修驗者同様に見なしてゐるか」と。承安三年、その皇子を立てて皇太子となされた。

語釋 嚴島神(安藝に屬する島、宮島と稱) ○金綿(砂金、富士綿各一) ○驗者視(祈禱を業とする修驗者) ○驗者視(驗者と視做す)

清盛驕恣益甚。重盛日夜憂懼、一夕夢清盛被誅、覺而泣。會維盛至、飲之酒、令好以刀。維盛意是小鳥。小鳥者、平氏傳家寶刀也。受而視之、乃無文刀、葬時所佩者。乃變於色。重盛曰、「毋尤也。使公令終、吾將佩焉。今賜之汝。汝後當知之。」五月、重盛造熊野祠、祈死。歸得瘍疾。適有醫、至自宋。清盛欲使治焉。重盛辭以失國體。且曰、「兒之獲疾、命也。遂不使治。法皇臨視其疾。三月、遂薨。年四十二。法皇與攝政基房議收其封

戶。會中納言闕。清盛、婿藤原基通常任。而基房子師家任之。甫八歲。

訓讀 清盛驕恣益甚だし。重盛日夜憂懼し、一夕、清盛誅せらるる夢み、覺めて泣く。會維盛至る。之に酒を飲ましめ、好するに刀を以てせしむ。維盛、意ふに是れ小鳥ならんと。小鳥は、平氏傳家の寶刀なり。受けて之を視るに、乃ち無文の刀にして、葬時に佩ぶる所の者なり。乃ち色を變ず。重盛曰く、「尤むること毋れ。公をして終を令くせしめば、吾れ將に佩びんとす。今之を汝に賜ふ。汝、後に當に之を知るべし」と。五月、重盛、熊野の祠に造り、死を祈る。歸つて瘍疾を得たり。適醫有り、宋より至る。清盛治せしめんと欲す。重盛辭するに、國體を失ふを以てす。且つ曰く、「兒の疾を獲たるは、命なり」と。遂に治せしめず。法皇臨んで其の疾を視る。三月、遂に薨す。年四十二。法皇、攝政基房と議し、其の封戸を收む。會中納言闕く。清盛の婿藤原基通常任に當る。而るに基房子師家之に任ぜらる。甫めて八歳なり。

通釋 清盛は驕り氣儘な振舞が愈々甚くなつて來た。重盛は明け暮それを心配し懼れてゐた。ある夜、重盛は清盛が誅せられた夢を見、覺めた後、シクシク泣いてゐた。丁度其處へ倅の維盛がやつて來た。重盛は之に酒を飲ませ、引出物として刀を一口與へしめた。維盛は心の内で下さる刀は屹度小鳥であらうと思つた。小鳥とは平家傳來の寶刀である。そこで貰つてよく見ると、小鳥どころか、無文の刀で葬式の時に佩すものであつた。維盛はそこで顔色を變へた。重盛が曰ふのに「別にいぶかるにも及ばぬ。わが父上が無事に終りを全うなされるならば、余は自ら之を佩すであらう。だが今は之を其許に進ぜる。其許は後日屹度思ひ合はせることがあるであらう」と。其の年の五月重盛は熊野神社に參詣して早く死なして貰ひ度いとお祈りした。歸つて來てから、瘍といふ病

に罹つた。丁度其の頃、宋から醫者が來てゐた。清盛はそれに療治をさせようと思つた。重盛は、それでは國體を失ふ恐れがあるといつて、之を斷つた。そして曰ふには「私が病氣に罹つたのは天命で、何うする事も能るものではないとせん」と。とうとう療治をさせなかつた。法皇も病氣見舞にお出掛けなされた。治承三年、三月遂に薨じた。其の時四十二歳であつた。法皇は攝政藤原基房と御相談の上、重盛の封戸をお取り上げになつた。丁度、又中納言の職に關員を生じてゐた。清盛の婿の藤原基通が之に任命せられる順であつた。所が基房の子の師家が之に任せられた。師家は此の時やつと八歳であつた。

語釋 好(引出物を與ふる) ○小鳥(名、刀) ○無文刀(文は飾、鏢や鞘に少) ○令終(令は善くすること。目) ○熊野祠(紀伊熊野) ○瘍(腫物の) ○宋(支那の國名、趙匡胤の建てた國) ○失國體(若し宋醫によつて治癒すれば我が國に醫者がなるといふことになる) ○封戸(官位に隨つて民戸を賜はる。其の戸税を徵收する。重盛の封戸は越前にあつた)

是時、清盛在福原。十一月、地大震。京師相驚曰、「太政入道來矣。已而清盛以數千騎入京師。基房入泣訴法皇曰、「聞清盛來欲修怨於臣。果被竄流、不復能奉左右矣。法皇曰、「雖朕亦不能自保也。明日、使法印靜憲往諭清盛、且問其意。清盛不見。及昏無所答。靜憲請去。清盛使子知盛出答曰、「臣耄矣。不復能事君。如此而已。靜憲趨出。賜言曰、「賢相明德、跼天踏地。清盛聞之、召返面之曰、「聞子諫止鹿谷之幸者。吾是以見子也。抑我家何所負官家。重盛新死、遊幸自如。獨不憫老夫乎。重盛見危授命者

數官家賜之。越前曰、「傳汝子孫而死。即見禿死者何罪。且吾爲基通請中納言再三。而超拜師家何也。凡如淨海者、即有過惡、當宥及七世。今餘命無幾、動將見誅。身後可知矣。言畢垂淚。靜憲亦泣。少焉、說以大義、且慰藉之。清盛意頗解、禮而遣之。

訓讀 是の時、清盛福原に在り。十一月、地大に震ふ。京師相驚いて曰く、「太政入道來らん」と。已にして、清盛數千騎を以て京師に入る。基房入り、泣いて法皇に訴へて曰く、「聞く、清盛來り、怨を臣に修めんと欲すと。果して竄流せらるれば、復左右に奉ずること能はず」と。法皇曰く、「朕と雖も、亦自ら保つ能はざるなり」と。明日、法印靜憲をして、往いて清盛を諭し、且つ其の意を問はしむ。清盛見ず。昏に及ぶも、答ふる所無し。靜憲去らんと請ふ。清盛、子の知盛をして出でて答へしめて曰く、「臣耄せり。復君に事ふる能はず。此くの如きのみ」と。靜憲趨り出で、賜言して曰く、「賢相は明德、天に跼し地に踏す」と。清盛之を聞き、召し返し、之に面して曰く、「聞く、子は鹿谷の幸を諫止せるものと。吾れ是を以て子を見るなり。抑も我が家、何の官家に負く所がある。重盛新に死したるに、遊幸自如たり。獨り老夫を憫まざるか。重盛は危きを見て命を授くること數なり。官家之に越前を賜ひて曰く、汝の子孫に傳へよと。而るに死すれば即ち禿はる。死する者何の罪かある。且つ吾れ基通の爲に中納言を請ふこと再三。而るに超えて師家を拜するは何ぞや。凡そ淨海の如き者は、即し過惡有りとも、當に宥、七世に及ぶべし。今、餘命幾くも無きに、動もすれば誅せられんとす。身後は知る可し」と。言ひ畢りて涙を垂る。靜憲も亦泣く。少くありて、説くに大義を以てし、且つ之を慰藉す。清盛意頗る解け、禮

して之を遣る

通釋 この時清盛は福原にゐた。十一月に大地震があつた。京都の人々は驚いて「これは太政入道が来る前兆だ」と云ひ合つた。案の定、間もなく清盛は數千騎を引き連れ京都へやつて來た。基房は法皇の御所へ行き、泣いて法皇に訴へていふには「清盛殿が來て私に怨を報いようとしてゐるさうで御座います。噂のやうに果して遠方へ流し者にされますれば、もう二度とお側に事へることも叶ひません」と。法皇も「朕とても自分の安全を保つことは能きぬ」と仰せられた。翌日法印の靜憲をして、清盛の處へ行つて説諭させられ、それに何ういふ詰りであるのか、それを尋ねさせられた。清盛は靜憲に會ひに出なかつた。暮方になつても音沙汰が無かつた。靜憲は致方なく御暇すると申出た。清盛は倅の知盛をやつて答へさせていふには「私はもう悉つかり老碌して終つた。此の上再び君に事へて働き申すことは能きない。外に言ふことは無い、これだけだ」と。靜憲は之を聞いて驅け出し、大聲で怒鳴つて曰ふには「賢相は相變らず明德だ。天に背ぐくまり、地に抜き足して身の置き處なきまでに敬しんでゐられる」と。清盛は之を聞いて呼び返して、會つて曰ふには「聞けば、貴僧は、法皇が鹿谷へお出でなされようとしたのを諫めてお止め申したさうだ。それでマア今、貴僧に會つて進ぜるのだ。(法皇のお使者といふ意味で會ふのではない)一體我が一門は皇室に對して、どんな悪いことをしたといふのか。重盛がこんど死んだのに法皇は少しも哀しんで下さる様子は無く、平生通りに行幸遊宴をしてゐられる。息子を亡くしたこの老爺を可哀相だとはお思ひにならぬと見える。重盛は皇室の危急な場合に命を捨てて王事に盡したことは度々であつた。皇室でも其の功を思召して之に越前を下され、重盛の大功臣となして申されるには「汝の子孫に

迄も傳へよ」と。而るに死んだと思へば直ぐに之をお取り上げになつた。一體死んだ重盛に如何なる罪があつたのか。それに私は基通の爲めに中納言御任命を度々お願い申して置いた。それなのに順序を越えて師家を之に御任命なされたのは何故であるか。全體この淨海の如きは随分朝廷に功勞を立てたのであるから、よし罪科があつたとしても、七代後までそれは赦されても宜い位である。今自分は年老いて、此の先き幾らも餘命はないのに、どうかすると誅せられようとなさる。此の調子では私が死んだ後如何なることか、ほんとに思ひ遣られることである」と。清盛は言ひ畢つて涙を流した。靜憲も貰ひ泣きをした。暫くして靜憲は順逆の道を説いては之を慰め慰めた。清盛は心持も大分落ち着き解け、丁寧な靜憲を禮遇して歸した。

語釋 太政入道(清盛は太政大臣で佛道に入) ○賢相(清盛を) ○跼天踏地(跼は身を曲げる。天は高くてもビク／＼して充分に伸上らるを恐れて抜き足すること。賢相が事を敬む様をいふ。一説に賢相は明德なれども一時の怒) ○自如(平素のまゝ少し) ○老夫(老人のこと)に任せて亂暴をすと廣く天地間は其身を容るゝ所なきに至るだらうと。今は探らず)

既而奏帝貶基房代以基通削師家以下四十三人官爵流前太政大臣藤原師長。使宗盛率衆造法皇法皇問曰將見流遠地乎宗盛曰非敢然也且幸鳥羽殿以待事定遂移之鳥羽靜憲請而從焉清盛乃使人白帝曰今後諸政陛下親之即日還福原。

訓讀 既にして帝に奏し、基房を貶し、代ふるに基通を以てし、師家以下四十三人の官爵を削り、前の太政大

臣藤原師長を流す。宗盛をして衆を率ゐて法皇に造らしむ。法皇問うて曰く、「將に遠地に流されんとするか」と。宗盛曰く、「敢て然るに非ざるなり。且く鳥羽殿に幸し、以て事の定まるを待て」と。遂に之を鳥羽に移す。靜憲請うて従ふ。清盛乃ち人をして帝に白さしめて曰く、「今より後、諸政は、陛下之を親らせよ」と。即日、福原に還る。

通釋 その内、間もなく清盛は天皇に申上て攝政基房の役を貶し、基通をそれに代らせ、師家以下四十三人の官爵を削り、前の太政大臣藤原師長を流し者にした。宗盛をして兵を率ゐて法皇の御所へ行かせた。法皇が問うて仰せらるるに「遠方へ流さうとでもするのるか」と。宗盛が曰ふのに「左様いふ譯でも御座いませぬ。暫時の間、鳥羽殿に御幸になつて騒ぎの収まるのをお待ち下さいませ」と。とうとう法皇を鳥羽殿に移した。靜憲は平氏に請うて法皇に從いて行つた。そこで清盛は人を遣つて天皇に申上させて曰ふには「今後は總ての政治は陛下御自身になさいませ」と。(これまでは法皇が政事をしてゐられた。)そして其の日直ぐ清盛は福原に還つた。

語釋 貶基房(太宰權帥に落ちた) ○四十三人(源平盛衰記には三) ○流師長(尾張に流)

四年二月、帝禪位於皇太子。世稱其出清盛意也。清盛夫人時子、既拜二位、削髮稱二位尼。於是、夫妻並准三宮。三月、上皇幸嚴島、希解。清盛之意、臨發、觀法皇、法皇之徙鳥羽、中外皆咎宗盛、不若其亡兄也。宗盛數諫清盛、乃奉還法皇于八條鳥丸。

通釋 四年二月、帝、位を皇太子に禪る。世、其の清盛の意に出づと稱せり。清盛の夫人時子、既に二位を拜

せられ髪を削りて、二位の尼と稱す。是に於て、夫妻並に三宮に准ず。三月、上皇嚴島に幸し、清盛の意を解かんとす。希ふ。發するに臨み、法皇に觀す。法皇の鳥羽に徙るや、中外皆宗盛、其の亡兄に若かざるを咎む。宗盛、數、清盛を諫め、乃ち法皇を八條の鳥丸に奉還せり。

通釋 四年二月、高倉天皇は位を皇太子にお禪りなされた。世間では、これは清盛の考でなされたことのやうに噂した。清盛の妻の時子は、前に二位に叙せられ、髪を剃り落して二位の尼と稱してゐた。これで清盛夫妻揃つて三宮に準ぜられることになつた。三月、高倉上皇は嚴島へ御幸なされて、清盛の機嫌を直ほさうと願はれた。御出發の時に後白河法皇をお尋ねなされた。法皇が鳥羽殿へお移されなされた時、宮中宮外皆、宗盛が意氣地なしで、死んだ兄の重盛に及ばないことを兎や角と咎め立ててゐた。宗盛は度々清盛を諫めて、やつと法皇を八條鳥丸へお還へし申した。

語釋 皇太子(後の安德) ○時子(兵部大輔平) ○三宮(太皇太后、皇太后、皇后を三宮といふ) ○解意(清盛の苦心を買はれたのである)

五月、熊野別當上變告。以仁王下令、舉東國源氏、欲滅平氏。廢帝而自立。曰、事成有重賞。那知新宮僧徒亦應之。清盛大驚、率兵入京師、與公卿議、遣檢非違使源兼綱等、以官兵圍高倉宮。將徙王子土佐兼綱、父賴政爲王、謀主焉。平氏未之知也。賴政急、王先奔倚園城寺僧徒、而自率子弟從之。清盛聞之、怒曰、吾嘗奏賴政、授三

位、聽昇殿。何負我乎。清盛將藤原忠清獻策曰、聞叡山南都僧兵皆應於王。我前後防敵曠日彌久、諸國源氏來會、勝敗未可知也。宜速下院宣於山徒、因啗以利。清盛從之。山徒乃倍王。王奔南都。

五月、熊野の別當、變を上りて、告ぐるに、「以仁王、命を下し、東國の源氏を擧げ、平氏を滅し、帝を廢して自ら立たんと欲す。曰く、事成らば重賞有らんと。那智、新宮の僧徒も亦之に應ず」と。清盛大に驚き、兵を率ゐて京師に入り、公卿と議し、檢非違使源兼綱等を遣はし、官兵を以て高倉宮を圍ましめ、將に王を土佐に徙さんとす。兼綱の父賴政は王の謀主たり。平氏未だ之を知らざるなり。賴政、急に王をして先づ奔つて園城寺の僧徒に倚らしめ、而して自ら子弟を率ゐて之に従ふ。清盛之を聞き、怒つて曰く、「吾れ嘗て賴政を奏して三位を授け、昇殿を聽す。何ぞ我に負くや」と。清盛の將藤原忠清、策を獻じて曰く、「聞く、叡山、南都の僧兵、皆王に應ず。我れ前後敵を防ぎ、日を曠しうして久しきに彌らば、諸國の源氏來り會し、勝敗未だ知る可からざるなり。宜しく速に院宣を山徒に下し、因つて啗はすに利を以てすべし」と。清盛之に従ふ。山徒乃ち王に倍く。王、南都に奔る。

五月、熊野の別當が變事の起つたことを上告して曰ふには「以仁王が命令をお下しなされ、東國の源氏を起して、平家を滅し、天皇を廢めて、御自分で天子にならうと思召されてゐる。それで申されるには此の事が成功したら、多分の御褒美を取らせると。那智や新宮の僧侶達も此の旗擧げに内應してゐます」と。清盛は非常

に驚いて、兵を率ゐて京都へ行き、公卿衆と相談し、檢非違使兼綱等をやつて、朝廷の兵を引き連れ、以仁王のお住居高倉宮を取り圍ませ、以仁王を土佐へ流して終はうとした。兼綱の父の賴政は王の參謀長であつたのだ。所が平家ではその事を少しも知らなかつた。賴政は謀の漏れたことを知るや、急に王を先づ逃がせて園城寺の僧徒に倚らせ、そして自分は一族の若い者等を率ゐて跡から從いて行つた。清盛は其のことを聞いて怒つて曰ふには「自分は以前、賴政を奏上して三位の位を授けて貰つてやり、その上昇殿の能きやうに迄してやつた。それが如何して背いたのであるか。(譯が分らぬ、恩知らずだ)と。清盛の部將の藤原忠清が策略を獻じて曰ふには「比叡山や奈良の僧兵共は皆王に内應してゐるといふことであります。我が軍が前後に此の敵を防禦して無駄に日を過ごして長くなりますと、諸國の源氏軍が集つて來て、勝敗は如何なるか分つたものでありません。これは速く上皇様の詔を彼等僧徒に下して戴いて、そこで彼等に利益を食はして誘惑したら宜からうと思ひます」と。清盛は其の説に従つた。果して山徒は王に背いたり、王は奈良へ逃げ延びられた。

熊野別當(熊野には那智、本宮、新宮とあつて三山といふ。これは) ○令(皇太子、親王、王) ○高倉宮(三條にあ) ○授三位(賴政三位を望むこと久し。歌を詠じて曰ふに、のほるべき道しなれば木のもと) ○南都僧(興福寺) ○前後(南都が前後)

清盛遣子重衡等、將二萬騎、追擊于宇治河。王入平等院、斷橋而軍。僧徒善鬪。我將平盛清請分兵、由河内進、遮敵前路。下野人足利忠綱進曰、「我家嘗與秩父氏、夾利根河相挑、未嘗不亂流決戰。今日、利在速戰、何猶豫爲。乃以手下三百騎先渡。下

令曰、「上駿者、下駑者、操於淺、而縱於深、其步卒迭相提挈、或溺者、授弼援之。」令畢而濟。不亡一人。忠綱呼曰、「我藤原秀郷六世之孫也。盍來決死。」兼綱笑曰、「汝以名族、乃爲平氏所驅役、邪。」對曰、「平氏奉詔討亂賊、安得不從也。」乃大戰終射殺兼綱。我軍悉渡、擊大破源氏兵。賴政及子仲綱等皆死。王南出走、中流矢、薨。南都僧兵至木津川、聞之引去。重衡等凱旋、獻首闕下。清盛賞忠綱。

訓讀 清盛、子の重衡等を遣はし、二萬騎に將として、追ひて宇治河に撃たしむ。王、平等院に入り、橋を斷ちて軍す。僧徒善く闘ふ。我が將平盛清、請うて兵を分ち、河内より進み、敵の前路を遮る。下野の人足利忠綱、進んで曰く、「我が家嘗て秩父氏と、利根川を夾みて相挑むに、未だ嘗て流を亂つて、戦を決せずんばあらず。今日の利は速戦に在り。何ぞ猶豫を爲さん」と。乃ち手下三百騎を以て先づ渡る。令を下して曰く、「駿の者を上にし、駑の者を下にし、淺きに操りて、深きに縱ち、其の歩卒は迭に相提挈し、溺るものあらば、弼を授けて之を援けよ」と。令し畢つて渡る。一人を亡はず。忠綱呼んで曰く、「我は藤原秀郷六世の孫なり。盍ぞ來つて死を決せざる」と。兼綱笑ひて曰く、「汝、名族を以て、乃ち平氏の驅役する所と爲るか」と。對へて曰く、「平氏詔を奉じて亂賊を討つ。安んぞ從はざるを得んや」と。乃ち大に戦ひ、終に兼綱を射殺す。我が軍悉く渡り、撃つて大に源氏の兵を破る。賴政及び子の仲綱等皆死す。王、南に出で走り、流失に中つて薨す。南都の僧兵木津川

に至り、之を聞いて引き去る。重衡等凱旋し、首を闕下に獻ず。清盛、忠綱を賞す。

通釋 清盛は倅の重衡をやり、二萬餘騎に將として追ひつめ、之を宇治河で討たせた。以仁王は平等院に入つて、其處を本據となし、宇治橋を切り落して陣取つた。以仁王の側の僧兵どもはよく闘つた。平氏の隊將平盛清は願ひ出て、兵を分けて河内から進んで、敵が南都へ向ふ道を遮り邪魔した。下野國の住人足利忠綱が進んで曰ふには「我が家は、以前秩父氏と利根河を夾んで挑み合つたことが有るが、いつも河を渡つて勝負を決けてゐた。今日の場合に於ても、當方の利とする所は早く戦ふことである。ぐづ／＼して、手間取つてゐては駄目である」と。そこで手下の三百騎を引きつれ、先發となつて渡つた。其の時、命令を下して曰ふには「善い馬に乗る者は上手の方から、やくざな馬に乗る者は下手の方から進み、淺い處では手綱を確かりと操り、深い處では手綱を放し、歩兵等は互に手を取り合つて援け、若しも溺れさうな者があたら、弓末を差し出してやつて、掴まらせて援けてやれ」と。かく命令を下してから河を渡つた。それで、一人も失ふことはなかつた。忠綱は岸に上り、大聲で呼んで曰ふには我こそは「藤原秀郷六世の孫である。何せ來て命の取り遣りをしてないか」と。兼綱が笑つて曰ふには「お前は名家の出であり乍ら、それでゐて平氏にこき使はれてゐるのか(意氣地なしめが)」と。忠綱がそれに對へて曰ふにて「平氏は天子の詔を受けて亂賊を討つてゐるのである。どうして従はない譯に行かうか」と。そこで大に戦ひ、とう／＼忠綱は兼綱を射殺した。平氏の軍は悉く河を渡つて大に源氏の兵を撃ち破つた。賴政と其の子の仲綱等は皆死んで終つた。以仁王は南の方へ逃げられたが、流れ矢に中つて薨せられた。南都の僧兵は木津川まで進出してゐたが、以仁王以下陣歿せられたと聞いて引き去つた。重衡等は凱旋して、賴

政等の首を朝廷へ獻上した。清盛は忠綱の功を褒めて賞を與へた。

語釋 宇治河(山城) ○平等院(宇治橋) ○前路(奈良へ進) ○秩父氏(平良兼の子孫、其の名不詳) ○利根河(常陸、下) ○上三駿者(云々、馬駿が流れを遡つて緩くして呉れるから下も手の驚馬は樂になる。深い處で手) ○提挈(手を取り合) ○凱旋(凱は兵樂、旋は旗を反へす) ○凱旋(凱歌を奏して還ること)

清盛常愛福原、又築島其南、以便漕運、終欲遷都焉。六月、遂決意趣。帝三宮百官、徙焉。奉帝于賴盛第、遂徙之己第、使兵守法皇。議建宮城地狹不可建。乃權造焉。物議囂然。

訓讀 清盛常に福原を愛し、又島を其の南に築き、以て漕運に便にし、終に都を遷さんと欲す。六月、遂に意を決し、帝、三宮、百官を越して徙る。帝を賴盛の第に奉じ、遂に之を己が第に徙し、兵をして法皇を守らしむ。宮城を建てんと議す。地狭くして建つ可からず。乃ち權に造る。物議囂然たり。

通釋 清盛は常に福原の地を愛し、又島を其の南に築いて、舟の運漕に都合よくし、結局は此處へ都を遷したいと思つてゐた。六月とうとう決心して、天皇と三宮、百官をせき立てて、徙つて終つた。天皇を賴盛の屋敷にお留め申したが、遂に之を自分の屋敷に徙し參らせ、一方兵士をして、法皇を守らしめた。天子の御所を建てる相談をした。併し福原の地は、逆も狭くて建てられない。そこで一時的なものをかりに造つた。世間では、随分喧しく取沙汰した。

語釋 築島(島は經島、波をさけ) ○三宮(この三宮は、禮禮門院、後)

八月、源賴朝奉以仁王、令舉兵伊豆。相模人大庭景親擊走之。武藏人畠山重忠、又擊破其黨三浦氏。景親急騎報捷、且曰、賴朝走死已而東人交來告、賴朝未死、兵復振。清盛大怒曰、東國奴輩、皆彼父祖家人、而我流彼於東國。是使彼胥以滅我家也。何異借盜鑰乎。切齒久之。曰、向使吾不聽池尼、請彼惡得保首領。忘恩規利、敢敵我子孫。其能免神明之罰邪。重忠父重能、與弟有重在福原。進而言曰、東人獨北條時政與賴朝婚。其或附之。其他豈肯黨流人。君勿爲意。平氏子弟、人人奮願東伐。

訓讀 八月、源賴朝、以仁王の令を奉じて、兵を伊豆に擧ぐ。相模の人大庭景親擊つて之を走らす。武藏の人畠山重忠、又其の黨三浦氏を擊破す。景親急騎捷を報じ、且つ曰く、賴朝走り死す」と。已にして東人交來り告ぐ、賴朝未だ死せず、兵復振ふ」と。清盛大に怒つて曰く、「東國の奴輩は、皆彼が父祖の家人なり。而るに我れ彼を東國に流す。是れ彼をして胥ひ以て我が家を滅さしむるなり。何ぞ盜に鑰を借すに異ならんや」と。切齒すること之を久しうして、曰く、「向きに吾をして池尼の請を聽かざらしめば、彼れ惡んぞ首領を保つを得ん。恩を忘れ、利を規り、敢て我が子孫に敵す。其れ能く神明の罰を免れんや」と。重忠の父重能、弟有重と福原に在り。進んで言つて曰く、「東人獨り北條時政、賴朝と婚す。其れ或は之に附かん。其の他は豈に敢て流人に黨せんや。君意と爲すこと勿れ」と。平氏の子弟、人人奮つて東伐を願ふ。

通釋 八月、源頼朝は以仁王の令旨を奉じて兵を伊豆に擧げた。相模の人、大庭景親がそれを撃つて走らせた。武藏の人、畠山重忠は、又頼朝の徒黨である三浦氏を撃ち破つた。景親は早打ちで、勝つた報らせをして、且つ曰ふには「頼朝は逃げて死んだ」と。その内に關東の人が入れ代りやつて来て告げて曰ふのに「頼朝は、まだ死なないで其の勢が復び盛んになつてゐる」と。清盛は大層怒つて曰ふのに「關東の奴等は、皆頼朝の父祖の家來である。それと知りつつ予は頼朝を東國に流した。これはつまり彼等をして一團となつて予の家を亡ぼさせるよゝに仕向けた形だ。考へて見れば、恰度盜賊に鎗を貸した様なものであつた」と。殘念がつて、長い間齒をくひしばつて居つたが、又曰ふには「あの時、予がもし池の尼の願ひ出を聞かなかつたら、頼朝は命を全うすることは到底出来なかつたのだ。それであるのに、その恩を忘れて、己の利を計り、我が子孫に對して敢て抵抗するのである。此の恩知らずがどうして神様の罰を免れることが出来ようぞ」と。畠山重忠の父重能は其の弟の有重と一緒に福原に居つた。進んで、言ふのには「關東の人々の中ではただ北條時政だけが、頼朝と婚姻を結んで居るだけです。ですから彼は或は頼朝に附くかも知れません。其の外の者がどうして流し者などに味方しませうや。御心配なされませぬ」と。平氏の一族の者が多く奮ひ起つて關東征伐に出かけたいと願ひ出た。

語釋 父祖(爲義義朝等) ○胥(以相率ゐて) ○保首領(首を落されぬ) ○流人(流し者、頼朝をさす)

清盛輦入、見上皇曰、陛下妙齡、蓋未及知耳。往時有爲義義朝者、敢行凶逆、欲敵法皇。臣以謀略誅夷之、而義朝少子有頼朝者、此豎子、獲之伊吹岳、籠當斬臣、繼母爲請宥之。臣即召見之、曰、十三歲短身淫齒、有問輒答、不知臣憫其幼稚、且自謂與源氏非有宿怨、特以君命焉爾。遂宥之。今聞其在配所、敢謀不良、臣不堪悔恨。請得宣旨討之。上皇曰、稟法皇。答曰、主上幼、陛下親父、決在聖斷。何直稟法皇爲。陛下莫乃庇源氏乎。上皇晒曰、猶爲此言邪。即賜宣旨。因問大將、可屬誰。曰、臣嫡孫維盛可。即命維盛、以右近衛中將爲追討使、而忠度翼之。用高祖正盛伐源義親故事、賜驛鈴將五千騎、發福原、以齋藤實盛詣東事、以爲鄉導、行收兵至駿河。

訓讀 清盛輦(きよもりれん)して入り、上皇に見えて曰く、「陛下は妙齡、蓋し未だ知るに及ばざるのみ。往時爲義、義朝なる者有り。敢て凶逆を行ひ、法皇に敵せんと欲す。臣、謀略を以て之を誅夷せり。而して義朝の少子に頼朝なる者有り。此の豎子は、之を伊吹岳の麓に獲たり。斬に當る。臣の繼母爲めに之を宥さんことを請ふ。臣、即ち之を召見す。曰く、十三歳なりと。短身淫齒、問ふこと有れば、輒ち知らずと答ふ。臣、其の幼稚なるを憫み、且つ自ら謂ふに、源氏と宿怨有るに非ず。特に君命を以て爾りと。遂に之を宥す。今其の配所に在つて、敢て不良を謀ると聞く。臣、悔恨に堪へず。請ふ、宣旨を得て之を討たん」と。上皇曰く、「法皇に稟せよ」と。答へて曰く、「主上は幼にして、陛下は親父なり。決、聖斷に在り。何ぞ直に法皇に稟するを爲さんや。陛下乃ち源氏を庇ふ莫からんか」と。上皇晒つて曰く、「猶ほ此の言を爲すか」と。即ち宣旨を賜ふ。因つて大將は誰に屬す可きかと問

ふ。曰く、「臣の嫡孫維盛可なり」と。即ち維盛に命じ、右近衛中將を以て追討使と爲し、而して忠度之を翼く。高祖正盛、源義親を伐つ故事を用ゐ、驛鈴を賜ひ、五千騎に將として、福原を發す。齋藤實盛、東事を暗んずるを以て、郷導と爲し、行々兵を收めて駿河に至る。

通釋 清盛は、手車に乗つて宮中へ參入し、上皇に拜謁していふには「陛下はまだ御若くあらせられますから御存知にもなりませんまい。むかし、爲義、義朝といふものが居りました。兇惡な叛逆を致しまして、法皇に向ひをしよとしました。私は謀で以て、之を誅して終ひました。所でその義朝の幼子に頼朝といふ者が御座いました。この小僧は、伊吹山の麓で召し取りました。元來斬罪に行ふべきでありました。所が私の繼母がこの小僧の爲めに命乞ひを致しました。私は早速之を呼び寄せてどんな小僧か會つて見ました。年は十三だと申して居りました。丈は低く、齒は黒く梁め訊問致しますると何事も知らないくと答へました。私も、その年の幼いのを可哀さうに思ひ、それに考へて見ますと何も源氏に對して古い怨がある譯ではなく、唯だ君の御命令で源氏と闘をしただけのことです。こんな幼ない小兒を殺しても致方ないので、とうく命を助けて遣はしました。所が聞けば今この者が流された土地で良からぬ企をして居るといふことで御座います。私は殘念に堪へません。何卒宣旨を戴いて、天子の命で之を討ち度い所存で御座います」と。上皇は仰せらるるに「朕にはよく分らぬから、法皇に申上げて見よ」と。清盛答へて曰ふのに「主上は、まだ誠に御幼少で、陛下は主上の御父君であらせられるので御座います。之を御決め下さるのは陛下の御裁斷に待つより外御座いません。直接法皇に申上げるにも及ばないこととあります。陛下がその様に仰せられるのは、或は源氏をお庇ひなされるので

は御座いせんか」と。上皇は晒つて仰せられるに「まだ、左様な事を申し居るか疑ひ深い事ぢや」と。即座に、宣旨を下された。そこで陛下は「大將は誰に申付くべきか」と尋ねなされた。清盛は曰ふのに「それには、私の世嗣の孫である維盛が宜しう御座います」と。早速維盛に命じて、右近衛中將を本官として、今度の追討使となし、別に忠度が之を輔佐することとなつた。高祖の正盛が、源義親を討つた時の前例を用ひ、驛鈴を下され、五千騎に將となつて福原を出發した。別に齋藤實盛が關東の事情に詳しいので案内役となし、行く行く、兵士をかりあつめて、駿河の國に至つた。

語釋 上皇(高倉上) ○妙齡(年の若いこと。此時實算二十歳。平治の亂の時に) ○法皇(後白河) ○伊吹岳(近江美濃) ○涅齒(おぐるをつけて齒の黒いこと) ○不良(叛謀) ○主上幼(御三) ○高祖(祖五世) ○故事(上に見)

實盛曰、「宜急踰足柄、收武藏、相模、兵上藤原忠清曰、「今我兵皆京畿新募、以此深入、未見其可。維盛從之。實盛乃辭而西。維盛曰、「無實盛、吾寧不能戰乎。以忠清爲先鋒、進軍于富士河。當此時、畠山重忠以下皆附頼朝、以二十萬騎至河東、使使者來貽書。多謾言。忠清勸維盛、斬其使者、相持未戰。我軍夜聞水禽起、相驚、以爲敵大至也。人馬相踏藉而走。維盛怒、欲留戰。忠清固諫、乃西歸。源氏軍乃知之、令一將來追。伊藤某殿戰而死。維盛歸至近江。清盛弗許其入京師。曰、「汝奉王命討亂賊、不交兵

而歸。何面目來見我乎。軍即不利。蓋橫尸原野。因欲流維盛。到忠清衆救解之而止。

實盛曰く、「宜しく急に足柄を踰えて、武藏相摸の兵を收むべし」と。藤原忠清曰く、「今、我が兵は皆京畿の新募なり。此を以て深く入るは、未だ其の可なるを見ず」と。維盛之に従ふ。實盛乃ち辭して西す。維盛曰く、「實盛無きも、吾れ寧に戦ふこと能はざらんや」と。忠清を以て先鋒と爲し、進んで富士河に軍す。此の時に當り、畠山重忠以下皆頼朝に付き、二十萬騎を以て河東に至り、使者をして來り書を貽らしむ。謾言多し。忠清、維盛に勸めて其の使者を斬らしめ、相持して未だ戦はず。我が軍、夜、水禽の起るを聞き、相驚き、以爲へらく敵大に至れるなりと。人馬相踏藉して走る。維盛怒り、留り戦はんと欲す。忠清固く諫む。乃ち西歸す。平明源氏の軍乃ち之を知り、一將をして來り追はしむ。伊藤某殿戦して死す。維盛歸つて、近江に至る。清盛其の京師に入るを許さず。曰く、「汝、王命を奉じて亂賊を討ち、兵を交へずして歸る。何の面目ありて來つて我を見るか。軍即し利あらずんば、蓋ぞ尸を原野に横へざる」と。因つて維盛を流し、忠清を劉ねんと欲す。衆、之を救解して止む。

通釋 實盛が曰ふのに「急に足柄山を越えて、武藏相摸の兵士を集めて味方にして置いた方が宜いでせう」と。藤原忠清が曰ふのに「今我が兵は、皆京都近くから新に募集したものでばかりである。そんな兵士をつれて深く敵地(武藏相摸)に入るのは如何考へて見ても善いことはない」と。維盛は其の説に従つた。實盛は、自分の言が用ひられないので辭職して西の方京都へ還つて終つた。維盛が曰ふには「實盛が居なくなつたつて戦の出来ないこともあるまい」と。忠清を先鋒とし、進んで、富士河の河邊に陣取つた。丁度この時、畠山重忠以下の者も皆頼朝

についで、頼朝は、結局二十萬騎を率ゐて、富士河の東に至り、使者を遣つて書面を平家方へ送り届けさせた。その文中に無禮な言葉が多かつた。忠清は維盛に勸めて、其の使者を斬殺さしめ、互に睨み合ひ、まだ、戦争といふ所まで行かなかつた。夜になつて、平家の軍では水鳥が飛び立つ羽音を聞いて吃驚し、これはテツキリ敵が大舉してやつて來たものと思ひ込んで、慌て、人や馬が互に踏み合つて逃げ出した。維盛は怒つて、ふみ留まつて戦はうとした。忠清は固くそれを諫めた。そこで致方なく西、京都へ歸つて行つた。夜があけて源氏の軍では平氏が逃げたことを知つて一人の大將を遣つて追つかけさせた。伊藤某が殿してそれと戦つて死んだ。維盛は歸つて近江まで來た。清盛は怒つて維盛が京都に入ることを許さなかつた。曰ふには「お前は天子の御命令を承けて謀叛人を討ちに行き乍ら一度の戦争もしないで歸り失せた。どの面下げて我に會ひに來たのか。戦が若し都合よく行かなければ何故尸を原野に横へて、討死をせなんだか」と。そこで、維盛を流し、忠清を首斬りに處せようとした。多勢の人が辯護に力め、やつとそのことは止めになつた。

新語 新募(新たに募集した兵士) ○踏藉(互に踏み合ふ) ○一將(飯田家) ○殿(軍後を殿) ○伊藤某(武者次) ○不交(兵は武器)

先是源義仲起兵于信濃。義仲幼孤。齋藤實盛取育之。已而屬之木曾。人中兼遠。於是宗盛召兼遠。命亟縛義仲。來獻兼遠。效誓書。還逐義仲。

訓讀 是より先き、源義仲兵を信濃に起す。義仲は幼にして孤なり。齋藤實盛取つて之を育し、已にして之を木曾の人中原兼遠に屬す。是に於て、宗盛、兼遠を召し、命じて亟に義仲を縛し來り獻せしむ。兼遠誓書を

效して還り、義仲を逐ふ。

通釋 これより以前に源義仲が兵を信濃に起した。義仲は幼少の頃から孤であつた。齋藤實盛が引き取つて世話をし育ててゐたが、その内に譯あつて之を木曾の人中原兼遠に預けたのである。義仲が兵を擧げたので宗盛は兼遠を召し寄せ、早く義仲を縛つてつれて来るように命じた。兼遠は平家に背かぬといふ誓の一札を入れて國に還り、義仲を逐ひ遣つた。

語釋 幼孤(父の義賢は姪源義平の爲めに大藏谷で殺された。)

是月、上皇再幸嚴島、清盛從焉。因要上皇作書誓、不右源氏。既還、造宮于夢野、以奉法皇。自清盛遷都、上下苦之。山徒亦數請復舊都。清盛會諸公卿、問兩都孰便。公卿皆希其旨、曰、「福原便。」獨左大辨藤原長方曰、「平安便。」清盛作色而入。衆爲長方危之。已而清盛即奉三宮以下、復都平安。衆大悅。時十一月也。或問長方曰、「子何以能忤相國。」答曰、「使無悔心、何問於人。我因而導之耳。」清盛素重長方。先是、長方建議於朝曰、「亂人得志、是天意人心所致。宜復政於法皇、召還基房、師長等。改過遷善、庶幾免焉。」清盛稍從其言。

訓讀 是の月、上皇再び嚴島に幸し、清盛從ふ。因つて上皇の書を作りて、源氏を右けざるを誓ふことを要む。既に還り、宮を夢野に造り、以て法皇を奉ず。清盛都を遷してより、上下之を苦しむ。山徒も亦數舊都に復せんことを請ふ。清盛諸公卿を會し、兩都孰れが便なるかを問ふ。公卿皆其の旨を希うて曰く、「福原便なり」と。獨り左大辨藤原長方曰く、「平安便なり」と。清盛色を作して入る。衆、長方の爲に之を危ぶむ。已にして清盛即ち三宮以下を奉じて、都を平安に復す。衆大に悦ぶ。時に十一月なり。或ひと長方に問うて曰く、「子、何を以つて能く相國に忤ふ」と。答へて曰く、「悔心無からしめば、何ぞ人に問はん。我れ因つて之を導くのみ」と。清盛素より長方を重んず。是より先き、長方、朝に建議して曰く、「亂人志を得るは、是れ天意人心の致す所なり。宜しく政を法皇に復し、基房、師長等を召還すべし。過を改め善に遷らば、庶幾はくは免れん」と。清盛稍其の言に従ふ。

通釋 この月、高倉上皇は、再び嚴島へ行幸に相成り、清盛はそれに扈從した。そこで清盛は上皇が一札をお入れになつて、源氏を決して助けまいといふことをお誓ひなされるやうに強要した。お還りになつてから、宮殿を夢野に造り、其處へ法皇をお入れ申した。清盛が都を福原に遷してからは、朝廷の者も人民も之に苦しんだ。比叡山の僧徒も亦度々舊の京都に還へることを願ひ出た。そこで清盛は、諸公卿を集めて、京都と福原とどつちが便利かといふことを尋ねた。すると、公卿は、清盛の氣に入らうと思つて「福原の方が便利だ」と曰つた。ただ左大辨藤原長方は「平安城の方が便利だ」といつた。清盛は顔色を變へて、内に入つた。多くの人々は長方が酷い目に合ふだらうと其の身の上を心配してゐた。その内に間もなく清盛は三宮以下をおつれ申して都を平安に

もどした。皆大層悦んだ。それは十一月のことであつた。或る人が長方に問うて曰ふのに「貴公は何故に清盛の意に逆つたのか」と。答へて曰ふには「清盛殿は後悔してゐればこそ皆の者に尋ねたので、後悔してゐなかつたら、どうして態々人に問ふものか。私はそこを利用して誘つて上げただけのことである」と。清盛は、平素、長方を尊敬して居た。これより以前長方は朝廷に建議してゐるには「謀叛人が志を得るのは、畢竟天の御思召と人の心とがもとになつて居ります。今の内に政を法皇にお還し申し、前に流した基房や師長等を召還した方が宜いでせう。さういふ風に自分の過を改め、善に遷つて行つたならば、或は一家滅亡の災禍を免れることが出来るでありませう」と。清盛は、やや此の言葉に従ふ様になつて来た。

語釋 右(助け) ○夢野(攝津美川) ○希其旨(氣に入らんと) ○左大辨(太政大臣に屬し、中務、治部、式部、民部を管し、) ○作(色(顔色を變へ) ○亂人(頼朝、義仲)をさす)

平氏家多怪。清盛嘗獨坐。見階下有數百人頭。合爲一大頭。瞋眼視。清盛亦瞋眼視之。人頭漸縮小而滅。占者曰「爲義義朝等鬼也」。又有鼠巢厩馬尾。占者曰「小侵大子犯午。爲源逼平之兆」。復都之月。近江源氏兵起。翌月。遣知盛資盛等將兵擊夷之。初園城寺黨頼政得重譴。益怨平氏。至是與山徒皆應近江源氏。乃遣清房攻園城寺。燒夷之。殺僧八百人。又聞南都叛。遣妹尾兼康赴攻。僧徒逆擊敗之。又造木丸。

呼爲淨海頭。蹴擊之。清盛積怒。是月。遣重衡率兵數千騎。擊之。燒東大興福二寺。殺僧數百人。而諸道源氏益興。

訓讀 平氏の家の怪多し。清盛嘗て獨り坐す。階下に數百の頭有るを見る。合して一大頭と爲り、眼を瞋らして清盛を視る。清盛も亦眼を瞋らして之を視る。人頭漸く縮小して滅す。占者曰く「爲義、義朝等の鬼なり」と。又鼠有り。厩馬の尾に巢く。占者曰く「小、大を侵し、子、午を犯す。源、平に逼る兆と爲す」と。都を復するの月、近江源氏の兵起る。翌月、知盛、資盛等を遣はし、兵に將として撃つて之を夷げしむ。初め園城寺、頼政に黨して重譴を得たり。益々平氏を怨む。是に至つて、山徒と皆近江源氏に應ず。乃ち清房を遣はし、園城寺を攻めしめ、之を燒夷し、僧八百人を殺す。又南都叛くと聞き、妹尾兼康を遣はし赴き攻めしむ。僧徒逆へ撃つて之を敗る。又木丸を造り、呼んで淨海の頭と爲し、之を蹴撃す。清盛積怒す。是の月、重衡を遣はし、兵數千騎を率ゐて之を撃たしめ、東大、興福の二寺を燒き、僧數百人を殺す。而して諸道の源氏益興る。

通釋 その頃、平氏の家に奇怪な事件が多かつた。清盛がある時一人で坐つて居た。階の下に數百の人の頭のあるのを見た。それが、合して、一つの大きな頭となつて、眼を怒らして凝平と清盛を見詰めた。清盛も亦眼をむいて怒り之を見つめた。その内にその人頭はだんだん小さく縮まつて消えて終つた。占ひ者が曰ふのに「これは爲義、義朝等の亡靈である」と。又鼠が厩の馬の尻尾に巢を作つたりした。占ひ者がいふには「小さい者が大きいものを犯し、子(鼠)が、午(馬)を犯したのである。これは、源氏が平氏に逼る前兆である」と。福原から京都へ都を復した月に、近江源氏の兵が起つた。その翌月、知盛、資盛等を遣つて兵を率ゐ撃つて之を平らげさせ

た。はじめ園城寺は、頼政に味方した爲めに、重いお咎めを受けた。それから益平氏を怨んだ。近江源氏が起つたので園城寺は比叡山の僧徒とともに、皆近江源氏に與みした。そこで清盛は清房を遣はして園城寺を攻めさせ、之を焼き拂ひ、僧侶八百人を殺した。又奈良の東大寺・興福寺の僧徒も叛いたと聞いて、妹尾兼康を遣はし行いて攻めさせた。僧徒は之を迎へ撃つて打ち敗つた。又彼等僧徒は木の鞠を拵らへ、これは淨海の頭だといつて蹴つたり、なぐつたりした。清盛は重ね々このことに大層怒つた。この月、重衡を遣はし、兵數千騎を率ゐて之を撃たせ、東大・興福の二寺を焼き拂ひ、僧數百人を殺した。しかし諸道の源氏は、益興つて來た。

語釋 鬼(人間の) ○子犯(午(子は北方陰、午は南方陽、北兵即ち義) ○近江源氏(近江に於た佐々木、柏木、山本の諸族。)

養和元年正月、上皇病崩。清盛益悔悟、復政於法皇。法皇不聽。固請而聽。乃獻美濃・讚岐爲御邑。詔以宗盛・總管近畿。二月、斬河内人源義基。聞源行家舉兵至美濃。遣知盛・通盛・清經・忠度等伐之。敵據板倉壘。我兵遠出其後。縱火攻拔之。走行家。清盛又令南海兵控扼東兵、而徵糧于北陸・西海。菊池氏・緒方氏皆應源氏。肥後守平貞能請往定之。法皇令院廳官從貞能。已而知盛在洲股。病作、置戍而還。源氏益振。宗盛乃欲親將大軍東伐。法皇許之。命統諸武官、以官符徵兵。刻日而發。衆曰、「此行必夷源氏。」以二十七日發行。

訓讀 養和元年正月、上皇病んで崩す。清盛益悔悟し、政を法皇に復へす。法皇聽さず。固く請うて聽さる。乃ち美濃・讚岐を獻じて御邑となす。詔して宗盛を以て近畿を總管せしむ。二月、河内の人源義基を斬る。源行家、兵を擧げて美濃に至ると聞き、知盛、通盛、清經、忠度等を遣はし之を伐たしむ。敵、板倉の壘に據る。我が兵遠つて其の後にいで、火を縱ち、攻めて之を抜き、行家を走らす。清盛又南海の兵をして東兵を控扼せしめ、而して糧を北陸、西海に徵す。西海の菊池氏、緒方氏皆源氏に應ず。肥後守平貞能往いて之を定めんと請ふ。法皇院の廳官をして貞能に従はしむ。已にして知盛、洲股に在りて、病作り、戍を置いて還る。源氏益振ふ。宗盛乃ち親から大軍に將として東伐せんと欲す。法皇之を許し、命じて諸々の武官を統べ、官符を以て兵を徵し、日を刻して發せしむ。衆曰く「此の行必ず源氏を夷げん」と。二十七日を以て行を發す。

通釋 安徳天皇の養和元年正月に高倉上皇が御病氣で崩せられた。清盛は益々前非を後悔して政治を法皇にお返ししようとした。法皇はお許しにならなかつた。たつてお願申したので許された。そこで、美濃と讚岐とを獻じて、法皇の御料地とした。法皇は詔して、宗盛に畿内地方を總て支配せしめられた。二月に河内の人源義基を斬つた。又源行家が兵を擧げて美濃へやつて來たと聞いて、知盛・通盛・清經・忠度等を遣はして之を征伐せしめた。敵は板倉の壘に立て籠つた。我が平氏の兵はぐるり廻つて敵の後にいで、火をかけ、攻めて行家を走らせた。清盛は又南海の兵をして、關東の兵の西上するのをくひ止めさせ、一方兵糧を北陸西海から徵發した。所が西海道に菊池氏や、緒方氏は、皆源氏に附いてゐた。肥後守平貞能は、自身、其の地に出かけて之を平定し度いと申出た。法皇は院の廳官をして、貞能に隨いて西下せしめられた。その内に知盛は、尾張の洲股で病氣が

發り、守備兵を置いて都へ還つた。源氏の勢は益々盛んとなつた。そこで宗盛は親ら大軍に將となつて東方を征伐しようと思つた。法皇は之をお許しになり、命じて、宗盛に諸々の武官を統轄せしめられ、又太政官の官符で兵士を徵集することにし、日限をきめて出發せしめられることとなつた。皆の者が曰ふのに「今度の軍には必ず源氏を討ち平げるのである」と。二十七日に出發することとなつた。

語釋 源義基(頼信の子孫) ○源行家(爲義の第十子) ○板倉(美濃) ○控扼(要害な地でせき止めること) ○菊池氏(肥後にあり名隆貞) ○緒方氏(肥後にあり名は惟能) ○院廳宣(法皇の宮中の役人) ○洲股(美濃) ○官符(太政官から發した割符)

先發一日、清盛疾作、宗盛止行。車馬集於六波羅。清盛病煩熱、浴於冷水。水輒沸。叫號聲徹門外。閏二月、疾大篤。舉族擁枕、問所欲言。清盛大息曰「生者必死。何獨我。我自平治年間、建功王室、專制天下、位極人臣、爲帝者外祖。復何所遺憾。所遺憾者、未睹源頼朝頭而死。吾死之後、母以供佛爲母、以誦經爲特。斬頼朝頭、懸我墓前。我子孫臣隸、咸服我言、勿敢或怠。病七日薨。歲六十四。遺表法皇、事必與宗盛議。」

訓讀 發するに先きたつこと一日、清盛疾作り、宗盛行を止む。車馬六波羅に集る。清盛、煩熱を病み、冷水に浴す。水輒ち沸く。叫號の聲、門外に徹す。閏二月、疾大に篤し。舉族枕を擁し、言はんと欲する所を問ふ。清盛大息して曰く「生者は必ず死す。何ぞ獨り我のみならんや。我れ平治年間より、功を王室に建て、天下を專

制し、位人臣を極め、帝者の外祖と爲る。復何ぞ遺憾とする所あらん。遺憾とする所の者は、未だ源頼朝の頭を睹ずして死することなり。吾れ死するの後、佛に供するを以て爲す母れ。經を誦するを以て爲す母れ。特だ頼朝の頭を斬つて我が墓前に懸けよ。我が子孫、臣隸、咸く我が言に服し、敢て怠ることある勿れ」と。病むこと七日にして薨す。歲六十四。法皇に遺表すらく、事必ず宗盛と議せよと。

通釋 出發に先立つこと一日、即ち二十六日に清盛の病氣が發つたので、宗盛は出陣を見合はせた。見舞の車馬が六波羅の清盛の屋敷に集つた。清盛は熱病に罹り、冷や水を浴びた。水は忽ち沸いて熱くなつた。彼が苦しんで叫めき號ぶ聲は、門の外まで聞えた。閏の二月になつてからは、病氣が一層重つて來た。一族の者共は皆集まつて、清盛の枕元を取り圍み、何か言ひ度いことは無いかと問ふた。清盛は大きな溜め息をして曰ふのに「生ある者は誰だつて死ぬるのである。何も儂ばかりが死ぬる譯ではない。が儂は考へて見ると平治年間から、皇室に手柄を立て、天下の政治を思ふままに切り廻し、從一位太政大臣といふ人臣として此の上ない所まで陞り、それ計りか天子様の母方の祖父にまでなつた。この上外に何の心残りにも思ふ所があらうぞ。ただ残念なのは、源頼朝の首を睹ないで死ぬることだけだ。儂が死んだ後は、佛に供養するにも及ばない、お経など讀んで呉れなくともいい。ただ頼朝の首を斬つて、儂の墓の前に懸けて貰らひ度い。儂の子孫や家來どもは、皆この今の言を忘れず、怠るやうなことがあつてはならぬぞ」と。かくて病氣に罹つて七日目に死んだ。その時歳六十四であつた。法皇に對しては、別に書置の上書をして、今後のことは總べて宗盛と御相談下さるやうにと認めてあつた。

語釋 徹(聲が門の外まで通る) ○外祖(母方の祖父。清盛は安徳天皇の御母徳子の父である) ○服(服する。心につ) ○病七日薨(清盛の病氣は二月から閏二月に跨つてゐる。七日で死んだといへ

ば發病は二月の末であつたことになる。

清盛既薨。宗盛奉還法皇於法住寺殿。奏曰、「臣不肖不能救父過。以至於今。今後、將唯聖旨是仰。法皇乃會公卿議調兵食。遣重衡・維盛・通盛・忠度等入美濃。併其戍兵。與源行家・源義圓夾水而戰。斬義圓。破行家。虜行家子行賴。追行家至參河而還。」

訓讀 清盛既に薨す。宗盛、法皇を法住寺殿に奉還し、奏して曰く、「臣不肖にして、父の過を救ふこと能はず、以て今に至れり。今より後、將に唯だ聖旨を是れ仰がんとす」と。法皇乃ち公卿を會し、兵食を調するを議し、重衡・維盛・通盛・忠度等を遣はし、美濃に入らしむ。其の戍兵を併はせ、源行家・源義圓と水を夾んで戦ひ、義圓を斬り、行家を破り、行家の子行賴を虜にし、行家を追ひ、三河に至つて還れり。

通釋 清盛は早や死んで終つた。宗盛は、法皇をもとの御所であつた法住寺殿にお還へし申し、その上で申上げて曰ふには「私は誠に愚かな者で、父の過失を救ひ直ほすことも出来ず、今日に立ち至りました。今後は何事によらず、皆只管陛下の御思召通りに致さうと思ひます」と。そこで法皇は公卿をお集めになつて、兵士や糧食を調發することを相談致され、又重衡・維盛・通盛・忠度等を遣はし、美濃へ行かしめられた。重衡等は美濃の守備兵を一緒にして、源行家・源義圓と洲股川を中にして戦ひ、義圓を討ち取り行家を打ち破り、行家の倅の行賴を生捕りにし、行家を追つかけ、三河の國まで行つて引きかへした。

語釋 奉還法皇(此の時法皇は頼盛の) 屋敷にゐられた。

頼朝數遺書於頼盛、謝其舊恩。又間上書曰、「臣非敢爲亂。乃靖亂耳。陛下尙不棄平氏、則請兩講和二姓。竝仕如往昔事。其忠其否、簡在陛下。法皇以書示宗盛。宗盛答曰、「臣父臨終、命臣等曰、必與頼朝決死。語猶在耳。臣不能和矣。於是請敕陸奥藤原秀衡、擊頼朝。敕越後城資長、擊義仲。資長平維茂七世孫也。六月、資長與弟長茂收兵、南擊義仲。不利還。八月、除資長越後守、秀衡陸奥守。趣伐源氏。資長復發、疾作卒。九月、宗盛遣從弟通盛、經正、東與源氏戰于越前。敗績。經正走入若狹。通盛退保敦賀城。召經正。未至。義仲兵來攻。乃解兵西還。壽永元年九月、城長茂復南伐義仲。復不利還。是月、宗盛任內大臣、賜隨身兵仗。具騶從、拜賀。二年二月、叙從一位。」

訓讀 頼朝、數書を頼盛に遺り、其の舊恩を謝し、又間に上書して曰く、「臣は、敢て亂を爲すに非ず。乃ち亂を靖んずるのみ。陛下、尙ほ、平氏を棄てざれば、則ち請ふ兩ながら講和し、二姓竝び仕ふること、往昔の事の如くせん。其の忠其の否、簡ぶこと陛下に在り」と。法皇、書を以て宗盛に示す。宗盛答へて曰く、「臣の父、終に臨み、臣等に命じて曰く、必ず頼朝と死を決せよと。語、猶ほ耳に在り。臣、和する能はず」と。是に於て、請うて陸奥の藤原秀衡に敕して頼朝を撃たしめ、越後の城資長に敕して義仲を撃たしむ。資長は平維茂七世の

孫なり。六月、資長、弟長茂と兵を收め、南、義仲を撃つ。利あらずして還る。八月、資長を越後守に、秀衡を陸奥守に除し、趣して源氏を伐たしむ。資長復發し、疾作りて卒す。九月、宗盛、従弟通盛、經正を遣はし、東、源氏と越前に戦はしむ。敗績し、經正走つて若狭に入る。通盛退いて敦賀城を保ち、經正を召す。未だ至らざるに、義仲の兵來り攻む。乃ち兵を解いて西に還る。壽永元年、九月、城長茂復南、義仲を伐つ。復利あらずして還る。是の月、宗盛内大臣に任ぜられ、隨身兵仗を賜はる。趣從を具へて拜賀す。二年二月、從一位に叙せらる。

通釋 賴朝は、度々禮狀を賴盛の所へ送つて、昔の恩を謝し、又内々に法皇に上書していふには「私は決して亂をしようといふのでは御座いません。反對に亂を取り鎮めやうとしてゐるに過ぎないので御座います。陛下が依然として平氏をお見棄てでないのならば、何卒源平兩家で和睦をして、昔のやうに源平二氏相並んでお仕へ申し度いと存じます。その忠と不忠とは陛下御自身お見分けなされ、お擇びなされませ」と。法皇、この書を宗盛にお見せになつた。宗盛はお答へしていふには「私の父が臨終の際に私どもに申付けましたには、必ず共に賴朝と死を決して戦へとのことでした。その言葉はまだ耳に残つて居ります。私には和睦することは出来ません」と。そこで宗盛はお願ひ申して、陸奥の藤原秀衡に詔して、賴朝を討たせ、越後の城資長に詔して、義仲を討たせることにして貰つた。資長は平惟茂七世の孫である。六月、資長は、弟の長茂と一緒に兵を召集して南の方、義仲を撃つた。うまく行かなくて還つた。八月、資長を越後守に秀衡を陸奥守に任命し、督促して、源氏を伐たせた。資長は又出陣したが、病氣が發つて死んで終つた。九月、宗盛は、従弟の通盛、經正を遣はし、東の方源氏と越前に戦はせた。負けて經正は若狭に逃げ込んだ。通盛は、退却して、敦賀城を押し守り、經正を呼び寄せた。まだ來ない中に、義仲の兵が攻めて來た。迎も叶はぬと見たから、兵を解散して西へ還つて行つた。安徳天皇の壽永元年九月、城長茂は再び南の方義仲を伐つた。二度失敗に終つて還つた。この月、宗盛は内大臣に任ぜられ隨身兵仗を賜はつた。馬やお供を揃へ、參内して御禮を言上した。二年二月には、從一位に叙せられた。

語釋 舊恩(賴盛の母池ノ尼に) ○其忠其否(源平二氏のどちらが忠) ○東(越前は京都か) ○敦賀城(越) ○騶從(騶は馬の供、) ○拜賀(昇進の禮を)

四月以維盛通盛忠度等爲追討使將山陽山陰西海諸國及參河以東若狹以南、徵兵十萬餘人入北陸道將夷義仲然後及賴朝也。齋藤實盛在遣中謂大庭景尙曰平替源興盍降木曾景尙曰東人無不知吾輩姓名以興衰變節若人言何實盛曰吾徒以試子耳入見宗盛曰越前臣鄉也古曰衣錦歸鄉臣受君恩久矣今老矣唯有一死以報君君盍賜錦直垂臣衣以歸死有餘榮宗盛憫之如其言。

訓讀 四月、維盛、通盛、忠度等を以て追討使と爲し、山陽、山陰、西海の諸國、及び參河以東、若狹以南の徵兵十萬餘人に將として、北陸道に入り、將に義仲を夷げ、然る後、賴朝に及ばんとす。齋藤實盛、遣中に在り。

大庭景尙に謂つて曰く、「平替れ源興る。蓋ぞ木曾に降らざる」と。景尙曰く「東人吾が輩の姓名を知らざるはなし。興衰を以て節を變ぜば、人言をいかんせん」と。實盛曰く「吾れ徒だ以て子を試みしのみ」と。入りて宗盛に見えて曰く「越前は臣の郷なり。古に曰く、錦を衣て郷に歸ると。臣、君恩を受くること久し。今老いたり。唯だ一死以て君に報ゆる有るのみ。君、蓋ぞ錦の直垂を賜はらざる。臣衣て以て歸らば、死すとも餘榮有り」と。宗盛之を憫み、其の言の如くす。

通釋 四月、維盛・通盛・忠度等を追討使として、山陽・山陰・西海の諸國及び參河以東、若狹以南の國々から徴發した兵十萬餘人に將となし、北陸道に攻め入り、先づ義仲を平けて置いて、それから頼朝をも葬つて終はうとした。齋藤實盛もその派遣された人數の中に在つた。實盛は大庭景尙に向つて曰ふには「平氏が衰へて、源氏が勃興する時が來た。なぜ貴公は木曾に降參しないのか」と。景尙が曰ふのに「關東の人は大抵自分等の名前を知つてゐる。主家の盛衰で變節しては人の謗を如何しませうぞ」と。實盛が曰ふのに「實は一寸、貴公の心をひいて見ただけの話」と。實盛は内に入つて宗盛に會つて曰ふには「越前は、私の故郷であります。古語に錦を衣て故郷に歸ると申します。私は久しい間君の御恩を受けました。しかしもう悉つかり年老つて終ひました。この上は唯だ命を棄てて御恩報じをするばかりで御座います。如何で御座いませう、錦の直垂を戴かして下さいませんでせうか。私は、その錦を衣て、國に歸りますれば死んでも身の譽れになります」と。宗盛それを不憫に思つて、その言葉通りにしてやつた。

語釋 木曾(義) ○錦直垂(錦で作つた直垂) ○餘榮(死に榮)

義仲聞我軍向越前遣將守燧城據山帶谿最爲要地我軍阻谿水不能近城將有齊明者爲書約之矢以射我軍曰源氏築堤貯水君決東山趾立涸矣臣爲內應焉我軍從之立拔其城連戰皆捷追至三條野敵將齋藤光平出戰實盛曰與我同姓寧死於我與鬪斬之我軍長驅定越前進入加賀源氏兵退據安宅渡平盛俊令子盛綱試水還奉曰可亂矣盛俊以兵五千先渡大軍從之遂拔林富樫二城據之降將齊明進言曰義仲在越後越後越中之界有寒原之險君宜急扼此毋使敵踰焉乃遣盛俊赴之至般若野敵已踰寒原盛俊與戰不利退

訓讀 義仲我が軍越前に向ふと聞き、將を遣はして燧城を守らしむ。城は、山に據り谿を帶び、最も要地たり。我が軍谿水に阻てられ、近づく能はず。城將に齊明なる者あり。書を爲り、之を矢に約し以て、我が軍に射て曰く、「源氏、堤を築き水を貯ふ。君、東山の趾を決せば、立ちどころに涸れん。臣、内應を爲さん」と。我が軍之に従ひ、立ちどころに其の城を抜き、連戰皆捷ち、追うて三條野に至る。敵將齋藤光平出でて戰ふ。實盛曰く、「我と同姓なり。寧ろ我に死せよ」と。與に鬪ひて之を斬る。我が軍長驅して越前を進み、加賀に入る。源氏の兵退いて安宅の渡に據る。平盛俊、子盛綱をして水を試みしむ。還り報じて曰く、「亂るべし」と。盛俊、兵五千を以て先づ渡る。大軍之に従ひ、遂に林、富樫の二城を抜き、之に據る。降將齊明言を進めて曰く、「義仲

越後に在り。越後、越中の界に、寒原の險有り。君宜しく急に此を扼すべし。敵をして踰えしむる毋れ」と。乃ち盛俊を遣はし、之に赴かしむ。般若野に至れば、敵已に寒原を踰ゆ。盛俊與に戦ひ、利あらずして退く。

通釋 義仲は、平氏の軍勢が越前に向つたと聞いて、大將を遣つて、燧城を守らせた。この城は山に據つて居り、又谷をめぐらし、最も要害な場所であつたのである。平氏の軍は、谷川の爲めに遮ぎられ、城に近づくことが出来ない。城中に齊明といふ隊將が居つた。彼は平家に心をよせてゐたので、手紙を書いて矢に結び付け、それを射て平家の陣へ送つたが、それには「源氏は堤防を築いて、水をためてゐる。君が若し東山の麓の堤防を切り落したならば谷川の水は即坐に乾いて終ふでせう。私は中から君の方へ裏切を致しませう」と。書いてあつた。平氏の方ではこの申出に従つて、直ぐ其の城を攻め落し、連戦連勝で、源氏の兵を追つかけて、三條野までやつて来た。敵の大將齋藤光平が出て戦つた。齋藤實盛が曰ふには「貴殿は我と同姓である。これも何かの縁と申すもの、いつその事拙者の手に討死しろよ」と。ともに討ち合つて、これを斬つた。平氏の軍勢は長追ひをして越前を平定し、進んで加賀へ攻め入つた。源氏の兵は退却して、安宅の渡に立て籠つた。平盛俊は倅の盛綱をして、水の浅深を知る爲めに瀬ぶみをさせた。還つて報告をして曰ふに「充分渡られます」と。盛俊は兵五千人を引きつれて、真先に渡つた。大軍が、之に従つて、皆河を渡り、とうとう林・富樫の二城を攻め落して、之に立て籠つた。降参した大將の齊明が意見を進めて曰ふには「義仲は、越後に居ります。越後と越中の界に寒原といふ險しい所があります。君には急に此處をくひ止める算段をなされたが宜い。敵にここを踰えさせてはなりません」と。そこで盛俊を遣つて寒原へ行かせた。般若野に着いた頃敵は一足先に、寒原を踰えてゐた。盛俊は

之と戦つたが、うまく行かないで退却した。

語釋 燧城(越前) ○齊明(越前平泉寺) ○三條野(越前) ○安宅渡(加賀) ○林、富樫(皆加) ○般若野(越前) ○厄(くひ止)

維盛乃以七萬騎軍、砥並山。忠度以三萬騎軍、志雄山。義仲以五萬騎至、令行家攻。忠度、而自當維盛。維盛恃險不備。義仲乘夜來襲。維盛大敗走。義仲乘勝追之。參河守知度、清盛七子也。與五十餘騎、大呼冒敵陣。馬仆而徒。敵有岡田親義、來擊知度。知度舉刀斫其胄。胄墮。因斬其首。親義子重義踵至。我騎遮鬪。知度自屠而死。敵益進。右兵衛佐爲盛、賴盛次子也。亦爲樋口兼光所殺。

訓讀 維盛乃ち七萬騎を以て砥並山に軍す。忠度三萬騎を以て志雄山に軍す。義仲五萬騎を以て至り、行家をして忠度を攻めしめ、而して自ら維盛に當る。維盛險を恃んで備へず。義仲夜に乘り來り襲ふ。維盛大に敗れ走る。義仲勝に乗じて之を追ふ。參河守知度は、清盛の七子なり。五十餘騎と、大に呼んで敵陣を冒す。馬仆れて徒す。敵に岡田親義あり、來つて知度を撃つ。知度刀を擧げて其の胄を斫る。胄墜つ。因つて其の頭を斬る。親義の子重義踵いで至る。我が騎遮り鬪ふ。知度自ら屠つて死す。敵益進む。右兵衛佐爲盛は、賴盛の次子なり。亦樋口兼光の殺す所となる。

通釋 そこで、維盛は七萬騎を引きつれて砥並山に陣取つた。忠度は、三萬騎を引きつれて、志雄山に陣取つ

た。義仲は、五萬騎を率ゐてやつて来て、行家に忠度を攻めさせ、自身は維盛に向つてかかつた。維盛は、砥並山の險阻を恃みにして、油断をしてゐた。義仲は夜の暗いにつけ込んで來襲した。維盛は大に敗れて逃げた。義仲は勝つた勢に乗じて之を追つかけた。參河守知度は、清盛の第七子であつた。この人は五十餘騎と大聲に呼ばはり乍ら敵陣目蒐けて突き進んだ。馬が仆れたので徒歩になつた。敵中に岡田親義といふものがあつて、出て来て、知度を撃つた。知度は刀を振り上げて親義の胃を切つた。胃が落ちた。そこで、親義の首を討ち取つた。親義の倅重義が續いて向つて來た。平氏の騎兵が邪魔立てして闘つた。併し知度は自分で腹を切つて死んで終つた。源氏の兵は、益進んで來た。右兵衛佐爲盛は頼盛の第二子である。これも亦樋口兼光の爲めに殺された。

語釋 砥並山(中越) ○志雄山(加賀能登)

維盛退保佐良岳。當此時、忠度與盛俊擊破行家。而聞維盛敗、引兵與之合、退據安宅。忽有鞍馬十四、濟水而至。畠山重能在前軍、視之曰、「敵近矣。」乃與三百騎登篠原岳、瞰之。馳使中軍、告曰、「源氏兵悉濟。」臣將先進。請賜後繼。義仲召樋口兼光、指岳頂、問曰、「汝知彼一隊將爲誰。」曰、「畠山重能也。」臣數遊武藏、記其旗章矣。義仲曰、「此可與鬪者。」遣兼光與鬪、殺傷相當。

訓讀 維盛退いて佐良岳を保つ。此の時に當り、忠度、盛俊と行家を擊破す。而して維盛の敗を聞き、兵を引

いて之と合し、退いて安宅渡に據る。忽ち鞍馬十四有り、水を濟つて至る。畠山重能、前軍に在り、之を視て曰く「敵近づけり」と。乃ち三百騎と篠原岳に登り、之を瞰る。使を中軍に馳せ、告げて曰く「源氏の兵、悉く濟れり。臣、將に先づ進まん」とす。請ふ、後繼を賜はれ」と。義仲、樋口兼光を召し、岳頂を指さし、問うて曰く、「汝、彼の一隊の將は誰なるかを知るや」と。曰く、「畠山重能なり。臣、數武藏に遊び、其の旗章を記す」と。義仲曰く、「此れ與に鬪ふ可き者」と。兼光を遣はし與に鬪はしむ。殺傷相當。

通釋 維盛は退いて佐良岳を守つてゐた。この時、忠度の方では、盛俊と力を合はせて行家を撃ち破つた。併し維盛の敗軍を聞いて、兵を引き連れ、維盛と一緒にになり、退いて、安宅の渡に立籠つた。すると忽ち鞍馬を置いた馬が十四匹河を渡つてやつて來た。畠山重能は、前軍にゐたが、之を見て曰ふに「敵が近づいて來たぞ」と。そこで、三百騎と一緒に篠原岳に登つて見下して見た。そこで使を本隊へ走らせていふには「源氏の兵は皆河を渡つて終ひました。私は眞つ先に進んでぶつかりませう。後詰の兵をお願い致します」と。源氏方では、義仲が樋口兼光を召し寄せ、篠原岳の山頂を指して問うていふのに「其の方は、あの山の一族の大將は誰か知つてゐるか」と。兼光が曰ふのに「あれは畠山重能で御座います。私は、度々武藏へ參りましたので、その旗記しを覚えて居ります」と。義仲は曰ふに「これなら共に鬪つても宜い男だ」と。兼光を遣つて、ともに鬪はせた。討死怪我人は互角であつた。

語釋 佐良岳(加) ○鞍馬十四(義仲が水の淺深を調べた時放つた馬) ○篠原岳(加)

維盛等乃進當義仲戰且退、至成合返擊大戰。大庭景尙自呼而鬪。義仲曰、「名士也。」

摩騎逆之。景尙斬十三騎。被創自殺。衆悉退。實盛獨留戰。敵將手塚光盛呼問其名。實盛曰「汝斬我首。獻木曾公。公知我也。進薄光盛。光盛從騎遮之。實盛攬騎將殺之。光盛救之。三人相搏墜馬。

訓讀 維盛等、乃ち進んで義仲に當り、戦ひ且つ退き、成合に至り、返り撃つて大に戦ふ。大庭景尙自ら呼んで闘ふ。義仲曰く「名士なり」と。騎を麾いて之を逆ふ。景尙十三騎を斬り、創を被つて自殺す。衆悉く退く。實盛獨り留り戦ふ。敵將手塚光盛呼んで其の名を問ふ。實盛曰く「汝我が首を斬り、木曾公に獻ぜよ。公は我を知れり」と。進んで光盛に薄る。光盛の從騎之を遮る。實盛、騎を攬み、將に之を殺さんとす。光盛之を救ひ、三人相搏ち、馬より墜つ。

通釋 そこで維盛等は進んで義仲にぶつかり、戦つては退却して成合迄行つたが、そこで又引き返へして撃つてかかり、大に戦つた。平家方の大庭景尙が自ら名乗りを上げて闘つた。義仲が曰ふのに「大庭景尙といへば名高い武士だ。ソレツ」と部下の騎を指揮して、景尙を逆へ撃たせた。景尙は大に奮闘して、源氏の十三騎を斬り、自分も傷を負うて自殺した。かくて、平家の軍勢は皆退却したに、獨り齋藤實盛だけは、踏み止まつて戦つた。源氏方の手塚光盛といふ者が、大音聲に、實盛の名を尋ねた。實盛は曰ふのに「名前は申さぬが、貴様はこの儂の首を斬つて、木曾公へ獻上しろ。公はよく御存知で居られるぞ」と。さう曰つて、進んで光盛に迫つて來た。光盛のお供の騎士が、之を邪魔立てしたので、實盛が怒つて、その騎士を引つ掴んで殺さうとした。光盛は

之を援けようとする、其處で三人の組打ちが始まつて、皆馬から轉がり落ちた。

語釋 渡頭(場) ○成合(越前に在る) ○名士(名のあはれる士)

光盛遂刺實盛獻頭於義仲告其狀曰「單騎衣錦其語東音義仲曰「莫乃實盛乎」召兼光視之兼光曰「是也」義仲曰「吾知實盛年高今其髮黑者何」對曰「實盛嘗與臣言於東國曰白頭從軍吾將涅我髮否」則難以伍壯者矣蓋踐其言也乃洗其頭頭髮皆白義仲泣曰「吾幼孤爲此老所鞠育使其來歸將父事之乃重恩就死可不謂義乎」收尸葬之義仲復追我軍平盛綱藤原景高等十餘人死之。

訓讀 光盛遂に實盛を刺し、頭を義仲に獻じ、其の狀を告げて曰く「單騎錦を衣る。其の語は東音なり」と。義仲曰く「乃ち實盛なる莫からんか」と。兼光を召して之を視しむ。兼光曰く「是れなり」と。義仲曰く「吾れ實盛の年高きを知る。今其の髮黑きは何ぞや」と。對へて曰く「實盛嘗て臣と東國に言ふ。曰く、白頭にて軍に從ふには、吾れ將に我が髮を涅せんとす。否ずんば則ち以て壯者に伍し難しと。蓋し其の言を踐むなり」と。乃ち其の頭を洗ふ。頭髮皆白し。義仲泣いて曰く「吾れ幼にして孤なり。此の老の鞠育する所と爲る。其をして來り歸せしめば、將に之に父事せんとす。乃ち恩を重んじ死に就く、義と謂はざるべけんや」と。尸を收めて之を葬る。義仲、復我が軍を追ふ。平盛綱、藤原景高等十餘人之に死せり。

通釋 とうく 光盛は、實盛を刺し殺し、誰れとも分らぬが、兎も角、その首を義仲に獻上して、その時の有様を逐一告げて曰ふのに「ただ一騎で、錦の直垂を着込んで居りました。その言葉は平氏に似合はず、關東訛で御座いました」と。義仲が曰ふのに「それぢやア、實盛では無いだらうか」と。兼光を呼んで、首實檢をさせた。兼光が曰ふのに「慥しかに實盛です」と。義仲は「自分は實盛は大分年を老つてゐると承知してゐた。今見受けるところ、其の髪の毛の黒いのは、何うしたことだらう」と訝かつた。すると兼光が對へて曰ふのに「實盛が、以前、東國にゐた頃、私に話したことが御座います。それは、老年になつて戰場へ出る時には、自分は白髪を墨で黒く染めようと思ふ。さうでもしなければ、迎も血氣壯んな若い人々の仲間入りは出来難いと申しました。多分、其の言葉通りにしたので御座いませう」と。そこで其の頭を洗つて見ると、果してそれは白髪であつた。これを見てゐた義仲は、サメく泣いて曰ふには「自分は二歳の時に孤兒となつた。その時此の老人に養ひ育てられ、大層世話になつたのである。若しこの老人が、自分の方へ來り附いて呉れたら、自分は父として尊び事へただらうに残念なことをした。此の老人が平家から受けた恩を重んじて、討死したのは、誠に義理堅いと謂はなければなるまい」と。實盛の尸骸を取り收めて、手厚く之を葬つてやつた。義仲は、また平家の軍を追つかけた。平盛綱藤原景高等十餘人が討死した。

語釋 年高(この時實盛) ○鞠直(鞠は養ふ) ○父事(父として尊ぶ)

我諸將敗歸。法皇會議。藤原長方引漢和匈奴故事。請遣使赦諸源罪。不聽。平氏

遣書山徒誘之。山徒不從。七月、平貞能既定西海、以降將菊池高直、原田種直以下、兵千騎、糧十萬石至。平氏咸喜、欲用禦東北。美濃人來告曰、「義仲已至近江」矣。於是資盛、知盛、重衡與貞能等守宇治、勢多、遣賴盛繼之。又賴盛辭不往、強遣之。已而源行綱等、四窺京師、山徒亦黨義仲。宗盛乃召還諸將、遣貞能擊行綱于攝津。知盛以五百騎次粟津、與義仲前軍戰、不利退。義仲進軍叡山。

訓讀 我が諸將敗れ歸る。法皇會議す。藤原長方、漢、匈奴に和するの故事を引き、使を遣はし諸源の罪を赦さしめんと請ふ。聽されず。平氏、書を山徒に遣り之を誘ふ。山徒從はず。七月、平貞能既に西海を定め、降將菊池高直、原田種直以下の兵千騎、糧十萬石を以て至れり。平氏咸喜び、用ひて東北を禦がんと欲す。美濃の人、來り告げて曰く、「義仲已に近江に至れり」と。是に於て、資盛、知盛、重衡は貞能等と宇治、勢多を守る。賴盛を遣はして之に繼がしむ。又賴盛辭して往かず。強ひて之を遣はす。已にして源行綱等、京師を四窺し、山徒も亦義仲に黨す。宗盛乃ち諸將を召還し、貞能を遣はし行綱を攝津に撃たしむ。知盛五百騎を以て粟津に次し、義仲の前軍と戦ひ、利あらずして退く。義仲進んで叡山に軍せり。

通釋 平家の大將共は皆負けて京都に歸つた。法皇は會議をお開きになつた。藤原長方は昔漢が匈奴と和睦した古る事を例に取つて、今の場合もそれを學んで、使を遣はし、諸々の源氏の罪をお赦しになさるやうに願つた。

けれども、法皇はお聞き入れにならなかつた。平氏は、書面を叡山の僧徒に送つて味方に引き入れようと誘うた。けれども、山徒は従はなかつた。七月、平貞能は既に西海が平定したので、降参した大将菊池高直・原田種直以下の兵千騎糧十萬石を引き具して京都に來た。平氏の人々は皆喜んで、之を用ひて、東北方面を防がうと思つた。所が美濃の人がやつて來て、告げて曰ふには「義仲は早や近江までやつて來ました」と。そこで、資盛・知盛・重衡は、貞能等と一緒に、宇治勢多を守ることにした。又頼盛を遣はして、後續せしめた。又頼盛は辭退して、往かなかつた。しかし無理に強ひて行かせた。その内に源行綱等は、四方から京都を狙ひだし、叡山の僧徒も亦義仲に組して終つた。そこで、宗盛は、諸將を呼び戻し、別に貞能を遣つて、行綱を攝津で撃たせた。知盛は、五百騎を率ゐて粟津に陣し、義仲の前軍と戦つたが、敗れて退却した。義仲は進んで比叡山に陣取つた。

語釋 漢和匈奴(漢高祖、白登にて匈奴の爲めに圍まれ、陳平の詭計にて免かれ) ○勢多(近) ○頼盛辭(頼朝に歸く心があ ○次(三
以上を次といふ。一宿は) ○粟津(近)
舎、二宿は信といふ。)

宗盛大召族人、議曰、「兵寡。我欲奉帝及法皇、奔西國以圖再舉。何如？」知盛進曰、「不可。我祖桓武實肇此都。後降爲武臣、於今八世、未嘗退避。寧決戰于此、刀折矢盡而後已。」教盛、經盛等皆以爲然。宗盛不聽。使人造法皇。法皇不在。宗盛大失意。乃奉帝及皇太后、皇弟惟明、收劍璽、縱火諸第、率其子右衛門督清宗、其弟中納言知盛、右中將重衡、淡路守清房、其弟式部丞清定、丹波守清邦、其叔父參議經盛、中納言教盛、薩摩守忠度、經盛の子皇后宮亮經正、若狹守經俊、教盛の子越前守通盛、能登守教經、從五位下業盛、知盛の子武藏守知章、經俊の弟敦盛、清房の二弟惟俊、良衡、故の基盛の子左馬頭行盛等、及び攝政藤原基通、大納言平時忠を率ゐて西す。

訓讀

宗盛大に族人を召し、議して曰く、「兵寡し。我れ帝及び法皇を奉じ、西國に奔り以て再舉を圖らんと欲す。何如ん」と。知盛進んで曰く、「不可なり。我が祖桓武、實に此の都を肇む。後降つて武臣となり、今に於て八世、未だ嘗て退避せず。寧ろ此に決戦し、刀折れ矢盡きて後已まん」と。教盛、經盛等、皆以て然りと爲す。宗盛聽かず。人をして法皇に造らしむ。法皇在らず。宗盛大に意を失ふ。乃ち帝及び皇太后、皇弟惟明を奉じ、劍璽を收め、火を諸第に縱ち、其の子右衛門督清宗、其の弟、中納言知盛、右中將重衡、淡路守清房、其の義弟式部丞清定、丹波守清邦、其の叔父參議經盛、中納言教盛、薩摩守忠度、經盛の子皇后宮亮經正、若狹守經俊、教盛の子越前守通盛、能登守教經、從五位下業盛、知盛の子武藏守知章、經俊の弟敦盛、清房の二弟惟俊、良衡、故の基盛の子左馬頭行盛等、及び攝政藤原基通、大納言平時忠を率ゐて西す。

通釋

宗盛は、大に一族の者を集めて相談していふには「今や我が軍には兵士が少いので如何ともし難い。自分分は天皇及び法皇をお伴れ申して一旦西國へ落ち延び、そこで再度の旗揚げを圖らうと思ふが、どんなものであらう」と。知盛が曰ふのに「いけません。わが祖先の桓武天皇が、實にこの京都をはじめられたのであります。

その後子孫の者が降つて、武臣となり、今日で八代であるが、まだ一度として敵を恐がつて避けて逃げたことはいりません。そんなことよりむしろここで勝負の決まる迄戦ひ、刀が折れ矢がなくなるに至つて止むばかりであります」と。教盛、經盛等は皆それに賛成した。しかし宗盛は聞き入れなかつた。宗盛は法皇の御所へお迎へに人をやつた。併し法皇は御不在であつた。宗盛は非常に失望した。そこで宗盛は天皇及び皇太后皇弟惟明を奉じ、三種の神器を取り收め、諸々の屋敷に火をかけ、倅の右衛門督清宗、弟の中納言知盛、右中將重衡、淡路守清房、其の義弟式部丞清定、丹波守清邦、其の叔父に當る參議經盛、中納言教盛、薩摩守忠度、その外經盛の子の皇后宮亮經正、若狹守經俊、教盛の子越前守通盛、能登守教經、從五位下業盛、知盛の子の武藏守知章、經俊の子敦盛、清房の二弟維俊、良衡、故の基盛の子の左馬頭行盛等及び攝政藤原基通、大納言平時忠等を引き連れて西國へ出立した。

語釋 帝(安徳天) ○法皇(後白河) ○八世(高望—國香—貞盛—維衡—正盛—忠盛—清盛—) ○法皇不在(比叡山へ避) ○劍璽(三種を略して) ○右衛門督(右衛門府) ○式部丞(式部少輔) ○皇后亮(大夫の次官、中宮) ○劍璽(三種を略して)

權大納言頼盛從而後、比及鳥羽、撤赤幟、而東、倚法皇伏匿。基通亦還走。平盛嗣欲追之。宗盛曰、「舍之。吾無所用此不義人也。」因問曰、「小松中將何如。」曰、「未來。」宗盛曰、「亦頼盛比耶。」乃召畠山重能兄弟曰、「汝子弟在武藏。汝盍東。」二人對曰、「臣等蒙平氏恩、二十一年于此見危而遁、不忍爲也。」宗盛曰、「父子相慕、無貴賤一也。父在西、子在東、以相殘滅、吾心憫之。汝宜亟去從頼朝。二人泣辭而東。」

訓讀 權大納言頼盛、從ひて後れ、鳥羽に及ぶ比、赤幟を撤して東し、法皇に倚りて伏匿す。基通も亦還り走る。平盛嗣之を追はんと欲す。宗盛曰く、「之を舍けよ。吾れ此の不義の人を用ふる所無きなり」と。因つて問うて曰く、「小松中將は如何ん」と。曰く、「未だ來らず」と。宗盛曰く、「亦頼盛の比か」と。乃ち畠山重能兄弟を召して曰く、「汝の子弟、武藏に在り。汝盍ぞ東せざる」と。二人對へて曰く、「臣等、平氏の恩を蒙ること、此に二十年なり。危きを見て遁るるは、爲すに忍びざるなり」と。宗盛曰く、「父子相慕ふは、貴賤と無く一なり。父西に在り、子東に在り、以て相殘滅するは、吾れ心に之を憫む。汝宜しく亟に去つて頼朝に従ふべし」と。二人泣辭して東す。

通釋 權大納言頼盛も一緒に從いて行つたが、後れ鳥羽に來た頃思返して、平家の赤旗をばづして東へ還り、法皇にたよつて匿れて居た。基通も、亦逃げ還つた。平盛嗣が之を追つかけようとした。すると宗盛が曰ふのに「棄てて置け。あんな義理を知らない者には、用はない」と。そこで尋ねて曰ふには「小松中將維盛はどうしたか」と。盛嗣は答へて曰ふに「まだ參られませんか」と。宗盛が曰ふのに「これも頼盛と同類なのか」と。そこで畠山重能の兄弟を呼び寄せて曰ふには「お前達の子弟は武藏に居るぞうぢや。お前達は何故關東へ行かないのか」と。二人が對へて曰ふには「私共が平家の御恩を受けましたことは二十年にもなります。今御家の運命が危いのを見て、逃げ出すといふことは到底爲すに忍びません」と。宗盛は曰ふのに「親子が慕ひ合ふのは人情で、身分の高下に由らず皆同一である。しかるに親のお前達は西平家方に居つて、子は東の源氏方に居り、互に殺し合

ふといふのは、いかにも不憫である。お前達は速く此處を去つて頼朝に従つたら宜からう」と。二人は泣きながら暇乞して、東の方へ去つた。

語釋 鳥羽(山城、京) ○子弟(重忠等を)

宗盛等至關戸、顧見數百騎、至則維盛也。率其弟右中將資盛、左中將清經、左少將有盛、侍從忠房、備中守師盛來。衆大喜。維盛曰、「吾遣妻孥而來。皆啼哭牽我。吾是以後宗盛曰、「衆皆挈家。子何獨否。」答曰、「挈焉而行。終可庇乎。」衆相顧悽然。

訓讀 宗盛等關戸に至り、顧みて數百騎の至るを見るに、則ち維盛なり。其の弟右中將資盛、左中將清經、左少將有盛、侍從忠房、備中守師盛を率ゐて來る。衆大に喜ぶ。維盛曰く、「吾れ妻孥を遣して來る。皆啼哭して我を牽く。吾れ是を以て後れたり」と。宗盛曰く、「衆皆家を挈ふ。子何ぞ獨り否らざる」と。答へて曰く、「焉を挈へて行くも、終に庇ふ可けんや」と。衆相顧みて悽然たり。

通釋 宗盛等は關戸まで來たとき、ふり回ると、數百騎の兵が此方へ來るのを見たが、それは維盛であつた。その弟の右中將資盛、左中將清經、左少將有盛、侍從忠房、備中守師盛などを率ゐてやつて來た。皆非常に喜んだ。維盛が曰ふのに、「私は妻子を残し置いて來ました。皆が泣き叫んで私を牽き止めました。そこで遅れて終ひました」と。宗盛が曰ふのに、「いづれも皆家族を連れて來てゐる。貴公だけは何故さうしなかつたのか」と。維盛は答へて「つれて來たところで結局庇ひきれぬものでもありません」と。皆互に顔を見合せて悲しんだ。

語釋 關戸(攝) ○悽然(悲ひ悲)

經正幼仕仁和寺法親王、貺其所愛琵琶。雖征行、未嘗不携。是日齋返、謁王曰、「臣等事已至此、願得一叙別而行。」因即席彈數曲。王及左右皆垂淚。經正曰、「臣嘗欲守此賜以傳子孫。今行且死亡、不忍并寶器滅沒之。」乃奉還琵琶而去。

訓讀 經正、幼より仁和寺法親王に仕へ、其の愛する所の琵琶を貺はる。征行と雖も、未だ嘗て携へずんばあらず。是の日、齋し返し、王に謁して曰く、「臣等、事已に此に至る。願はくは、一たび別を敘して行くことを得ん」と。因つて席に即き、數曲を彈す。王及び左右皆涙を垂る。經正曰く、「臣嘗に此の賜を守り、以て子孫に傳へんと欲す。今行かば且に死亡せんとす。寶器を并はせて之を滅没するに忍びず」と。乃ち琵琶を奉還して去れり。

通釋 經正は幼い頃から、仁和寺の法親王に仕へてゐたが、親王の愛せられた琵琶を拜領した。戰爭に行く時でも、之を離したことはなかつた。都落ちの日に、これを持參してお返し申し、法親王に御目通りをして曰ふのに、「私ども、萬事此くの如き有様になつて終ひました。何卒一たび御別れを敘べて行きたいと存じます」と。そこで座について數曲を彈いた。法親王及び左右の近臣どもは皆涙を流した。經正が曰ふのに、「私は、いつもこの賜物を大切に守り、子孫にまでも傳へようと思つてゐました。けれども私がこれから、出かければ、死んで終ふことでありませう。この大切な寶物をムザ／＼一緒に亡にするには忍びません」と。そこで琵琶を返上して